

**吉野川水系河川整備計画【素案】に係る
「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の
考え方について**

平成 18 年 12 月

国土交通省四国地方整備局

1. ご意見のとりまとめ（概要）

国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を発表し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところです。

また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えています。

まず、「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けて、平成18年6月23日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」（以下、【素案】という）を発表いたしました。

この【素案】に対する多くの皆さまからのご意見を頂くため、平成18年6月27日から同9月30日までに、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を計11回開催しました。

また、これらの会に参加できない流域住民の方々のご意見を頂くため、平成18年6月27日から同10月7日まで、ハガキやインターネット等によるご意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

これら様々な機会を通じて数多くのご意見を頂き、誠に有難うございました。

頂きましたご意見の総括は、表-1のとおりです。パブリックコメントでは、85通のご意見を頂きました。

各会場の速記録及びハガキやインターネット等のパブリックコメントにより頂きましたご意見については、吉野川水系河川整備計画のホームページ（<http://www.yoshinoriver.info/index.html>）に掲載しています。

その際、流域住民の方々の方々の氏名等の個人情報については、公表を差し控えさせて頂いております。

表－1 ご意見・ご質問 総括について

①各会場でのご意見発言者数				意見数	発言者数	傍聴者
■吉野川学識者会議				55件	16人	56名
■吉野川流域住民の意見を聴く会				371件	110人	428名
下流域	吉野川市	日 時	平成18年7月22日(土)	17件	6人	44名
		場 所	セントラルホテル鴨島			
	北島町	日 時	平成18年7月23日(日)	12件	7人	64名
		場 所	北島町立公民館			
徳島市	日 時	平成18年8月5日(土)	34件	12人	109名	
	場 所	徳島県建設センター				
徳島市II	日 時	平成18年9月30日(土)	240件	61人	107名	
	場 所	徳島大学工学部共通講義棟				
中流域	美馬市	日 時	平成18年7月8日(土)	22件	9人	36名
		場 所	美馬市美馬福祉センター			
上流域 高知県会場	土佐町	日 時	平成18年7月9日(日)	34件	9人	35名
		場 所	土佐町保健福祉センター			
上流域 愛媛県会場	四国中央市	日 時	平成18年8月6日(日)	12件	6人	33名
		場 所	四国中央市福祉会館			
■吉野川流域市町村長の意見を聴く会				112件	21人	53名
下流域	徳島市	日 時	平成18年7月25日(火)	41件	10人	25名
		場 所	徳島県建設センター			
中流域	美馬市	日 時	平成18年7月11日(火)	26件	4人	16名
		場 所	美馬市美馬福祉センター			
上流域	土佐町	日 時	平成18年7月26日(水)	45件	7人	12名
		場 所	土佐町保健福祉センター			
■パプコメ				281件		
合計				819件	147人	537名

②パブリックコメントによるご意見数

提出方法	意見提出者数	意見数
ホームページ	3通	
メール	9通	
FAX	5通	
ハガキ	30通	
意見記入用紙	31通	
コモンズ経由	7通	
合計	85通	281件

③意見分類による意見数

分類	意見数
■素案に関する意見	513件
河川整備計画全般	110件
洪水高潮等による災害の発生の防止または軽減	178件
河川水の適正な利用	16件
河川環境の整備と保全	131件
維持・管理	78件
■素案以外の意見	306件
吉野川水系河川整備計画の進め方について	158件
抜本的な第十堰の対策のあり方について	52件
直轄管理区間外の整備等について	29件
国土交通行政へのご意見・ご質問について	20件
その他	47件
合計	819件

2. ご意見への対応

2. 1 ご意見の整理

ご意見の整理にあたっては、速記録やパブリックコメントでいただいた文章の中で、同一内容に係るご意見又はご質問とその理由を要約し、一つの「意見及び質問」と定義しました。

一人の発言者が同じ会場において、趣旨や箇所が異なる発言をされた場合には、別々のご意見として取り扱いました。また、一人の発言者が同じ会場において、同趣旨のご意見を繰り返し発言された場合は、繰り返しの発言内容を含めて一つのご意見としました。

2. 2 ご意見のとりまとめ

2. 1のご意見について、河川管理者の判断により、同様のご意見と思われるものを発言順に並べさせていただきました。

また、同様のご意見と判断したものについて、「意見要旨」を作成し、河川整備計画素案に記載されている順に「テーマ」を作成しました。

2. 3 四国地方整備局の考え方

2. 2で作成したテーマ毎に、四国地方整備局の考え方をお示しし、できる限り河川整備計画素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付して公表いたします。

また、理由や根拠となるデータについても、できる限り公表いたします。

2. 4 考え方に対応した【素案】内容

みなさまからいただいたご意見について、反映できるものについては、どのように【素案】を修正するのかをアンダーラインや見え消し等で示しました。

また、いただいたご意見で、【素案】に記載されているものについては、【素案】の該当箇所を記載させていただきました。

※ なお、今回のご意見のとりまとめにおいて、いただいたご意見の趣旨が異なっている場合は、申し訳ございませんが、再度ご意見をお寄せ下さい。

テーマ	
①河川整備計画全般	
共通-1	地球温暖化に対する方策について
共通-2	流域内の交流推進について
共通-3	治水・利水・環境の優先順位について
共通-4	治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について
共通-5	将来予測を考慮した計画策定について
共通-6	河川整備計画の見直しについて
共通-7	河川整備計画の事業費について
共通-8	河川整備計画の事業工程について
共通-9	今後の地域住民、関係機関の連携について
共通-10	河川利用における観光開発について
共通-11	森林の現状と今後について
共通-12	森林に関する他機関との連携について
共通-13	森林による土砂流出抑制について
共通-14	森林による流出抑制について
共通-15	流域土砂管理について
共通-16	文章等表現内容の改善について
共通-17	アンケート(「よりよい吉野川づくりを指して」)の反映について

テーマ	
②洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減	
治水-1	河川整備において目標とする流量について
治水-2	施設能力を上回る洪水への対応について
治水-3	平成17年台風14号洪水の流出量について
治水-4	治水施設整備に係る費用と効果について
治水-5	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)
治水-6	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)
治水-7	河川整備計画の堤防法線の位置付けについて
治水-8	水害防備林、竹林等について
治水-9	岩津上流の改修による下流への影響量について
治水-10	築堤計画内容の説明について
治水-11	吉野川本川堤防の整備の進め方について
治水-12	堤防漏水対策について
治水-13	堤防浸食対策について
治水-14	内水対策の進め方について
治水-15	高潮対策について
治水-16	津波の影響範囲について
治水-17	河口周辺堤防の対策の計画反映について
治水-18	勝命箇所の実施に関する計画内容について
治水-19	善入寺島地区の実施に関する計画内容について
治水-20	加茂第一箇所の実施に関する計画内容について
治水-21	加茂第二箇所の実施に関する計画内容について
治水-22	旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について
治水-23	旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について
治水-24	旧吉野川北川向地区の堤防整備について
治水-25	今切川広島地区の実施に関する計画内容について
治水-26	今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について
治水-27	北島町周辺の橋梁改築について
治水-28	地震対策について
治水-29	堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて
治水-30	ダムの洪水調節について
治水-31	早明浦ダムの洪水調節能力について
治水-32	早明浦ダムの改良について
治水-33	柳瀬ダムの改良について

テーマ	
③河川水の適正な利用	
利水-1	吉野川池田地点の平均総流出量について
利水-2	吉野川の正常流量について
利水-3	吉野川の自然流量について
利水-4	渇水対策について
利水-5	麻名用水について
利水-6	国営農地防災事業について
④河川環境の整備と保全	
環境-1	河川環境のあり方について
環境-2	環境目標の明確化について
環境-3	環境目標となる指標の設定について
環境-4	環境保全に対する地域住民等との連携
環境-5	外来種対策について
環境-6	河口干潟について
環境-7	連続性の確保について
環境-8	ミチゲーションについて
環境-9	多自然川づくりの検討について(工法)
環境-10	多自然川づくりの検討について(仕組み)
環境-11	多自然川づくりの検討について(調査・評価)
環境-12	河道掘削時における環境への配慮について
環境-13	河川景観について
環境-14	旧吉野川における河川環境の保全について
環境-15	河川空間の利用促進について
環境-16	河川利用における高齢者への配慮について
環境-17	早明浦ダムにおける濁水の現状について
環境-18	早明浦ダムにおける濁水対策について
環境-19	早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について
環境-20	早明浦ダム周辺の環境整備について
環境-21	水源地域ビジョンについて

テーマ	
⑤維持・管理	
管理-1	防災情報の充実について
管理-2	ハザードマップ等の充実について
管理-3	重要水防箇所について
管理-4	河道内樹木の維持管理について
管理-5	ホテイアオイの除去について
管理-6	排水ポンプ車の運用について
管理-7	樋門の操作について
管理-8	第十堰の補修について
管理-9	排水施設の機能維持について
管理-10	不法投棄の現状について
管理-11	河川の清掃活動等への支援について
管理-12	伐採木等の利活用について
管理-13	河川の適正な維持管理について
管理-14	河川維持管理への地域住民の参加について
管理-15	許認可時の環境保全の必要性について
管理-16	水質事故への対応について
管理-17	吉野川の汚濁負荷率について
管理-18	水質の保全について
管理-19	ダム管理規定について
管理-20	早明浦ダムにおける護岸補修について
管理-21	池田ダムにおける護岸の荒廃について
管理-22	ダムの補修・補強について
管理-23	ダム堆砂について
管理-24	ダム堆砂の利活用について

テーマ	
①吉野川水系河川整備計画の進め方について	
その他-1	住民参加に関する仕組みについて
その他-2	「明日の吉野川と市民参加のあり方」を考える懇談会の最終提言について
その他-3	河川整備計画の策定スケジュールについて
その他-4	意見の反映方法について
その他-5	検討データの公開について
その他-6	吉野川学識者会議における委員選定について
その他-7	吉野川学識者会議における運営方法について
その他-8	吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について
その他-9	吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)
その他-10	ファンリレータの選定方法について
その他-11	グラウンド・ルール「意見の反映」について
その他-12	公聴会について
その他-13	広報活動について
その他-14	抜本的な第十堰の対策のあり方について
③直轄管理区間外の整備等について	
その他-15	高知県管理区間の直轄化要望について
その他-16	高知県管理区間の浸水被害について
その他-17	高知県管理区間の改修要望について
その他-18	徳島県との連携について
その他-19	高知県との連携について
その他-20	貞光川(徳島県)の整備について
その他-21	板東谷川(徳島県)の産業廃棄物について
その他-22	流域内の廃棄物処理施設の把握について
その他-23	砂防事業区間の整備について

テーマ	
④国土交通行政へのご意見・ご質問について	
その他-24	調査・検討資料の情報公開について
その他-25	旧吉野川の樹木伐採について
その他-26	光ファイバーの占用について
その他-27	防災エキスパートについて
その他-28	採取砂利の活用について
その他-29	堤防構造について
その他-30	上・下流域の関係について
その他-31	河川利用への水量補給について
その他-32	発電事業について
その他-33	占用地の修繕について
その他-34	銅山川の完全分水問題について
その他-35	今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて
⑤その他	
その他-36	回答の特定できなかったご意見
その他-37	その他

「考え方に対応した【素案】内容」の表示説明
・ゴシック体及び取り消し線文字：素案文章の修正箇所
・下線付き文字：意見要旨に対応する記述内容

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>共通-1 地球温暖化に対する方策について</p> <p>温暖化による異常気象は計画の中に含むのか</p> <p>温暖化にそなえて土手の高さを高くするには、外のすそをどのくらい広げなくてはならないか？</p> <p>温暖化による異常気象は計画との関係。</p> <p>地球温暖化の上昇、過去100年間で地球全体が0.7度、それから日本は1度上昇しており、まだこれから上昇すると思うのですが、環境の中にそういう問題も含むものか、</p>	<p>44</p> <p>パブコメ</p> <p>流域住民 (下流域・島上)</p> <p>Gさん</p> <p>流域住民 (下流域・島上)</p> <p>S1さん</p>	<p>温暖化による海面の上昇や降雨特性の変化は、治水安全度の低下に繋がることから河川管理者も関心を持っています。</p> <p>しかしながら、地球温暖化に伴う影響量については、定量的な把握が難しく、計画に反映できる状況にはありません。</p> <p>当面は、河川整備計画素案の2.吉野川の現状と課題に記載している治水・利水・環境上のさまざまな課題について、計画的に対応を図りたいと考えています。</p> <p>また、河川整備計画素案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の気象条件の変化に伴い発生する課題等については、その課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考えて、河川整備計画素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正します。</p>	<p>【河川整備計画素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等 本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要を見直しを行うものとする。</p>	<p>【河川整備計画素案P105】 5-1 情報の発信と共有 吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、公開流域講座・現地（フォーラム）講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。</p> <p>また、平成12年より実施している「吉野川流域一帯水質調査」では、流域住民のみならず、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。</p> <p>今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報を提供していただき、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。</p> <p>また、過去の災害について、地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。</p>
<p>共通-2 流域内の交流推進について</p> <p>吉野川は一つの思想に立って、上流・中流・下流の交流を推進し進めて欲しい。</p> <p>災害に対して、(吉野川に関わる)地域の連携・協働のしくみをつくってほしい。</p> <p>地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流ネットワークの構築を図る上での具体的な案・方法などあるのでしょうか。</p>	<p>53</p> <p>パブコメ</p> <p>Gさん</p> <p>流域住民 (中流域)</p> <p>Gさん</p> <p>流域住民 (下流域・島上)</p>	<p>平成14年度より実施している「吉野川現地(フォーラム)講座」では、流域住民の方にご参加いただき、上流のダム事業や砂防事業、下流の内水対策事業や環境事業などを現地でご説明し、事業の状況を紹介しています。</p> <p>また、平成12年より実施している「吉野川流域一帯水質調査」では、流域住民のみならずのご協力図っています。</p> <p>さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めています。</p> <p>今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を活用し、地域の身近な情報を提供していただき、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進していきいたいと考えて、河川整備計画素案P105、5-1 情報の発信と共有を修正します。</p>	<p>【河川整備計画素案P105】 5-1 情報の発信と共有 吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、公開流域講座・現地（フォーラム）講座等の開催、ホームページや広報誌等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。</p> <p>また、平成12年より実施している「吉野川流域一帯水質調査」では、流域住民のみならず、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。</p> <p>今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報を提供していただき、その情報をホームページ、広報誌等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。</p> <p>また、過去の災害について、地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。</p>	

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>共通-4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について</p> <p>治水・利水と環境及びレクリエーション利用との関係は、対立関係が起ることから、その回避の仕方等について方針・計画が盛り込まれなければならない。</p> <p>河川整備計画におけるミティゲーションの優先順位は、回避を先にを行い、次に環境への影響を最小化、それでも残る環境影響については代償行為を実施すること。</p>	<p>治水・利水と環境及びレクリエーション利用と環境は、コンフリクト(対立関係)が起ることから、コンフリクトの解消の仕方とか、何をベースにするのかを明確に示さないと議論が進まない。コンフリクトをいかに調整するかというものは河川計画の中で大きな課題であり、その回避の仕方等について方針・計画が盛り込まれなければならない。</p>	<p>座談者 横田委員</p>	<p>河川環境の保全に関する目標については、河川整備計画案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標において、「治水・利水・河川利用との整合を図りつつ、良好な自然環境の保全に努める。また、今後継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と連携し、地域住民等と連携しながら行う。」 なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努めるとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広い水河原の保全・再生に努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、必要な対策を実施することにより、さらさらとした連続性のある河川環境の再生に努める。</p> <p>吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河口及び海からの影響を受けやすい水域という特有の環境となっている。そのため、河口・干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する魚類・鳥類の重要な生息・生育地であり、多様な生物が生息・生育する河口・干潟を在りし、渡り鳥の重要な生息・生育地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育の保全に努める。</p> <p>また、魚類等の遡上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物にあっては、アユの遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価し、必要に応じて河川環境の保全・創出に努める。</p> <p>また、河川環境の配慮事項としては、例えば、河川整備計画案P63、③ 河道の掘削において、魚類等の生息域となっている良好な水域環境の影響を最小限にとどめるために、吉野川においては水位以上を掘削することとしており、今後も河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、河川環境を保全するための必要な対策について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、河川工事等の際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じてモニタリング等を実施することや、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び、多様な河川景観の保全・創出に努めていきたいと考えています。</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と連携し、地域住民等と連携しながら行う。 なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努めるとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広い水河原の保全・再生に努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、必要な対策を実施することにより、さらさらとした連続性のある河川環境の再生に努める。</p> <p>吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河口及び海からの影響を受けやすい水域という特有の環境となっている。そのため、河口・干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する魚類・鳥類の重要な生息・生育地であり、多様な生物が生息・生育する河口・干潟を在りし、渡り鳥の重要な生息・生育地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育の保全に努める。</p> <p>また、魚類等の遡上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物にあっては、アユの遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価し、必要に応じて河川環境の保全・創出に努める。</p> <p>また、河川環境の配慮事項としては、例えば、河川整備計画案P63、③ 河道の掘削において、魚類等の生息域となっている良好な水域環境の影響を最小限にとどめるために、吉野川においては水位以上を掘削することとしており、今後も河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、河川環境を保全するための必要な対策について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、河川工事等の際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じてモニタリング等を実施することや、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び、多様な河川景観の保全・創出に努めていきたいと考えています。</p>
	<p>河川整備全体についてモニタリングを講じ、自然のままがよい場所には手を加えないというところも検討していただきたい。</p>	<p>76</p>		

表(4) 案案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>河川整備計画におけるミニティゲーションの優先順位は回遊を先に行い、次に環境への影響を最小化、それでも残る環境影響については代償行為を実施すること。</p>	<p>80 パブリック</p>		<p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画案P58】 1) 動植物の生息・生育環境 旧吉野川の河川環境は、長年に渡る河口堰による湛水等によって形成、維持されていることから、治水との整合を図りつつ、水域・水際環境の保全・再生に努める。 また、魚類等の湖上・陸下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物については、河口から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。 なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲーションを実施することにより、環境の保全に努める。</p> <p>【河川整備計画案P58】 3-5-3 河川空間の利用に関する目標 人と川とのふれあいや環境学習の場の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるよう適正な河川の利用が図られるように努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画案P63】 ③ 河道の掘削等 堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。 掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすいため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となつている瀬と淵の改変を極力行わないよう掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩やかに掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河川沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-5 将来予測を考慮した計画策定について

<p>30年先の社会の将来予測について取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。</p> <p>過疎地域の人口の移行(少子高齢化)などをふまえたような計画であるのか。</p> <p>人口動態予測とそれともなう利水予測のデータを示してください。</p>	<p>対象期間が30年となっているが、ここで書かれているのは、今起こっている課題や事業についてである。30年先のことについて、いろいろな分野で予測されているものがあるが、そういうものを共有した上で、できること、できないこと、どこまでできるかということをまず整理してほしい。</p> <p>30年先の社会の将来予測で公的に発表されているものについて取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。</p> <p>過疎地域の人口の移行(少子高齢化)などをふまえたような計画であるのか。</p>	<p>主催者 郡域住民 (下流域、徳島市)</p>	<p>開催者 E2さん 付箋紙</p>	<p>河川整備計画素案では、地域の将来予測・展望や住民のニーズなどを踏まえて徳島県がとりまとめた県政推進方策である「オナーリーワン徳島行動計画」や各市町の総合計画に示される施策の方向性なども念頭におきながら、現在の吉野川において存在する各種課題の解決に向け、実施する施策の方針・内容を整理しています。</p> <p>また、河川整備計画素案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の情勢変化に伴い発生する課題等については、その課題が顕在化した段階で必要な見直しを行い、その課題が顕在化した段階で必要となる見直しを行い、その課題が顕在化した段階で必要となる見直しを行い、その課題が顕在化した段階で必要となる見直しを行います。</p> <p>なお、利水予測について、河川管理者は、申請者から示された必要水量等の水利権審査等を行い、許可を行うこととしているため、独自の利水予測のデータは保有していません。</p>	<p>【河川整備計画素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等 本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるように河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>
--	--	-----------------------------------	-----------------------------	--	--

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
共通-6 河川整備計画の見直しについて	"見直しの時期"について具体的に記しておかないと、先の見通しがない中で、時代が変わった時に対応できない。	学識者 上月委員	河川整備計画は、フオローアップを行い、その時点で河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況や流域の社会情勢等の大きな変化や新たな課題の顕在化等があれば、計画の変更を適切に行うことを河川整備計画素案P59・P86・P90・P98・P100に記載しています。 なお、四国地方整備局が行う公共事業は、実施段階において概ね5年毎に、学識者等に構成する四国地方整備局事業評価委員会による事業計画の再評価等が行われ、事業完了後においても事後評価を行うこととしています。	【河川整備計画素案P59】 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する事項 吉野川の国(直轄)管理区間における治水上の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として、計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。 なお、河川整備の項目とその内容については、その進捗状況をフオローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況など河道内の状況の変化や流域の社会情勢等の発生を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。
河川整備計画は、途中で見直しすることができるのか。	(河川整備計画)は長い期間のことなので、途中で見直しすることができるのか。できる場合にはその公表の方法等を教えてほしい。	流域住民 (下流域・徳島県)	【河川整備計画素案P86】 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。なお、河川整備の項目とその内容については、その進捗状況をフオローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況など河道内の状況の変化や流域の社会情勢等の発生を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。	【河川整備計画素案P86】 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。なお、河川整備の項目とその内容については、その進捗状況をフオローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況など河道内の状況の変化や流域の社会情勢等の発生を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。
生物のモニタリング結果で計画変更が可能なくらい柔軟な姿勢をもっていただきたい。	計画を立てても、変更可能という基本方針を常に持って欲しい。(意見交換の出来る機会を持ち採用してほしい)	流域住民 (下流域・徳島県)	【河川整備計画素案P90】 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する事項 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に向け、河道、河川敷、堤防、ダム及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。 なお、今後、河道・河川管理施設や河川占用の状況の変化や全国における被災事例等に基づく知見、管理技術の進展等を勘案して維持管理方法等を見直しが必要となった場合には、項目の追加・削除、実施内容の変更等を適切に行う。	【河川整備計画素案P90】 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する事項 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に向け、河道、河川敷、堤防、ダム及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。 なお、今後、河道・河川管理施設や河川占用の状況の変化や全国における被災事例等に基づく知見、管理技術の進展等を勘案して維持管理方法等を見直しが必要となった場合には、項目の追加・削除、実施内容の変更等を適切に行う。
計画が立って生物のモニタリングをしていますか。その結果で計画変更なりどうかが可能なくらい柔軟な姿勢を基本にもっていただきたい。	計画が立って生物のモニタリングをしていますか。その結果で計画変更なりどうかが可能なくらい柔軟な姿勢を基本にもっていただきたい。	流域住民 (下流域・徳島県)	【河川整備計画素案P98】 4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。 なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。	【河川整備計画素案P98】 4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。 なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。
【河川整備計画素案P100】 4-2-3 河川環境の保全に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。 なお、河川整備の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。	流域住民 (下流域・徳島県)	【河川整備計画素案P100】 4-2-3 河川環境の保全に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。 なお、河川整備の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。	【河川整備計画素案P100】 4-2-3 河川環境の保全に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。 なお、河川整備の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。	

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>共通-7 河川整備計画の事業費について</p> <p>現状(今年度)の事業費が(この先)30年間継続と考えているのか。また、(河川整備計画)の事業費は、どれぐらいなのか。</p> <p>直近5カ年の工事内容(工事箇所、延長等)を示すこと。</p>	<p>現状(今年度)の事業費が30年間継続と考えているのか。事業費は、見積もりとしてどれぐらいなのか。(事業費が)書かれてないので、リアリティがないと思う。</p> <p>直近5カ年の工事内容(工事箇所、延長等の工事概要)と予算額を示すこと。</p>	<p>平瀬 晋</p> <p>80</p>	<p>河川整備計画素案における整備内容は、戦後最大規模の洪水相模等を目標として必要な整備を計上しており、治水施設整備に関する事業費は概ね1800億円です。この額は、最近10年間における事業費(災害復旧除きの年間予算額)の約30年分に相当します。</p> <p>なお、公共事業費は年々減少しており、不確定な要素もあるので、本整備計画は、今後フォローアップを行うこととしており、その時点で予算状況や河川整備の進捗、状況等に変化があれば必要な見直しを行いたいと考えており、その旨を河川整備計画素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正します。</p>	<p>【河川整備計画素案P54】</p> <p>3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるように河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案案】内容

共通-8 河川整備計画の事業工程について

整備計画は、5年の具体的な目標を立て、できたかどうかを評価しつつ30年を見ていくような方法をとればよいのではないかと。

30年間の事業の計画一覽表のようなものがあるれば、目標になると思う。

吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。

毎年来る台風や南海地震が間近に迫っている中で、全体的な防災を考えた方がいいかと思われる。環境や水利用も同時に考えていかなければいけない。一人一人がイメージをばらばらにして、相互に理解しつつ、それを整備計画の中に活かしていくことが問われているのではないかと。

整備計画では、5年間ぐらいを目標として、それができたかどうか評価しつつ、積み上げの中で30年を見ているような方法をとればよいのではないかと。

この整備計画が概ね30年であるが、やはり具体的には5年10年30年あると思う。予算がまだ減ってくる構造改革の中で、この10年ではここでどうできるだろうかという具体的なお答えができないのか、我々も住民の皆さん方から、(加茂)第二のことはどうなっているのか、という話もいろいろ聞きたい。

河川整備計画に記載された工事の5年毎の実施内容とそれに要する予算額を示すこと。

30年間は長過ぎて工程がわからず、30年間の間には、社会・経済・財政等の状況が大きく変化する可能性がある。国土形成計画や社会資本整備重点計画等の上位計画との整合性を考えると10年程度が妥当と思われる。このため、計画期間は30年間の全体計画と、その内の最初10年間の計画を示すべきである。

おおむねの30年間の事業の計画一覽表のようなものがあるれば、それが目標になり、一番いいと思う。

吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。

現在、吉野川では、岩津～池田間の無堤地区である脇町第一箇所(美馬市脇町)、芝生・太刀野箇所(三好市三野町)、加茂第一箇所(東みよし町)で堤防整備を進めており、これらの事業は数年後の完成予定です。また、河口～岩津間では平成16年10月の台風23号で内水により大きな浸水被害が発生した飯尾川内水地区(徳島市国府町)及び桑村川内水地区(吉野川市川島町)で排水機場整備を進めており、これらの事業は平成20年、21年に完成の見込みであり、その他に石井箇所(石井町)等で漏水対策を進めています。

旧吉野川では、治水安全度が低く市街地等への大規模な氾濫被害が想定される新喜来地区(北島町)、中喜来・長岸地区(松茂町)で堤防整備を進めており、この内、長岸地区及び中喜来地区の国道橋上流区間については、堤防高上・旧堤撤去を行い事業を概成させる予定です。

今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を最優先に進め、早期完成に努めたいと考えています。

その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情勢、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。

<p>整備計画は、5年の具体的な目標を立て、できたかどうかを評価しつつ30年を見ていくような方法をとればよいのではないかと。</p>	<p>毎年来る台風や南海地震が間近に迫っている中で、全体的な防災を考えた方がいいかと思われる。環境や水利用も同時に考えていかなければいけない。一人一人がイメージをばらばらにして、相互に理解しつつ、それを整備計画の中に活かしていくことが問われているのではないかと。</p>	<p>河川整備計画が概ね30年であるが、やはり具体的には5年10年30年あると思う。予算がまだ減ってくる構造改革の中で、この10年ではここでどうできるだろうかという具体的なお答えができないのか、我々も住民の皆さん方から、(加茂)第二のことはどうなっているのか、という話もいろいろ聞きたい。</p>	<p>現在、吉野川では、岩津～池田間の無堤地区である脇町第一箇所(美馬市脇町)、芝生・太刀野箇所(三好市三野町)、加茂第一箇所(東みよし町)で堤防整備を進めており、これらの事業は数年後の完成予定です。また、河口～岩津間では平成16年10月の台風23号で内水により大きな浸水被害が発生した飯尾川内水地区(徳島市国府町)及び桑村川内水地区(吉野川市川島町)で排水機場整備を進めており、これらの事業は平成20年、21年に完成の見込みであり、その他に石井箇所(石井町)等で漏水対策を進めています。</p>	<p>河川整備計画に記載された工事の5年毎の実施内容とそれに要する予算額を示すこと。</p>	<p>30年間は長過ぎて工程がわからず、30年間の間には、社会・経済・財政等の状況が大きく変化する可能性がある。国土形成計画や社会資本整備重点計画等の上位計画との整合性を考えると10年程度が妥当と思われる。このため、計画期間は30年間の全体計画と、その内の最初10年間の計画を示すべきである。</p>
<p>30年間の事業の計画一覽表のようなものがあるれば、目標になると思う。</p>	<p>整備計画では、5年間ぐらいを目標として、それができたかどうか評価しつつ、積み上げの中で30年を見ているような方法をとればよいのではないかと。</p>	<p>この整備計画が概ね30年であるが、やはり具体的には5年10年30年あると思う。予算がまだ減ってくる構造改革の中で、この10年ではここでどうできるだろうかという具体的なお答えができないのか、我々も住民の皆さん方から、(加茂)第二のことはどうなっているのか、という話もいろいろ聞きたい。</p>	<p>旧吉野川では、治水安全度が低く市街地等への大規模な氾濫被害が想定される新喜来地区(北島町)、中喜来・長岸地区(松茂町)で堤防整備を進めており、この内、長岸地区及び中喜来地区の国道橋上流区間については、堤防高上・旧堤撤去を行い事業を概成させる予定です。</p>	<p>今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を最優先に進め、早期完成に努めたいと考えています。</p>	<p>その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情勢、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。</p>
<p>吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。</p>	<p>整備計画では、5年間ぐらいを目標として、それができたかどうか評価しつつ、積み上げの中で30年を見ているような方法をとればよいのではないかと。</p>	<p>この整備計画が概ね30年であるが、やはり具体的には5年10年30年あると思う。予算がまだ減ってくる構造改革の中で、この10年ではここでどうできるだろうかという具体的なお答えができないのか、我々も住民の皆さん方から、(加茂)第二のことはどうなっているのか、という話もいろいろ聞きたい。</p>	<p>旧吉野川では、治水安全度が低く市街地等への大規模な氾濫被害が想定される新喜来地区(北島町)、中喜来・長岸地区(松茂町)で堤防整備を進めており、この内、長岸地区及び中喜来地区の国道橋上流区間については、堤防高上・旧堤撤去を行い事業を概成させる予定です。</p>	<p>今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を最優先に進め、早期完成に努めたいと考えています。</p>	<p>その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情勢、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について</p> <p>「地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力がないといけないという考えがある。その意図は、その発口として、防災ステーションなどを利用して住民に語りかけるという姿勢を強調してほしい。</p> <p>川や自然に親しむだけでなく、自然は怖いものだという考えもある。このことから、教育の大事な観点から、安全な場所での活動や、地域交流拠点の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>10年後、吉野川で親子・友達の歓声が聞けるよう、吉野川の自然とともにも生かせる運動も重要課題です。</p> <p>地域住民、関係機関との連携協働がいろいろな形で、市民団体との情報交換・話し合いなどの機会をつくるべきだ。</p> <p>川とのふれあいの場を、住民参加によってつくるべきだ。</p>	<p>p.105の「5-2地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力がなければならないか、その意図は、その発口として、p.75の防災ステーションなどを利用して住民に語りかけるという姿勢を強調してほしい。</p> <p>川や自然に親しむだけでなく、自然は怖いものだという考えもある。このことから、教育の大事な観点から、安全な場所での活動や、地域交流拠点の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>10年後吉野川で親子・友達の歓声が聞けるようになりたい。吉野川の自然とともにも生かせる運動も重要課題です。</p> <p>地域住民、関係機関との連携協働がいろいろな形で、市民団体との情報交換・話し合いなどの機会をつくるべきだ。</p> <p>川とのふれあいの場を、住民参加によってつくるべきだ。</p>	<p>大和委員</p> <p>田村委員</p> <p>Gさん</p> <p>Gさん</p> <p>Yさん 付箋紙</p> <p>Wさん 付箋紙</p>	<p>災害時における防災拠点として整備された「石井河川防災ステーション」は、平常時においては、河川に係る情報発信や地域のスポーツ交流を図る場としての活用が図られています。</p> <p>また、「子ども達が自然と出会う安全な水辺の創出」や「NPO法人や地域の方々との連携しながら、自然体験の場等として活用される仕組」を目指し、現在、吉野川市と箕面よし町の2カ所に「水辺の楽校」が整備され、教育機関等から環境学習等での利用が図られているところです。</p> <p>毎年7月の河川愛護月間には、流域住民の方と連携し、「吉野川流域一斉水質調査」や「水生生物調査」も実施しております。</p> <p>今後、このような既存の施設等を利用するとともに、新たに河川防災ステーションや地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を積極的に推進するよう河川整備計画素案P105、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。</p> <p>広報活動についても、防災情報や河川利用の情報等をホームページや広報誌等を更に活用して、幅広く流域住民の方に提供し、情報の共有化を図っていきます。</p>	<p>【河川整備計画素案P105】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものである。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携し、努める。</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>共通-10 河川利用における観光開発について</p> <p>吉野川流域の観光開発について、今後どういった開発が可能なのかを、30年の視点で見ても、入れかえ、30年の視点で見ても、素案に入れてほしい。</p>	<p>吉野川流域の観光について、今後どういった開発が可能なのかを、30年の視点で見ても、入れかえ、30年の視点で見ても、素案に入れてほしい。</p>	<p>中野委員</p>	<p>吉野川の観光開発については、個々の河川利用計画における河川管理上の支障の有無等を判断する必要がありと考えております。また、観光開発に関連した取り組みについては、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で整備計画等の支援を行っていきたくないと考え、河川整備計画素案P47、(1) 吉野川を修正します。</p>	<p>2-2-6 河川空間の利用 【河川整備計画素案P47】 (1) 吉野川 吉野川では、アユ等の漁業やシジミ等の採捕採種が行われている。河川敷(高水敷)は、耕作地等の農地として利用されている他、各種イベントの会場や野球、サッカー等のスポーツ大会会場として利用されている。また、豊勝地となっている美濃田の洲は、遊覧船を利用する観光客が多く訪れるなど、吉野川の自然を感じる事ができる水辺空間となっている。</p>
<p>共通-11 森林の現状と今後について</p> <p>森林の現状と課題を入れるべきではないか。</p>	<p>森林の管轄が運うため取り上げ方が非常に難しいかもしれないが、どこかに森林の現状と課題を入れるべきではないか。</p>	<p>堀野委員</p>	<p>河川管理者としても森林の機能は重要と考えており、河川整備計画素案に、森林の現状の項目を追加し、内容を充実させます。 河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としていますが、河川管理者が実施する事業内容に森林整備は含まれていないため、河川整備計画に森林整備を位置付けることができませぬ。そこで、森林整備を担う関係機関との連携を強化することとしたいと考えています。 また、四国地方整備局としてもできる限り協力していきたいと考え、河川整備計画素案P5-1、(7) 森林を修正します。</p>	<p>1-1 流域及び河川の概要 【河川整備計画素案P5-1】 (7) 森林 吉野川流域(吉野川流域にかかる市町村全域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られない。また、樹種の構成は、昭和35年から昭和55年頃までは、57%から69%と針葉樹林が増加傾向であったが、その後は僅かに広葉樹林が増加する傾向にあり、昭和55年から平成12年にかけて69%から67%と針葉樹が僅かであるが減少しており、平成12年現在、針葉樹63%程度、広葉樹37%程度となっている。 森林面積に占める国有林と民有林の比率をみると、国有林は全体の12%程度であり、大部分は民有林である。 ※各年の森林面積は、吉野川流域にかかる市町村全域を対象に世界森林センサスにより算出した。 図-1.1.8 樹林別森林面積の推移 ※森林の管理者区分の比率は、吉野川流域にかかる市町村全域を対象に世界森林センサスにより算出した。 図-1.1.9 森林の管理者区分</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-12 森林に関する他機関との連携について

「森林・緑のダム」について、今後、素案に盛り込むこと、今後は素案に盛り込むこと、整備計画の現段階で他機関との連絡はどれほど進んでいますか？また今後の予定を教えてください。

林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。

上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかればならぬ重要な事業だと思います。

濁水の問題も林野庁との連携を強化していく

砂防事業を実施する際に森林整備について連絡調整できるような会議を全流域に広げられるようなことができればと思います。

森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の木をつかって町の人々が家を立てる活動しています。

自治体、住民と連携し、森林整備を検討する場を設置すること。

森林の整備計画と総合的な法整備を検討してもらいたい。

「森林・緑のダム」について、今後、素案に盛り込むこと、今後は素案に盛り込むこと、整備計画の現段階で他機関との連絡はどれほど進んでいますか？また今後の予定を教えてください。

総割り行政を是正し、国交省と農水省が連絡を取り合うようにして欲しい。

整備計画の内容では、対象が(吉野川に関して)池田ダムから河口までの流域と、上流のダムだけだが、治山に関しては、国交省だけでは不可能と思う。関連省庁との連絡はないのか。

森林の機能もはいつてない。農水とは別とは考えないで。

森林が整備されない(状態で)、大雨が降ったら流水ごと、昨年の早明浦ダムであったとおりである。林野庁とも連携をとって山の手入れをしてほしい。

森林整備の問題が運れているので、林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。

河川は山から川、海まで一体である。林野庁と農水省も吸収し、森林の分野をもっと書いてほしい。

河川の問題を説明してもらったが、その根源の森林の問題についても少し踏み込んでいただけたらと思う。国土保全法として取り扱いたい。また、森林関係にももう少し踏み込んで農水省と連携を持っていただきたい。

我が国の森林は急激に荒廃の一途をたどっています。その要因は廉価の木材輸入にあります。抜本的対策として、現在の総割り行政を廃止し、旧建設省と農水省を合体し国土保全省の創設が不可欠と考えます。森林の公益的価値(日本学術会議の豊水大臣への要請)は、年間67兆7800億円と巨額のものとなっています。森林から受ける恩恵は経済面もさることながら環境面でも筆舌に尽くしがたいものがあります。

今の総割り行政を是正し、国交省内における建設局と河川局、国交省と農水省が連携することを要望します。

一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要と考えられます。

河川整備計画は、河川法に即り、河川管理者が実施する施策を基本としていますが、河川管理者が実施する事業内容に森林整備は含まれていないため、河川整備計画に森林整備を位置付けることができません。そこで、森林整備を担う関係機関との連携を強化することとして、河川整備計画素案P105、5-2地域住民関係機関との連携・協働を修正します。

なお、吉野川上流域で実施中の直轄砂防事業では、土砂災害を防ぐことと、ダム湖への土砂流入を抑制することでの濁水対策も視野に入れ、適切な事業推進に努めており、治山事業との調整についても行ってきているところです。砂防事業は、荒廃の著しい流域を対象に行っており、吉野川流域では早明浦ダム流域と相谷川流域、大豊町の南小川流域で直轄事業を実施しています。砂防堰堤、床固工、渓流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。

【河川整備計画素案P105】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働
洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。
また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものである。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでにの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
	<p>山(森林)、川、海(水産業)との循環について、農水省との連携を考えていますか？</p> <p>現在は、山は農水、川は建設、この縦割りでは到底物事は成り立ちません。</p> <p>上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかなければならない事業と思います。</p> <p>林野庁とも連携をとり山(森林)の手入れをしてほしい。これは濁水対策の1つの方法ではないかと思っている。</p> <p>堆砂の除去の問題や、濁水の問題も林野庁との連携を強化していく等の記述がないと、河川法だけで進むことになる。</p> <p>四国山地砂防事務所は早明浦ダム上流の方だけか、愛媛県の銅山川流域もやっているのか、直接的にできなくても、連絡調整できるような会議とかをして、全流域に広げることができたらというふうに思う。</p> <p>吉野川の治水・利水・環境を考えると、河川内だけに留まった整備計画では本質的解決にはならないのです。河川整備計画に森や住宅の問題を盛り込むこと。</p> <p>縦割り行商を排して、森を生かす方策をたてる。住宅政策との結びつき。</p> <p>森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の木をつかって町の人が家を立てる活動しています。森林問題を考慮してください。</p> <p>自治体、住民と連携し、森林整備を検討する場を設置すること。</p> <p>森林の問題というのは現在の災害の大きな要素になってきている。整備計画の中で、具体的にこういう形ですれば森林問題というのは河川の安全向上のために解決していくのではないかと、継続的な検討機関の設置をお願いしたい。</p> <p>森林の整備計画と総合的な法整備を検討してもらいたい。</p>	<p>源郷住民(下流域:徳島II) N2さん 付箋紙</p> <p>源郷住民(下流域:徳島II) SIさん</p> <p>パソコメ 29</p> <p>甲野村長(上流域) 土佐町長</p> <p>甲野村長(上流域) いの町長</p> <p>源郷住民(上流域:愛媛) Aさん</p> <p>パソコメ 77</p> <p>源郷住民(下流域:徳島II) K2さん 付箋紙</p> <p>源郷住民(下流域:徳島II) H2さん 付箋紙</p> <p>パソコメ 80</p> <p>源郷住民(下流域:徳島II) CIさん 付箋紙</p> <p>源郷住民(下流域:徳島II) G2さん 付箋紙</p>		

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>共通-13 森林による土砂流出抑制について</p> <p>ダムの濁水対策のために、ダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取組むこと。</p> <p>土砂災害防止のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。</p> <p>H16はS51頃(相当する雨があったにもかかわらず、濁水発生が少なかったのは、森林状況が良くなったのではないかと検証してほしい)。</p> <p>同じ国交省だから、山地砂防は記載できるのではないかと。</p>	<p>上流域には自然のダムという森林があり、濁水や土砂の流入についても人工的なことで解決するだけではなく、自然の資源をもっと活用することを考えていただければ、上流域についてもいろいろな面の活用ができるのではないか。</p> <p>早明浦ダムなどからの濁水の問題、堆砂の問題は、森林状態と非常に密接な関係にある程度ではないかと考えられる。森林の状況をお調べして、早明浦ダムの対策もあわせて、ハードとソフトをあわせて森林の整備というところをお願いしたい。</p> <p>豊かで清浄な水の確保のためには、森林整備を河川整備計画に取り入れること、特にダムの荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと。</p> <p>土砂災害防止(ダムへの堆砂・流木対策)のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。</p> <p>H16はS51頃に相当する雨が降ったにもかかわらず、濁水発生が少なかったのは、森林状況が良くなったのではないかと検証してほしい。その結果をおしえてください。</p>	<p>市民 市民 市民 市民 市民</p>	<p>砂防事業では、地すべり、がけ崩れ、土石流、山腹崩壊などからの土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水氾濫など、多様な形態で発生する土砂災害から人命や財産を守るため、構造物の設置によるハード対策を併せ、警戒避難体制の整備等によるソフト対策を実施しています。</p> <p>特に、荒廃した山地を源流域に持つ河川は、そこから流れ出す土砂によって、河床が上昇して洪水氾濫が発生し、流域に大きな被害をもたらすこととなる河川においては、上流域で流出した土砂をコントロールし、下流河川の河床の変動が極端に変化しないようにする必要がある。このような流域で実施している砂防事業を水系砂防と呼んでおり、吉野川の砂防事業は土石流対策などの地先対策と水系砂防を目的として実施されています。</p> <p>吉野川流域においては、国の直轄事業として砂防堰堤、護岸工、渓流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地蔵寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置しています。また、県の事業として吉野川水系内各地で、砂防堰堤、床固工、渓流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。</p> <p>砂防事業を実施するにあたっては、土砂災害から地域の安全安心を確保することを基本に据えつつ、自然環境に配慮し、地域の歴史・文化や生態系等の特性を生かせるようにしていく必要があると見ます。災害等で特に荒廃した山腹を緑に還元して土砂流出防止と併せ、環境回復・保全を図ることにより、安全で住みよい地域づくりを目指し、吉野川においても吉野川上流域の災害復旧箇所等での山腹工が実施されています。(なお、これらの対策は、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律などに基づき行われています。)</p> <p>なお、砂防事業の沿革については、河川整備計画素案P20-1、(3)砂防事業を修正します。</p> <p>早明浦ダム周辺で実施中のダム事業では、ダム貯水池の水質改善を目的として、貯水池周辺の植栽等を行い、流入土砂抑制を図るグリーンベルト事業を実施しています。これらの事業は、早明浦ダムの濁水対策の一助となっているものと考えています。</p> <p>今までの実施した森林の整備(グリーンベルト)や砂防事業等の効果については、今後検証していきたいと考えています。</p> <p>なお、河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としています。従って、森林の機能は、重要と考えますが、河川管理者が、直接実施できる内容には限界があるため、素案に関係機関との連携強化を図ることとし、河川整備計画素案P105、5-2地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。</p>	<p>2-1-2 治水事業の沿革 【河川整備計画素案P20-1】 (3) 砂防事業 吉野川の砂防事業については、明治18年に豊江谷川で国(直轄)による砂防工事に着手し始めたのが始まりである。昭和40年9月には、豪雨により祖谷川筋大西地先の12万³m³におよぶ地すべり性大崩壊をはじめ、各所に崩壊が発生した。それから国(直轄)による砂防事業を開始し、その後、昭和53年4月には、とうじ山をはじめとした崩壊、地すべり箇所が多い赤根川においても国(直轄)による砂防事業に着手した。</p> <p>源流域の吉野川上流域も、昭和50年の台風5、6号、51年の台風17号と2年連続の豪雨により、山腹崩壊が多数発生し、著しく荒廃した。それを契機に、昭和54年4月より国(直轄)の砂防区域とし、国(直轄)による砂防事業を開始した。また、昭和57年4月には、地すべり地帯である祖谷川の善徳地区、南小川の怒田・八畷地区で、国(直轄)による地すべり対策事業に着手した。</p> <p>このように、吉野川流域では、土石流対策などの地先対策と崩壊地などからの急激な土砂流出防止などを目的として砂防事業を実施しており、国(直轄)の事業として、砂防堰堤、護岸工、渓流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地蔵寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置、県の事業として、吉野川水系内各地で、砂防堰堤、床固工、渓流保全工、護岸工、山腹工等が設置されている。</p> <p>図-2.1.10-2 直轄砂防区域位置図</p> <p>【河川整備計画素案P105】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働 洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組みることが必要である。 また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と知る努力」が重要である。 一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものである。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。 このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。 さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携し、</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-14 森林による流出抑制について

洪水対策・渇水対策として、森林の整備について検討し、整備計画に盛り込んでほしい。

森林状態によって渇水時や洪水時の河川流量が変化することのデータがあることから、吉野川流域においても検証すること。

上部の森づくりの実行して緑のダムづくりをしてはどうか。

森林の整備は洪水対策・渇水対策につながるもので、ビジョン21委員会の提言を整備計画に盛り込んでほしい。

緑のダムとか、山のことを非常に高く、治水・利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんです。大きな治水効果を発揮するような錯覚をお待ちになっているのではないかと思っています。

渇水・洪水に対する恒久的な対策を立ててほしい。多雨と少雨の差が拡大している、大洪水と大渇水がいつ起こるか分からない。上流の森林整備も検討したほうがいい。

河川を論ずる以上、やはり森林から物を考えていかなければならない、本元の森林から健全化するようにしていただきたい。

最近の洪水のものは森林の荒れからきている部分が多いと思う。森林の整備により、無墾地区の完備、内水問題で洪水の不安は大部分解消されるのではないかと。

異常気象も予測されるかもしれない時に、(森林)のことは、非常に大事だと思う。

上流の森林の整備も治水機能があることが証明されているのだから、具体的な計画案を盛り込むべきである。森林の整備は予算的にも実現可能であり、自然環境の保護にも重要な役割がある。

森林を含めた総合治水を考えるべき。河川に限定的過ぎる。

治水は山にあり！河川だけを整備するのではなく同時に(まず先に)山の整備をすすめるべきと思う。

根本的な洪水対策は山、森林にあると思う。森林整備をお願いします。

一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要と考えています。

降雨が河川へ流出する際に影響する要素は、多様かつ複雑であり、厳密に計算することは困難です。このため、河川への流出量を算定するために、実測される降雨量と河川流量の関係を適切に捉えることが重要です。

実測された降雨量と河川流量の関係から洪水の流出量は算出しており、基本高水算定時に森林の効果を見込んでいます。また、吉野川流域では、過去から早くも森林面積は流域面積の約8割を占めており、他の土地利用を考えるとこれ以上の森林増加は難しいと思われまます。従って、現計画で見込んでいく以上に洪水緩和機能の増大を期待することができません。

一般的に、河川への洪水緩和に寄与すると考えられている森林地域の構成要素は、主に地表樹木、森林土壌、基岩(母岩)の3つと言われています。

このうち、樹木の葉などに捉えられる雨水等は、洪水時の降雨量から比べるとわずかです。また、基岩(母岩)については、その状況により洪水緩和機能への影響は様々ですが、基岩の上には森林土壌が形成されており、人為的な影響は少なく、洪水緩和機能を変化させるものではないと考えられます。

一方、森林土壌は浸透能力が大きく、降雨の大部分は一旦、森林土壌に浸透することから森林の洪水緩和機能を考える上で森林土壌が最も重要です。しかし、地表面に近い部分の森林土壌が1cm発達するのに約100年もの長期間を要すると言われることで、流域の森林土壌の洪水緩和機能はほとんど変化しません。

従って、吉野川流域の洪水緩和機能は、流域の森林面積の変化が無ければ、ほとんど変化しません。したがって、現状の洪水緩和機能は森林保全を行い、森林土壌が保全されることにより維持されるものであり、森林を保全することは重要です。

なお、農林水産大臣の諮問による日本学術会議答申(平成13年11月)では、「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するよう状態となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。」「森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。」とされています。森林保全への取り組みについては、河川整備計画素案P105、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。

【河川整備計画素案P105】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働
洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。
また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。
一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものである。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
	森林の整備は洪水対策・漏水対策につながるもので、ビジョン21委員会の提言を整備計画に盛り込んでほしい。	パブコメ 51		
	森林の状況が河川に与える影響大きいという科学的なデータもあるのだから、吉野川河川整備計画にビジョン21委員会報告書に記載される森林の保全による河川の整備を盛り込むべきであると考えます。	パブコメ 76		
	ビジョン21委員会の報告(徳島市長意見)を整備計画において検討する場を設置する。(森林の保水力)	部城住民 (下流域:徳島II) I2さん 付箋紙		
	森林の活水能力を検証したビジョン21委員会報告について検討の場をつくる。	部城住民 (下流域:徳島II) C1さん 付箋紙		
	原市長の要望した「ビジョン21委員会報告書」の内容の検討はどのようにするのか。(発表・意思交換等)※検討結果は市長意思の会2回目て発表するのですか?	部城住民 (下流域:徳島II) N2さん 付箋紙		
	住民が提出している住民案である、ビジョン21委員会報告書をなせ尊重できないのか。住民を尊重していないことになる。住民参加の意味がない。	部城住民 (下流域:徳島II) Y1さん 付箋紙		
	徳島市は市民の皆さんの税金を使って、ビジョン21委員会に対して、線のダム計画についての調査、依頼、委託をいたしまして、その結果を受けて、議会としてもそれを尊重するという立場で線のダム計画というものを徳島市の一つの大きな河川整備計画の柱に打ち立てている。	部城住民 (下流域:徳島II) D1さん		
	徳島市が税金をつかってつくったビジョン21委員会の研究結果はどのように素案に反映されているのですか。	部城住民 (下流域:徳島II) S2さん 付箋紙		
	徳島市からも助成をだし、住民も資金もだし、あつて作成したビジョン21委員会の報告書を検討の素材に載せるべきだ。無視するのは、行政の役割責任に問題がある。	部城住民 (下流域:徳島II) M2さん 付箋紙		
	山には、線のダムはありませぬ。山にいくら金を入れても、例えれば間伐、除伐を強化しましても、決して治水にはならない。	部城住民 (下流域:徳島II) X1さん 付箋紙		
	線のダムとか、いわゆる山のことを非常に高く、治水、利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんです。大きな治水効果を発揮するよな錯覚をお持ちになっているのではないかと思います。	部城住民 (下流域:徳島II) E1さん		

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>共通-17 アンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）の反映について</p> <p>2002年の流域アンケートの結果が整備計画に反映されていないのではないか。</p>	<p>2002年の国交省のアンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）で、みんなが一層望んだのは環境の豊かな護岸、2番目に森林の保全を生産したと思うが、これらは全然盛り込まれていない。国交省は何のためにアンケートを取ったのかか疑問である。</p> <p>2002年の国土交通省の流域アンケート結果では、自然にやさしい護岸、森林の保全や植林、これ以上変えないで（人工的でないで）、川との共存共栄という意見が最も多かったが、これらの結果は整備計画に反映されているのか。</p>	<p>河川整備計画の検討にあたっては、平成14年に行った徳島河川国道事務所アンケート（「よりよい吉野川づくりを目指して」）により頂いたご意見も踏まえて、「自然に優しい護岸」に關しては、治水等、河岸洗掘等から堤防等を防御するため、護岸等の施設整備を行う場合、現況における動植物の生息・生育環境の把握を行い、必要に応じてミチゲーション等を行うなど、環境の保全に努める旨、河川整備計画素案P57に記述を追加します。</p> <p>「森林の保全や植林」につきましては、河川管理者としても森林の持つ機能は重要と考えますが、河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を記載するものであり、河川管理者が直接実施できる内容には限界があるため、森林整備については、関係機関との連携強化を図ることとし、また森林の現状について、河川整備計画素案P5-1.57.105に記述を修正します。</p>	<p>1-1 流域及び吉野川流域の概要 【河川整備計画素案P5-1】 (7) 森林 吉野川流域（吉野川流域にかかるとる市町村全域の総計）の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られない。また、樹種の構成は、昭和35年から昭和55年頃までは、57%から69%と針葉樹林が増加傾向であったが、その後は僅かに広葉樹林が増加する傾向にあり、昭和55年から平成12年にかけて89%から67%と針葉樹が僅かであるが減少しており、平成12年現在、針葉樹63%程度、広葉樹37%程度となっている。</p> <p>森林面積に占める国有林と民有林の比率をみると、国有林は全体の12%程度であり、大部分は民有林である。</p> <p>※各年の森林面積は、吉野川流域にかかるとる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。</p> <p>図-1.1.8 樹林別森林面積の推移</p> <p>※森林の管理者区分の比率は、吉野川流域にかかるとる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。</p> <p>図-1.1.9 森林の管理者区分</p> <p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 1) 動植物の生息・生育環境 (17行目) なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。</p>	

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
				<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P66, 68】 2) 堤防漏水・侵食対策 堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防において対策が必要となっている。浸透については、堤防漏水の発生状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、計画的に堤防漏水対策を実施する。 堤防整備済区間を対象に浸食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防において対策が必要となっている。侵食については、被災状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施する。 護岸等の整備にあたっては、現況における動植物の生息・生育環境の把握を行い、必要に応じてミチガエシオン等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。</p> <p>【河川整備計画素案P105】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働 洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。 また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。 一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものである。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。 このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。 さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携し、努める。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案類】内容

治水-1 河川整備において目標とする流量について

<p>なぜ、(吉野川の治水対策の目標が)平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>	<p>平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>	<p>10</p>	<p>吉野川における最終的な治水対策の目標は、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>
<p>安全度の基準が変わったのだというのを、明確に出してもらいたい。</p> <p>(吉野川の治水対策の)目標は、平成16年10月の台風23号と同規模でよいと考えます。</p>	<p>平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>	<p>20</p>	<p>吉野川における最終的な治水対策の目標は、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>
<p>安全度の基準が変わったのだというのを、明確に出してもらいたい。</p> <p>(吉野川の治水対策の)目標は、平成16年10月の台風23号と同規模でよいと考えます。</p>	<p>平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>	<p>10</p>	<p>吉野川における最終的な治水対策の目標は、河川整備基本方針において、昭和57年の工事実施基本計画を踏襲し、基準地点岩津で、基本高水のピーク流量24,000m³/sと定められています。しかしながら、その対策を完了させたいには長期間を要するため、河川整備計画では、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとして、目標とする流量を設定したものです。具体的には、戦後最大流量を記録した平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対し、外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、岩津基準地点で目標流量19,400m³/s、河道整備流量16,600m³/sとしており、今後、概ね30年間で達成可能な整備内容となっております。河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応の記載内容をわかりやすく修正します。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
				<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画素案P55】 5) 浸水被害の軽減策及び危機管理 浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、整備途上段階に施設能力以上の洪水・高潮・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p> <p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P56-1】 3) 浸水被害の軽減策及び危機管理 浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、整備途上段階に施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 7) 防災関連施設の整備 【河川整備計画素案P75】 ① 河川防災ステーション・水防拠点の整備 《本文省略》 ② 排水ポンプ車等の作業場の整備 《本文省略》 ③ 側帯の整備 《本文省略》 ④ 光ファイバー網等の整備 《本文省略》</p> <p>(2) 旧吉野川 3) 防災関連施設の整備 【河川整備計画素案P85】 ① 河川防災ステーション・水防拠点の整備 《本文省略》 ② 側帯の整備 《本文省略》 ③ 光ファイバー網等の整備 《本文省略》</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害の軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P95】 1) 河川情報の収集・提供 《本文省略》 【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応 《本文省略》</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
			<p>【河川整備計画画素案P96】</p> <p>3) 洪水ハザードマップ整備の促進 洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成、公表、水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、徳島河川国連事務所内に設置した災害情報普及支援室を通じて、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。体制の強化を図る。</p> <p>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日常から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対し必要な支援・協力を図る。</p> <p>4) 水防団との連携 《本文省略》</p> <p>5) 水害防止体制の構築 《本文省略》</p> <p>【河川整備計画画素案P96-1】</p> <p>6) 浸水に強いまちづくりの支援 浸水の危険性がある地域の周知や洪水はん浸溢及び水害対策に関する知見の提供等を通じ、市町による浸水に強いまちづくりを支援していく。</p> <p>【河川整備計画画素案P97】</p> <p>7④) 水質事故への対応 不法投棄や事故などによる油類及びや有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出拡散防止対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。</p> <p>水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。</p>	
<p>治水-3 平成17年台風14号洪水の流出量について</p> <p>平成17年の台風14号で、もし早明浦ダムが満杯であったら、吉野川はどうなっていたのか。</p>	<p>2005年9月6日台風14号が来襲した。早明浦ダム満杯時に、この台風のもたらした雨が吉野川に如何なる状況になったか。</p>	<p>20</p>	<p>平成17年9月の台風14号の基準地点岩津における実績流量は、13,800m³/sであり、実績洪水規模で最大となった平成16年10月台風23号の16,400m³/sを下回る洪水規模でした。</p> <p>既設のダムが無いと仮定した場合の基準地点岩津の流量は、平成17年9月台風14号では18,800m³/sであり、戦後第2位の洪水規模であり、戦後最大規模となった平成16年10月台風23号の19,400m³/sに匹敵する規模でした。</p> <p>また、既設ダムの利水容量が満水状態とした場合に活用できる治水容量を算出した流量は、平成17年9月台風14号では15,100m³/sであり、平成16年10月台風23号の16,600m³/sと、ほぼ同規模の浸水被害が生じていたものと考えられます。</p> <p>河川整備計画では、いずれの場合も平成16年10月台風23号の洪水規模が大きくなるため、平成16年10月台風23号を河川整備計画の対象洪水として採用しています。</p>	<p>—</p>
	<p>昨年(H17)は湯水で早明浦ダムが空っぽの状態でも台風が来て、ダムがいっぱいになった。現実に早明浦ダムに水があればもっと主体的に出たとか、状態のよって上がるのか。</p>	<p>河川課長 (中流域)</p>		

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案】内容

治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について

<p>堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。</p> <p>整備計画によって、どの程度被害軽減できるか具体的な数値を示すこと。</p> <p>中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効果的、効果的でないかと思う。内水対策をもっと積極的に推進すべきである。</p>	<p>堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。</p> <p>台風23号により生じた内水被害のうち整備計画によって、どの程度被害軽減できるか具体的な数値(P65のようなもので、面積・戸数等により詳しく)を示すこと。</p> <p>吉野川流域における台風23号の内水被害(床上浸水745戸、床下浸水1915戸、浸水面積7645ha)について、無堤地区による外水氾濫によるもの、内水氾濫によるもの、支流河川によるもの、悪化する低地の排水不良を含む)によるものに区分し、地区毎に示すこと。また、河川整備の効果については前記の被害がどのように軽減されるのかを示すこと。</p>	<p>80</p> <p>パブリックコメント</p>	<p>平成16年10月台風23号の実績浸水被害情報は、無堤地区での外水氾濫によるもの、内水氾濫によるものに区分して、徳島河川国道事務所のHP、パンフレット等により公表しているほか、河川整備計画案P71にコラムとして参考記載しています。また、徳島県においても「平成16年台風、浸水マップ痕跡マップ」を公表しています。</p> <p>外水氾濫については、河川整備計画案では、戦後最大規模の洪水に対して外水氾濫による浸水被害を防止することを目標とし、必要となる整備内容(堤防の整備、輪中堤、嵩上げ等、河道の掘削等)を記載しています。また、その効果に関しては、河川整備計画案P65にコラムとして参考記載しています。</p> <p>費用対効果分析は、河川事業では各箇所の事業が上下流・対岸間で効果が影響し合う関係にあり、戦後最大規模の洪水に対する外水氾濫防止を目的とした一体での整備であるため、吉野川直轄管の区間の全区间を対象として実施することとしています。現在、案案の内容についてご意見を伺っています。費用対効果が1.3～2.8程度となり、投資は妥当と判断しています。</p> <p>内水氾濫については、平成16年10月台風23号による家屋浸水被害が大きく、事業中の飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場の新設、桑村川内水地区川島排水機場の増設の完成を河川整備計画案に記載しており、その他の地区については今後の出水における家屋浸水状況を注視し、被害の規模・頻度・浸水被害の発生要因等を勘案し、内水対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。飯尾川・桑村川の事業については、概ね10年に1度の降雨(平成16年10月台風23号降雨波形)に対して床上浸水被害を解消すること(飯尾川については加減堰下流対象)を目標として計画しており、飯尾川については河川整備計画案P72にコラムとして概要及び効果記載しています。</p> <p>なお、費用対効果の観点から岩津～池田間の堤防整備より下流の内水対策を優先すべきとのご意見につきましては、近年、外水氾濫や内水氾濫が頻発している中、両事業はバランスをとりつつ進捗させる必要があると考えています。</p>	<p>【河川整備計画案P7】 〈コラム①〉平成16年10月洪水の概要</p> <p>【河川整備計画案P65】 〈コラム③〉吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果</p> <p>【河川整備計画案P72】 〈コラム④〉飯尾川流域の例(直轄事業と補助事業が連携した内水対策の事例)</p>
<p>飯尾川で行われる角ノ瀬排水機場の新設及び飯尾川総合内水対策事業(補助)により浸水被害(床上浸水、床下浸水、浸水面積)がどの程度減少するかを示すこと。また川島排水機場の整備についても同様に効果を示すこと。</p>	<p>80</p> <p>パブリックコメント</p>	<p>80</p>		
<p>築堤・輪中堤・嵩上げ・河道掘削・橋木伐採・排水機場(角ノ瀬排水機場、川島排水機場など)等全ての工事について、工事区間(箇所)毎に工事費とその事業効果を示すこと。</p>	<p>80</p> <p>パブリックコメント</p>	<p>80</p>		
<p>中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効果的、効果的でないかと思う。このため、内水対策をもっと積極的に推進すべきである。</p>	<p>80</p> <p>パブリックコメント</p>	<p>80</p>		

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

治水-5 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案類】内容

治水-5 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)

<p>総合治水についてあまりにも記述が少ないか。</p> <p>堤防の位置は、何案か出して、住民が納得する案を採用するようにした方がいいと思う。</p> <p>地震と連って、水量が多くなると逃げられる。その補償金の方が、工事費とどうか？自然流の調整は不可能。</p> <p>長い土手(多くは道でも)もあるを変えるのは大変だから遊水地帯を作るというのはいかがでしょうか。</p> <p>堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせた方がいいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。</p> <p>岩津より上流を有堤化するとすれば、それは「百年河清を俟つに等し」、地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。</p> <p>後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。</p> <p>流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水地や竹林などのような流れをやらわらげような方法も考えられるべき。</p> <p>河畔林等を分断しない。</p>	<p>総合治水についてあまりにも記述が少ないか。</p> <p>河道主観でなく、流域全体を視野に入れるべき。</p> <p>堤防の位置について、何案か出して、それぞれの特徴を説明し、住民が納得する案を採用するようにした方がいいと思うのだが、どのような意図で決定したのか？せめて費用対効果については書いておいてほしい。場所によっても堤防が必要ない場所もあるのではないか？(JR土讃線の下流の北岸の堤防)無駄などころはおもいつきて、削つて、必要なところに投資するべきではないか？</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>河川整備計画(下流域) 徳島県 島田</p> <p>10/21</p>	<p>河川整備計画素案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りがなく、現在の河道能力が確保可能なよう設定しています。このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現状の河岸より堤内側に位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないと定まっております。また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはなっていないものと考えています。</p> <p>また、歴史・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置できる計画とするなど配慮しています。</p> <p>さらに、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改量を最小限にとどめるため、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととして、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、自然環境の改変度合いを抑制する計画としています。</p> <p>このように、いただいたご意見については、河川管理者も河川整備計画素案P59～P64で記載している河道計画を作成する段階で考慮しており、河川整備計画素案に計画の考え方を理解いただくため、記述を追加します。</p> <p>但し、現在の無堤地区を遊水地域として遊水地を整備すべきとの御意見については、無堤地区でも安全度が著しく低いこと、そこに住民が住み社会活動を行っていること、堤防の早期締切に関する御意見が多いことなどを考慮すれば、河川整備計画素案への反映は困難と考えています。</p> <p>なお、堤防の位置は複数案を示すべきとの御意見につきましては、河川整備計画素案で示している法線案について御意見を伺っているところであり、御意見を頂ければ、必要な検討を行い、反映すべきは反映し、反映できない場合はその理由について説明させていただきますと考えています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>【河川整備計画素案P59】</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P61】</p> <p>② 輪中堤・高上げ等</p> <p>【河川整備計画素案P63】</p> <p>③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすいため、現状の流下状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場とつながっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
<p>堤防を工事するのにここを工事する。以上。と大きいことから、複数案を示して、住民も参加できるようにしてほしい。住民も参加したい。</p> <p>地震と連って、水量が多くなると逃げられる。その補償金の方が、工事費とどうか？自然流の調整は不可能。税金を有効に。</p> <p>本当の治水は水を止めないことである。この計画では流水の速さを上げ、水の勢いをまっす方法をとっている。</p> <p>自然を削るのではなく、自然をうまく利用した河川づくりでなければ、限界がある。</p>	<p>堤防の位置について、複数案を提示し、必要性など経済面・環境面・景観や風量の面など多角的な観点から検証し、住民意見を反映するべきではないか？</p> <p>堤防工事等は吉野川の自然環境への影響が大きいことから、様々な観点から複数案を提示し住民参加で決定するよう示すこと。</p> <p>堤防を工事するのここを工事する。以上。と大きいことから、複数案を示して、住民も参加できるようにしてほしい。住民も参加したい。</p> <p>地震と連って、水量が多くなると逃げられる。その補償金の方が、工事費とどうか？自然流の調整は不可能。税金を有効に。</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>河川整備計画(下流域) 徳島県 島田</p> <p>10/21</p>	<p>河川整備計画素案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りがなく、現在の河道能力が確保可能なよう設定しています。このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現状の河岸より堤内側に位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないと定まっております。また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはなっていないものと考えています。</p> <p>また、歴史・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置できる計画とするなど配慮しています。</p> <p>さらに、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改量を最小限にとどめるため、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととして、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、自然環境の改変度合いを抑制する計画としています。</p> <p>このように、いただいたご意見については、河川管理者も河川整備計画素案P59～P64で記載している河道計画を作成する段階で考慮しており、河川整備計画素案に計画の考え方を理解いただくため、記述を追加します。</p> <p>但し、現在の無堤地区を遊水地域として遊水地を整備すべきとの御意見については、無堤地区でも安全度が著しく低いこと、そこに住民が住み社会活動を行っていること、堤防の早期締切に関する御意見が多いことなどを考慮すれば、河川整備計画素案への反映は困難と考えています。</p> <p>なお、堤防の位置は複数案を示すべきとの御意見につきましては、河川整備計画素案で示している法線案について御意見を伺っているところであり、御意見を頂ければ、必要な検討を行い、反映すべきは反映し、反映できない場合はその理由について説明させていただきますと考えています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>【河川整備計画素案P59】</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P61】</p> <p>② 輪中堤・高上げ等</p> <p>【河川整備計画素案P63】</p> <p>③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすいため、現状の流下状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場とつながっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
<p>河川整備計画素案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りがなく、現在の河道能力が確保可能なよう設定しています。このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現状の河岸より堤内側に位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないと定まっております。また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはなっていないものと考えています。</p> <p>また、歴史・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置できる計画とするなど配慮しています。</p> <p>さらに、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改量を最小限にとどめるため、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととして、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、自然環境の改変度合いを抑制する計画としています。</p> <p>このように、いただいたご意見については、河川管理者も河川整備計画素案P59～P64で記載している河道計画を作成する段階で考慮しており、河川整備計画素案に計画の考え方を理解いただくため、記述を追加します。</p> <p>但し、現在の無堤地区を遊水地域として遊水地を整備すべきとの御意見については、無堤地区でも安全度が著しく低いこと、そこに住民が住み社会活動を行っていること、堤防の早期締切に関する御意見が多いことなどを考慮すれば、河川整備計画素案への反映は困難と考えています。</p> <p>なお、堤防の位置は複数案を示すべきとの御意見につきましては、河川整備計画素案で示している法線案について御意見を伺っているところであり、御意見を頂ければ、必要な検討を行い、反映すべきは反映し、反映できない場合はその理由について説明させていただきますと考えています。</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>河川整備計画(下流域) 徳島県 島田</p> <p>10/21</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>河川整備計画(下流域) 徳島県 島田</p> <p>10/21</p>	<p>河川整備計画素案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りがなく、現在の河道能力が確保可能なよう設定しています。このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現状の河岸より堤内側に位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないと定まっております。また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはなっていないものと考えています。</p> <p>また、歴史・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置できる計画とするなど配慮しています。</p> <p>さらに、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改量を最小限にとどめるため、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととして、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、自然環境の改変度合いを抑制する計画としています。</p> <p>このように、いただいたご意見については、河川管理者も河川整備計画素案P59～P64で記載している河道計画を作成する段階で考慮しており、河川整備計画素案に計画の考え方を理解いただくため、記述を追加します。</p> <p>但し、現在の無堤地区を遊水地域として遊水地を整備すべきとの御意見については、無堤地区でも安全度が著しく低いこと、そこに住民が住み社会活動を行っていること、堤防の早期締切に関する御意見が多いことなどを考慮すれば、河川整備計画素案への反映は困難と考えています。</p> <p>なお、堤防の位置は複数案を示すべきとの御意見につきましては、河川整備計画素案で示している法線案について御意見を伺っているところであり、御意見を頂ければ、必要な検討を行い、反映すべきは反映し、反映できない場合はその理由について説明させていただきますと考えています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>【河川整備計画素案P59】</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P61】</p> <p>② 輪中堤・高上げ等</p> <p>【河川整備計画素案P63】</p> <p>③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすいため、現状の流下状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場とつながっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
	長い土手(多くは道でもある)を変えるのは大変だから遊水地帯を作るというのはどうか。	パゾコメ 44		
	井川箇所では、遊水地を堤内側に取り込むように締め切った場合の治水には問題があると考えられることから、堤防法線を変更(河道が広がるように)し広く土袖を置出し、遊水機能の維持と自然環境の保全が行える方向で検討してください。	パゾコメ 68		
	青から舞埴地区にしているところには、大切な役割があり、それをわかった上で近くに人が住まないようになっているのでは？ 遊水池が必要だと思う。	パゾコメ 79		
	遊水池などの伝統的水防の活用ということが同会で取り上げられているが、輪中堤などを吉野川の流域でももっと考えるべきだ。	MIさん 付箋紙		
	堤防設定位置が河道中心からの距離により機械的決められているが、氾濫源の自然環境や歴史・文化的景観さらには遊水機能も考慮し、それらへの影響を軽減できるような位置に変更すること。	パゾコメ 80		
	遊水池の確保。河道の自然な流れど利用し、流下速度を遅くすることを考慮すべき。河川を水路化しない。	Q22さん 付箋紙		
	将来の治水安全度を確保するため上、中流域に氾濫源を充分整備すべし、土地の借上げ、買上げetc。	P25さん 付箋紙		
	河川を堤防強化によってすべて水を川に押し込めるのではなく、遊水池等を増やすべき。あふれでもよい、堤防・環境づくり。	P25さん 付箋紙		
	堤防は高く築けば築くほど、壊れた場合の被害はより大きくなる。流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水池や竹林などのような流れをやわらげるような方法も考えるべきである。	R22さん 付箋紙		

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案類】内容

	51	パブリコメ	河道のまっすぐに水路化するような堤防計画は時代遅れの考え方ではないか？堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせた方がいいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。		
	80	パブリコメ	洪水時の水位を高めなことで、堤防時の危険性を低くすると同時に下流域のピーク流量を増大させないこと、さらには内水被害を減じるため、河道幅が広がるような堤防計画とすること。		
	D2さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	洪水の場合あふれる心配のある箇所は堤防を自然のもので広げる計画はあるのか。		
	M1さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	堤防を自然環境への影響と最小化することができると変更してください。位置…河道巾を広く。河畔林等を分断しない。高さ…低くなるように(河道巾を広く)		
	F1さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	洪水災害を防止するための河道の洪水疎通能力の向上について。		
	F1さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	洪水を安全に流下させるための対応について		
	S1さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	岩津より上流を有堤化するとすれば、それは「百年河溝を後つに等し」、まべからく地下水路を建設し、幅員丈なる善人寺島付近に放出する方案は如何か。		
	R2さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	築堤して、土地の有効利用をすることにより、景観がそこなわれ、吉野川の美しさが失われてしまっているのではないかと。吉野川の景観をそこなうような築堤はできるだけ避けたい。		
	V1さん 付箋紙	郡城住民 (下流域・徳島II)	後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。		

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【提案】内容

治水-6 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（河道の掘削）

意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【提案】内容
<p>計画の中で、新しい堤防をつくることは良いのですが、今の現状で大水が発生した場合、どのように対処していくか。木を切るか方法はありますが、そのような対策を全面的に推進を頂くことが、我々住民にとって、一回一回の台風や大水のときに安心ができます。</p>	<p>はるん パブリックコメント</p>	<p>現況河道の河床は、長年月に渡る吉野川の侵食・堆積作用等により形作られたものであり、自然のバランスの中で現状では概ね安定し、動植物の生育・生息の場ともなっています。従って、流下断面を確保するために現況河道を大規模な掘削等により大きく変更した場合には、河床は自ずから復元に向かう傾向となるため、流下断面の維持に多大な労力を要し、自然環境へ悪影響を来す結果となります。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P63】 ③河道の掘削等 堤防の整備を裏施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p>
<p>川底の整備が重要である。吉野川の堤防は、丈夫に出来ている。川底の堆積物を除くだけでも、十分である。</p>	<p>51 パブリックコメント</p>	<p>そこで、整備計画では、現在の河道の能力を基本的に上下流一連の区間で無理なく計画高水流量相当の流下能力が確保可能な川幅を想定し、まず築堤により流下能力を確保することとしており、堤防整備後に河川整備目標流量に対して流下能力が不足する区間では、必要最小限の河道の掘削又は樹木の伐採により、流下能力を確保するものとして、河道計画を策定しています。この結果、整備計画において掘削を実施する区間は限定的なものとなっています。</p>	<p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている種と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とす。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性を高めるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
<p>河道掘削によってどの程度、水位が下がるか。シミュレーションを行ってほしい。</p>	<p>59 パブリックコメント</p>	<p>河道掘削によってどの程度、水位が下がるか。シミュレーションを行ってほしい。</p>	<p>また、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改変量を最小限にとどめるため、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず自然の瀬淵の状態を残すこととして、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、環境改変の度を極力抑制する計画としているほか、河床が維持されている現状と流れの状態を大きく変化させないよう留意することにより河床形が維持されやすい計画としています。なお、その内容については、河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に掘削の考え方を記載しているところですが、計画の考え方を理解していただくために記述を修正します。</p>
<p>高度経済成長の頃には、川砂利が過剰に採られ、その後は堤防の安全性を高める必要がなくなった。その後、川砂利の採取が禁止された。かなり川原も干潟も回復してきたのに、大規模な掘削するとのこと心配です。掘削量は環境に配慮した妥当な量なのでしょうか。掘削量をどのように算出したのか。</p>	<p>21 パブリックコメント</p>	<p>掘削による効果(水位低下)や逆に土砂流下の減少による下流域の干潟などへの影響を検証し、その結果を示すこと。</p>	<p>河道掘削や河道内樹木の伐採による治水効果は水位計算結果により示すこと。全ての区間について以下のデータを公表すること。なお、水位計算については計算過程(河積、径流、流速、エネルギー水頭、フルード数、粗度係数)を併せて公表すること。 ○平成16年台風16号、台風23号平成17年台風14号の流量と根拠水位 ○台風23号の再現水位計算表 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削前の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削後の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削及び樹木伐採後の水位計算結果</p>
<p>河道掘削によって、どの程度水位が下がるかかシミュレーションを行ってほしい。</p>	<p>80 パブリックコメント</p>	<p>河道掘削や河道内樹木の伐採による治水効果は水位計算結果により示すこと。全ての区間について以下のデータを公表すること。なお、水位計算については計算過程(河積、径流、流速、エネルギー水頭、フルード数、粗度係数)を併せて公表すること。 ○平成16年台風16号、台風23号平成17年台風14号の流量と根拠水位 ○台風23号の再現水位計算表 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削前の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削後の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削及び樹木伐採後の水位計算結果</p>	<p>河道掘削による効果(水位低下)や逆に土砂流下の減少による下流域の干潟などへの影響を検証し、その結果を示すこと。</p>
<p>大規模な河道の掘削が行われた場合、干潟への土砂流入の低下して干潟がやせしてしまうことが予想される。</p>	<p>76 パブリックコメント</p>	<p>「素案」には大規模な河道の掘削が予定されていますが、この掘削が行われた場合、干潟への土砂流入の低下して干潟がやせしてしまうことが予想される。</p>	<p>河道掘削による河床部の干潟への影響は、流れの状態を現状と大きく変化させないよう留意することとしているため、少ないものと考えています。</p>
<p>吉野川の河川整備を行う際には、吉野川の清流のイメージを壊さないよう、現在ある自然は十分に残し、あまり人工的な河川にしないようにしてほしい。</p>	<p>76 パブリックコメント</p>	<p>吉野川の河川整備を行う際には、吉野川の清流のイメージを壊さないよう、現在ある自然は十分に残し、あまり人工的な河川にしないようにしてほしい。</p>	<p>河道掘削による河床部の干潟への影響は、流れの状態を現状と大きく変化させないよう留意することとしているため、少ないものと考えています。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【提案】内容

治水-7 河川整備計画の堤防法線の位置付けについて

<p>【提案】の堤防法線は、計画的にどれぐらい意蓋があるものなのですか。この法線の地域住民への説明会はいつごろですか。また、この説明会はいつごろですか。また、これは決定として説明会をするのか。</p>	<p>素案の62に、中流域の(堤防を)整備する区間という図面があるが、位置関係や地域的なものについては、完成するまでにもう一度協議頂けるのか。</p>	<p>中流域(中流域)</p> <p>中流域(中流域)</p>	<p>整備計画では、概ねの堤防計画位置を示しています。また、詳細の位置は、測量設計を終った段階で定めていくこととなり、その段階で地元説明会を行うこととなります。</p>
--	---	---------------------------------	--

<p>—</p>

治水-8 水害防備林、竹林等について

<p>歴史的な景観である水害防備林は、それなりの意味や機能があつて残っているのか、必要性を含め、十分にその役割を考慮してほしい。</p>	<p>歴史的な景観(水害防備林、竹林)というのは、それなりの意味・機能があつて残っているものなので、安易に手をつけるべきではなくて、十分にその役割を考慮してほしい。</p>	<p>学識者</p> <p>パブリック</p>	<p>水害防備林は、堤防が無い中、水害防備林として守られてきた竹林の歴史的・文化的な価値、また、吉野川の代表的な景観のひとつとなり、竹林を生育・生育の場とする動物も存在するなど、大切さを認識しています。</p> <p>河川内に残される竹林については、これらの機能を考慮しつつ、存置・保全を図っていきたくないと考えており、河川整備計画素案P57の河川環境の整備と保全に関する目標やP87、P100に記載しているところです。</p> <p>その考え方もとつき、河道計画では、水害防備林・竹林等の伐採は、堤防敷地及び堤防保全上必要な部分や掘削を実施する上で最低限必要な部分などに留め、可能な限り存置させるものとして策定しています。結果的に伐採せざるを得ない竹林は、堤防敷地及び堤防保全上必要な部分により7ha、掘削を実施する上で最低限必要な部分で7ha、合わせて14ha程度であり、現状で吉野川に残る竹林面積308haの5%程度です。</p> <p>河川環境等に関する内容は、河川整備計画素案P57,63,87~88,100に記載しています。</p>
--	--	-------------------------	--

<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P57】</p> <p>1) 動植物の生育・生育環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰)水城上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努めるとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広いキ河原の保全・再生に努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水管力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、必要な対策を実施することにより、ならかな連続性のある河川環境の再生に努める。</p> <p>吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河口及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生育・生育するでは、渡り鳥の重要な中継地でもあることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、の良好な生物の生育・生育環境の保全に努める。</p> <p>また、魚類等の遡上・降下の移動障壁となつてくる堰等の河川横断構造物においてついでには、アユの遡上も確認されており、堰の連続性を確保するよう努める。今後は、今後は河口から上流にかけての移動の連続性を確保するよう努める。なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生育・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲージョンを実施することなどにより、環境の保全に努める。</p> <p>2) 河川景観</p> <p>河川景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、河口干潟、広いキ河原や河岸の水害防備林等吉野川らしい雄大な河川景観の保全に努める。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【提案】内容
	水防備林(竹林)について。	Pさん 伊予地区、徳島市		<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P63】</p> <p>③河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
				<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生</p> <p>【河川整備計画素案P87～88】</p> <p>3)河道内樹木の取り扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p>
				<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</p> <p>(1) 動植物の生息・生育環境の保全</p> <p>1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P100】</p> <p>② 竹林(水害防備林)の保全</p> <p>吉野川の竹林(水害防備林)は、吉野川固有の景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとって良好な生息・生育環境となつており、ことから、堤防の整備、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案案】内容

治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について

<p>吉野川では、昔から「中流は遊水池」という考えがあったが、この遊水池の意味を説明してほしい。</p> <p>無堤地区の築堤で遊水池帯が減ってくると、下流の水位が上がってしまうのではないか。</p>	<p>遊水池帯があることで何かよいことがあるか、無いのかという考えを合わせて、なぜ遊水池帯なのかという言葉の説明をしていただきたい。</p> <p>吉野川では、昔から「岩津下流は築堤、中流は遊水池」という考えで、中流域で堤防工事が行われていたが、遊水池としての効果はあったのか。</p>	<p>無堤地区の築堤で遊水池帯が減ってくると、その地域の過去の水位が下流まで行ったら、上がっているのではないかという気がするが、どうなのか。</p>	<p>遊水池帯があることで何かよいことがあるか、無いのかという考えを合わせて、なぜ遊水池帯なのかという言葉の説明をしていただきたい。</p>	<p>Gさん</p>	<p>河川整備計画素案では、河道配分流量の安全な流下を図ることを目標として、対象期間内に順次、無堤地区の堤防整備を進め完成することとしている。</p> <p>従って、本整備計画では平成16年10月台風23号と同規模の洪水を対象として、河口から池田までの堤防締切が完成した状態を想定して、河道流量を算出し、この流量に基づき堤防等の必要な整備内容を決定しています。河道配分流量の決定に際しては、上流改修による下流への影響量は考慮しており、目標流量を河川整備計画素案P94、1)洪水を安全に流下させるための対応に計画の考え方を理解戴くために記述を修正します。</p> <p>無堤部の締切による下流のピーク流量の増加量は、洪水の規模、継続時間により異なります。その結果については、別途お知らせします。</p> <p>なお、岩津～池田間については、下流側から優先で整備を行ってきた関係から、上流側では改修着手が遅れた経緯がありますが、昭和40年改修着手以来、河川改修を実施する区間と位置付け、継続して整備を進めています。</p>
	<p>53</p>	<p>市町村長 (中流域)</p>	<p>53</p>	<p>【河川整備計画素案P54】 1) 洪水を安全に流下させるための対応 吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと吉野川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画においては、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水吉野川のはんり溢による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/s、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、外水吉野川のはんり溢による浸水被害を防止する。</p>	

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案案】内容

意見及び質問

治水-10 築堤計画内容の説明について

<p>築堤は、外水氾濫を防止する上で有効であるが、締切後に内水被害が発生すること、きちんと住民に説明すべきではないです。</p>	<p>樋門を閉めて、内水を遊水池化する。これは聞いたことがあるが、遊水池化するのなら冠水被害につながるのでは。これは、政策上必要な対策であれば、事前説明は有るべきと思う。</p>	59	<p>吉野川では、無堤地区の整備に際し、外水氾濫が、流速や土砂を伴い、被災者の人命を脅かし、生活により大きな悪影響を及ぼすものであることを考慮して、これを防止する堤防整備を優先し、堤防締切後の内水被害の状況により必要に応じて内水対策を実施を検討するという手順で、段階的に整備を進めています。</p> <p>従って、堤防のみを整備した段階では内水被害は発生する場合があります。しかしながら外水氾濫の場合に比べ、大きな流速を伴わないこと、支川からの流出は上流からの洪水の到達に比べ時間的に早く、樋門閉扉前にかかりの量が吉野川へ流出すること、洪水位に対し内水位が高いようなら樋門はゲートを開く操作をすること等から、浸水頻度は減少し浸水状況も大幅に改善されます。</p> <p>想定される内水被害に関する広報等については、これまでも色々な機会を通じて説明等してきたところですが、今後、さらなる広報に努めるとともに、状況を理解いただくために、河川整備計画案P70の3)内水対策に記述を修正します。</p> <p>なお、平成16年10月台風23号の浸水被害に関しては、無堤地区による外水氾濫によるもの、内水氾濫によるものに区分された情報を、徳島河川国道事務所のHP、パンフレット等により既に公表しています。また河川整備計画案P71にもコラムとして参考記載しています。また、痕跡水位等のデータも公表します。</p>
<p>堤防整備を行っても内水被害は発生すると想定されるが、築堤区間での湯水予測(台風23号洪水規模での浸水範囲、その内水と外水位及び浸水深)を示すこと。</p>	80	<p>【河川整備計画案P70】 3)内水対策等 吉野川の国(直轄)管理区間の川治い治州には、現状で35の内水(吉野川二排水でまずにはん蓋した水)地区が存在します。これらの地区では、内水被害が発生する場合があります。実際に平成16年10月台風23号などの洪水で内水被害が発生している。内水氾濫による浸水被害が顕著している。今後は、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設等必要な対策を実施する。</p> <p>また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に進め、積極的に内水被害を軽減する。</p> <p>さらに、内水はん蓋の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。</p> <p>加えて、吉野川治い治州には、現状で15箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理144m³/s)が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じ適切な対策を実施する。</p>	

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案類】内容

治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について

<p>どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で進めてほしい。</p> <p>(堤防整備の優先)順位はどのようになっているのか。</p> <p>無堤地区の堤防整備を早期に実施してほしい。</p> <p>(勝命、沼田、加茂第二、半田、脇町第一、芝生箇所)</p>	<p>どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で進めてほしい。</p> <p>最上流にいる者は、下流域の人が水を有効に活用できるように(川名)大事にしないでほしいという精神にあふれている。しかし、堤防の整備の進め方など、下流域からすべての施策が展開される。上流域もこのような精神や責任もある。単に河川の管理や整備といことではなく、川全体として考えていかなければならない。</p>	<p>中野町長 (中流域)</p>	<p>田村委員 三好市長</p>	<p>吉野川の沿川に残る無堤地区における堤防整備については、河川整備計画に位置付け、対象期間内に整備を実施することとしており、河川整備計画素案P54、P59～P61に記載しています。</p> <p>今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を最優先で進め、早期完成に努めたいと考えています。</p> <p>その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情報、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。</p> <p>各時点における改修状況は、毎年実施している記者発表やホームページを通じて情報提供しているところであり、今後も実施していきます。</p>
<p>堤防がいらぬと言っている三野の太刀野地区と芝生地区は堤防ができ、加茂野居、清水は平成18年まで用地買収している。(堤防整備の優先)順位はどのようになっているのか。</p>	<p>沼田箇所</p>	<p>沼田町長 (下流域・吉野川)</p>	<p>田村委員 田さん</p>	<p>3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P54】 1) 洪水を安全に流下させるための対応 吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと、吉野川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け、定められているが、その対策を完了させるには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を本整備計画において、戦後最大流量を記録し、基本高水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水吉野川のはんこ瀧による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/s、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、外水吉野川のはんこ瀧による浸水被害を防止する。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P59】 ① 堤防の整備 吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるため、堤防の整備を実施する。 【河川整備計画素案P61】 ② 輪中堤・嵩上げ等 岩津上流(池田～岩津間)の狭小地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤、宅地嵩上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる。</p>
<p>早く、完成するようお願いいたします。(加茂第二堤防)</p>	<p>沼田箇所</p>	<p>パソコメ</p>	<p>田村委員 田さん</p>	<p>3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P54】 1) 洪水を安全に流下させるための対応 吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと、吉野川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け、定められているが、その対策を完了させるには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を本整備計画において、戦後最大流量を記録し、基本高水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水吉野川のはんこ瀧による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/s、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、外水吉野川のはんこ瀧による浸水被害を防止する。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P59】 ① 堤防の整備 吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるため、堤防の整備を実施する。 【河川整備計画素案P61】 ② 輪中堤・嵩上げ等 岩津上流(池田～岩津間)の狭小地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤、宅地嵩上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる。</p>
<p>三野町の(芝生地区)では、ほとんど堤防が完成しているが一部できていないため、そこから県道沿いまで浸水し、木材団地で多大な被害をこうむったことがある。工事を進めるには時間がかかるとは思うが、一挙にやり上げていただきたい。</p>	<p>沼田箇所</p>	<p>沼田町長 (中流域)</p>	<p>田村委員 美馬市長</p>	<p>3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P54】 1) 洪水を安全に流下させるための対応 吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと、吉野川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け、定められているが、その対策を完了させるには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を本整備計画において、戦後最大流量を記録し、基本高水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水吉野川のはんこ瀧による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/s、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、外水吉野川のはんこ瀧による浸水被害を防止する。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P59】 ① 堤防の整備 吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるため、堤防の整備を実施する。 【河川整備計画素案P61】 ② 輪中堤・嵩上げ等 岩津上流(池田～岩津間)の狭小地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤、宅地嵩上げ等を行う。なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
	<p>(臨時第一)付近は無堤地区であり、築堤を1日も早く完成させていたいただきたい。無堤地区では、23号台風の際に、新しい県道のバイパスをつくっている付近が浸水し、大きな被害があった。</p>	<p>美馬市長 中流城 (中流城)</p>		
	<p>半田の築堤の早期実現をお願いしたい。</p>	<p>18 バブコメ</p>		
	<p>無堤地区に早期の築堤をお願いしたい。</p>	<p>25 バブコメ</p>		
	<p>早く遊水池帯を解消してほしい。</p>	<p>26 バブコメ</p>		
	<p>沼田地区の2.2kmが無堤地域になっている。遊水池帯で家屋浸水もあり、5~10年の間に築堤して頂きたい。</p>	<p>BSさん 湖城住民 (下流域:吉野川)</p>		
	<p>勝命地区の約2km余りの無堤地域において、平成16年の23号台風により、床上・床下浸水が何十軒か出ている。一日も早く着工(一堤防の整備)していただきたい。</p>	<p>CSさん 湖城住民 (下流域:吉野川)</p>		
	<p>吉野川の本流の中で、この沼田地区が一番上にあるが、下流から原則としてやっていくとなったら、沼田地区は30数年先になるのか、私が知っている範囲では浸水の被害の一番多いのは沼田地区だと思う。一刻も早く計画の中へ入れていただきたい。</p>	<p>FSさん 湖城住民 (下流域:吉野川)</p>		
	<p>谷島地区(勝命箇所)に無堤地区が2kmある。毎年のように床上浸水等があり農作物が全滅になるので、この解消のための無堤地区に早期実施(堤防の整備)をお願いしたい。</p>	<p>阿波市長 中流城 (下流域)</p>		

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案類】内容

治水-12 堤防漏水対策について

<p>【案類】に示されている箇所以外にも、漏水対策が必要な箇所があるため、整備を行ってほしい。</p> <p>堤防の漏水対策をやっていたらいいが、引き続き堤防の強化に力を入れていただきたい。</p> <p>国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありましたが、堤防の強化対策について伺いたい。</p> <p>漏水対策における地下水への影響についてお聞きしたい。</p>	<p>漏水対策の必要区間において、今回の計画案と実施区間になっていない応神と徳島第2箇所についてはどうなるのか。</p> <p>第十堰から上流部分の堤防の補強について、漏水対策、漏水調査を行ってほしいが、また黄色い部分(漏水対策必要区間)が少いように。漏水対策は完全な整備を行って頂き、地域住民の不安の解消をお願いしたい。</p> <p>堤防の漏水対策をやっていたらいいが、引き続き堤防の強化に力を入れていただきたい。</p> <p>上流無堤部の締め切りが下流の堤防の強度が下がるとはならないか(危険度)? 漏水の対策が現実に必要なわけなので、そういったことを中心に、治水対策について、十分に配慮してやってほしい。</p> <p>堤防の強化対策について伺いたい。</p> <p>今日の新聞に吉野川市の5割で堤防強化すると書いてあるが、...</p> <p>9月29日、徳島新聞で吉野川は60%の漏水、決壊の恐れありと出ていました。国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありましたが、吉野川整備計画の早期着工を先行して頂くものど信じております。私は大好きな吉野川へひっこして来たばかりです。</p> <p>漏水対策における地下水への影響についてお聞きしたい。</p>	<p>徳島市長</p> <p>市町村長 (下流域)</p> <p>市町村長 (下流域)</p> <p>市町村長 (下流域)</p> <p>流域住民 (下流域:徳島市)</p> <p>流域住民 (下流域:徳島市)</p> <p>流域住民 (下流域:徳島市)</p> <p>流域住民 (下流域:徳島市)</p>	<p>堤防漏水に関する整備箇所については、既存の堤防を対象として堤防漏水に対する危険度を定量的に評価し、平成16~17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたところであり、危険度に応じて段階的に対応することとしています。</p> <p>対策必要区間の中で、より危険度の高い一連区間を整備計画期間中の堤防漏水対策実施区間として計画的に対策を実施していくこととしており、河川整備計画素案P66、2)堤防漏水・厚食対策に記載しています。また、それ以外の区間についても、今後、重要水防箇所と位置付け出水時等の堤防点検を充実させるなど、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的な対策による対応を講じます。</p> <p>漏水対策による地下水への影響に関しては、従来より実施前に各対策箇所の地質状況、地下水利用状況等を調査し、悪影響が予測される場合には、影響の無い工法の組合せにより具体的な対策内容を決定することとしており、このような箇所では、地下水への状況をモニタリングしつつ事業を進めるなど配慮しているところであり河川整備計画素案P66.90~91.97にも記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P66】</p> <p>堤防漏水・厚食対策</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸透については、堤防漏水の発生状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、計画的に堤防漏水対策を実施する。</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画素案P90~91】</p> <p>① 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適正な補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等、変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じた適正な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクルに努める。</p> <p>護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口~名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用し、たモニタリングを継続的に行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画素案P97】</p> <p>(4) 災害復旧</p> <p>増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊(破堤)等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災スハートの協力を得る。</p>
---	--	---	--	--

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案類】内容

治水-13 堤防侵食対策について

<p>第十堰下流の藍住町地先の護岸や旧吉野川の洗掘箇所は、侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。</p> <p>堤防は土や砂で作られているので侵食に対して弱い。柴で作った沈床を設置することで土手の崩れを防げるのではない。</p>	<p>第十堰下流2.5km左岸の藍住町徳命字小塚先に古い石積みの護岸が約300mあるが、この侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。</p> <p>(旧吉野川で)洗掘が起こっている場所は、緊急修繕はもとより強固な護岸整備を施工していただきたい。</p>	<p>藍住町長 (下流域)</p>	<p>堤防侵食に関する整備箇所については、堤防整備済区間を対象として堤防侵食に対する危険度を定量的に評価し、平成16～17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたところであり、堤防の安全性の低下が懸念される箇所は、計画的に整備を行う対策実施区間として位置付けており、河川整備計画素案P68、2)堤防腐水・侵食対策に記載しています。また、それ以外の区間についても今後とも出水時等の堤防点検を充実させ、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的な対応を講じてまいります。</p> <p>なお、藍住町の石積み護岸の区間につきましては、整備計画期間中の実施区間として位置付けています。</p> <p>また、堤防侵食対策については、河川整備計画素案P90～91、②堤防・護岸の維持管理及びP97、(4)災害復旧に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P68】 2)堤防腐水・侵食対策 堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防において対策が必要となっている。侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、必要箇所に対して侵食対策を実施する。</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90～91】 ②堤防・護岸の維持管理 堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適正な補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等、変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じた適正な補修を実施する。なお、刈草については、農家の再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクルに努める。</p> <p>護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川・ストロークールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では、巡視船による点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用し、モニタリングを継続的にを行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>さらに、田舎な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p>
	<p>堤防は土や砂で作られているので侵食に対して弱い。柴で作った沈床を設置することで土手の崩れを防げるのではない。</p>	<p>パワコメ</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P97】 (4) 災害復旧 増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊(破堤)等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロック土砂を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキパートの協力を得る。</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P97】 (4) 災害復旧 増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊(破堤)等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロック土砂を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキパートの協力を得る。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-14 内水対策の進め方について

<p>内水被害対策について、必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。【素案】に示されている箇所以外にも、内水対策の充実を図ってほしい。 (角の瀬の増強、阿波市、吉野川市、鷺谷川、北島町、川内地区)</p> <p>内水対策の優先順位やスケジュールは、【素案】に含まれないのか。</p> <p>内水対策について、多くの被害箇所の対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。</p> <p>堤防が切れ冠水するのでなく、内水が先に冠水して、その水が堤防をこえて川に流れ込むと言う氾濫が最近増えております。こうした内水対策についてお聞きしたいと思っております。</p>	<p>素案P.70の内水被害対策について、ハード面では新設1ヶ所・増設1ヶ所だけになっており、35の内水地域がある中で、住民が安心・安全の意識を持ってかどうか不安がある。必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。</p> <p>内水排除のための施設の設備について。</p>	<p>中村委員</p>	<p>吉野川流域では、平成16年度洪水による大規模な内水被害の発生を受け、家屋浸水被害の大きかった美馬市の各地区の排水機場増設を完了し、飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場、吉野川市川島排水機場の改築・増設の完成に向け、重点投資しているところである。</p> <p>その他箇所についても、平成16年から17年にかけて相継いだ大出水、特に平成16年台風23号では、沿川の堤防整備済箇所も多くで内水被害が発生しており、この内、家屋浸水被害が著しい地区について、今後の出水における家屋浸水状況を注視するとともに、被害の規模、頻度、浸水被害の発生要因等を勘案し、内水対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。</p> <p>また、内水被害の軽減や拡大の防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出の抑制が必要であるため、地元自治体と連携してソフト対策を実施したいと考えており、河川整備計画素案P70、3)内水対策等に記載しています。</p> <p>さらに、危機管理対応として、排水ポンプ車等の作業場を必要箇所段階的に整備し、四国地方整備局等が保有する排水ポンプ車を臨機に派遣する等対応についても位置付けており、河川整備計画素案P70、3)内水対策等及びP75、②排水ポンプ車等の作業場の整備に記載しています。</p> <p>なお、四国地方整備局では、極門等の操作について河川整備計画素案P91、③施設の維持管理に記載しているとおおり、操作規則に則り確実な施設の操作に努めています。</p> <p>平成16年台風23号の浸水被害に関しては、無堤地区による外水氾濫によるもの、内水氾濫によるものに区分された情報を、徳島河川国道事務所のHP、パンフレット等により既に公表している他、河川整備計画素案P71にコラムとして参考記載しています。</p>
<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P70】</p> <p>3) 内水対策等</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の川沿い沿州には、現状で35の内水(吉野川に排水できずに氾濫した水)地区が存在します。これらの地区では、内水被害が発生する場合があります。平成16年10月台風23号などの洪水で内水被害が発生している。内水氾濫による浸水被害が顕著している。今後は、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設等必要な対策を実施する。</p> <p>また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に進めたい。内水被害を軽減する。</p> <p>さらに、内水は氾濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。</p> <p>加えて、吉野川沿い沿州には、現状で15箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)があるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じて適切な対策を実施する。</p>	<p>この河川計画(一整備計画)には阿波市の内水対策、ポンプ場の新設・整備についてあまり書かれていないので、今後の計画に付けたときには地域住民の声を聞き、被害の甚大などころへ早急にポンプの新設・増設をお願いしたい。</p>	<p>パソコメ</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>7) 河川防災ステーション・水防拠点等の整備</p> <p>【河川整備計画素案P75】</p> <p>② 排水ポンプ車等の作業場の整備</p> <p>内水(吉野川に排水できず氾濫した水)は氾濫時に応急的な対策としての排水ポンプ車及びクレーン車等の必要な作業場を現地状況・内水被害実績等を考慮し、必要な箇所を整備する。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
	<p>川内地区では排水ポンプで河川に排水をしているが、洪水時にはこれがさばりけのないで、ポンプも整備してほしい。</p> <p>内水対策について、角の瀬を塞ぎしてもらっているがさらなる能力アップをお願いしたい。</p> <p>内水対策について、川内地区での樋門新設にあわせて排水機場の設置について配慮をお願いしたい。</p> <p>内水対策について、今回の案でも(吉野川市の)内水対策を挙げてもらっているが、吉野川市の大きな課題なのでよろしく願いたい。</p> <p>鷺谷川には、内水排除のための樋門が設置されたが、最近では度々の出水により樋門が閉められ、農作物の全部冠水や床下・床上浸水等もあるため、機械排水(ポンプ)の設置を計画してほしい。</p> <p>(北島町(庄))ゼロメートル地帯の内水排除対策が非常に重要である。この対策に非常に関係がある。</p>	<p>徳島市長(北島町) Cさん</p> <p>市町村長(下流域) 徳島市長</p> <p>市町村長(下流域) 徳島市長</p> <p>市町村長(下流域) 吉野川市長</p> <p>市町村長(下流域) 阿波市長</p> <p>市町村長(下流域) 北島町長</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画案P91】</p> <p>③ 施設の維持管理 洪水時に良好な機能が發揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。 なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しているが、これからの協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能となるよう対策を行い、確実な施設の操作に努める。 また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状況を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。 吉野川の堰については、河床維持等の機能を維持できるように施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。 旧吉野川・今切川の堰、開門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>	

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

	<p>鈴江・江湖川河川排水機設置(陳情すみ) 早急に実現を。</p> <p>宮島・江湖川河川排水機設置(陳情すみ) 早急に実現を。</p> <p>川島町(吉野川市)に排水補門が建設されて以降、補門の建設は遅々として進まず、地域住民、切畑拒航(ひどく残念)がたり感たりすること。</p> <p>P70に内水対策が入っているが、ポンプ場の整備のスケジュールが書かれていない。この30年間の計画はこのままで、スケジュールなどは許画に含まれないのか。</p> <p>(内水対策を)検討する際、被害の甚大さに応じた優先順位などもオープンにするのか。</p> <p>内水対策(P70)のうち排水機場の新設・増設について、実施中以外の箇所でも今後行う予定の箇所についても具体的に記述すること。</p> <p>排水機場については台風23号の被害分析から、増設すべきところを全て優先順位をつけてほしい。</p> <p>ポンプ場、排水機場の整備についてお聞きしたい。</p> <p>内水被害対策をもっと進めること。素案では川島排水機場と角の瀬の2ヶ所しか内水対策がされていない。他の多くの被害箇所の対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。</p> <p>内水面の洪水対策について16年の23号台風では、徳島市の大木、国府、大松などで、450戸余りの住宅が浸水しましたが、特に、大木あたりの浸水ですが、國瀨川の堤防が切れて、冠水するのではなく、内水面が先に冠水して、その水が國瀨川の堤防をこえて國瀨川に流れ込むと言、典型的な内水面の氾濫であったと思います。最近増えておきます、こうした内水面対策についてお聞きしたいと思います。</p>	<p>郡家住民(下流域:徳島II)</p> <p>郡家住民(下流域:徳島II)</p> <p>郡家住民(下流域:徳島II)</p> <p>郡家住民(下流域:吉野川)</p> <p>郡家住民(下流域:吉野川)</p> <p>郡家住民(下流域:徳島II)</p> <p>郡家住民(下流域:徳島II)</p> <p>郡家住民(下流域:徳島II)</p> <p>郡家住民(下流域:徳島II)</p>	<p>HJさん 付箋紙</p> <p>HJさん 付箋紙</p> <p>SIさん 付箋紙</p> <p>ESさん</p> <p>ESさん</p> <p>80</p> <p>HJさん 付箋紙</p> <p>HJさん 付箋紙</p> <p>MIさん 付箋紙</p> <p>HJさん 付箋紙</p>	
--	---	---	---	--

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

<p>治水-15 高潮対策について</p> <p>下流域に於ては台風の際には台風の時に上る海面の上昇による堤防の破壊をどのよう認識しているのか。 高潮対策について具体的に伺いたい。</p> <p>津波対策及び高潮対策について。 河口部の高潮や津波対策は、河川、海岸、港湾等の異なる管理者が別々に対応するのではなく、費用負担や事業者、施行区間等を定め一元的に行う方が効果的である。このため、一元的に事業の実施ができるように特別法による新しい制度の創設が必要であると思われる。</p>	<p>43</p> <p>河川整備計画素案P74、5) 高潮等対策</p> <p>吉野川河口部においては、河道内進入波浪による越波被害の防止・軽減のため、越波実績を考慮し高潮堤防等の整備を実施する。</p> <p>なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等関係機関との調整を図る。</p>
<p>高潮対策として、小松島検潮所において昭和25年の観測開始以降最大である昭和36年9月第二室戸台風規模の潮位に侵入波浪を加えた高さに対して被害が生じないように計画しており、被害実績を考慮しつつ対応することとして、河川整備計画素案P74、5) 高潮等対策に記載しています。</p> <p>河口部における事業の実施に際しては、必要に応じ海岸・港湾等関係機関と調整しながら実施していきたいと考えており、整備計画素案P74、5) 高潮等対策を修正します。</p>	<p>43</p> <p>河川整備計画素案P74、5) 高潮等対策</p> <p>吉野川河口部においては、河道内進入波浪による越波被害の防止・軽減のため、越波実績を考慮し高潮堤防等の整備を実施する。</p> <p>なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等関係機関との調整を図る。</p>
<p>治水-16 津波の影響範囲について</p> <p>(地震発生によって、)津波はどこまで来るのか。</p>	<p>44</p> <p>東南海・南海地震後に予想される津波が河川を遡上する区間を徳島河川国道事務所で検討途中段階ではありますが、概略的に試算した結果では、津波高の大小はありますが、吉野川においては、河口から第十堰付近まで、旧吉野川・今切川においては、河口から板野町西中富橋(旧吉野川河口より22km付近)までと推定しています。</p>
<p>津波はどこまで来るのか？</p>	<p>44</p> <p>東南海・南海地震後に予想される津波が河川を遡上する区間を徳島河川国道事務所で検討途中段階ではありますが、概略的に試算した結果では、津波高の大小はありますが、吉野川においては、河口から第十堰付近まで、旧吉野川・今切川においては、河口から板野町西中富橋(旧吉野川河口より22km付近)までと推定しています。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案】内容

治水-17 河口周辺堤防の対策の計画反映について

吉野川の河口付近から5km前後の両岸側では、現在の堤防高が計画の堤防高よりも低いところがあるが、嵩上げをなくとも対応できるのか、嵩上げをなくとも対応できるのか。

堤防の嵩上げについて、河口付近から5km前後の両岸側では計画高より低いところがある。この辺りは嵩上げしなくてもこの30年は対応できるのかどうか聞きたい。できるだけ嵩上げを実施してほしい。

吉野川橋の桁下が低く、想定を超える洪水が発生した場合、流水が引っかけたり氾濫の恐れがあるが、どの程度の流量でそうした事態が生じるのか示すこと。また、現況堤防高の著しく低い箇所(吉野川合流部の支流防を含む)などについても、どの程度の高さで洪水が現況堤防を超えるか示すこと。

徳島市長

80

甲田料長
(下流域)

パソコメ

河口部は洪水と高潮の作用を受ける区間であることから、その計画堤防高は一般に2つの外力に対する必要高を勘案して設定する必要があります。吉野川河口部では、昭和36年9月の第二壱戸台風でA.P.+3.286mと極めて高い潮位を記録した履歴があること及び紀伊水道に面し台風時には大きな波浪が侵入することから高潮(高波)による必要高が洪水による必要高を大きく上回り、このため高潮により計画堤防高A.P.+7.3mが決定されています。御意見のように吉野川下流部(四国三郎橋(8キロ)付近まで)の現況堤防高は、鮎喰川合流部の導流堤部分を除き、計画堤防高に対して、最大1.4m(概ね0.5m程度)の高さ不足を生じています。河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位に対しては、十分な高さとなっていることから、洪水対策としては、当面、整備の必要性が低いものと判断し、本整備計画での対象事業とはしていません。

また、吉野川橋は、桁下高が計画高水位を15cm程度下回っており、管理者には河川施設の占用許可に係る更新時に、河川施設等構造令に適合する施設へと改善するよう是正指導を行っています。河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位と桁下高の差は1.6m程度あり若干の不足は認められるものの、架橋地点の堤防高は洪水位に対し余裕高が確保されていることから、緊急性は高くはないものと考えています。

なお、高潮・高波対策としては、被害実績を考慮しつつ整備を進めることとし、河川整備計画案P74に記載しています。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項
(1) 吉野川

【河川整備計画案P74】

5) 高潮等対策

吉野川河口部においては、河道内進入波浪による越波被害の防止・軽減のため、越波実績を考慮し高潮堤防等の整備を実施する。

なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等関係機関との調整を図る。

治水-18 勝命箇所の実施に関する計画内容について

勝命地区の堤防法線をもつ前に出して、スーパー堤防などの検討はできないでしょうか。

勝命地区の案は原案は盛土となっているが、盛土なる法線はもつ前に出すべきでないか。また、盛土のスーパー堤防的なものは検討できないのしょうか。国有地は、防災センターにでも使用できないか。

48

パソコメ

勝命箇所付近の河道区間は、整備計画目標流量に対し流下能力が不足しており、築堤に加え善入寺地区の樹木伐採を実施することにより流下能力を確保する計画としています。よって、堤防位置を前出しすることは、難しいと考えています。

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【提案】内容

治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について

<p>善入寺島が遊水地帯であることはわかっているが、上流で堤防を閉めると善入寺島に水がかかる頻度が多くなるので、優良な耕作地を守るためにも河床を下げてほしい。</p>	<p>善入寺島周辺の冠水については、昭和49年9月洪水の際にも発生しており、12,000~13,000m³/s以上の規模で冠水するものと考えています。岩津地点において流量観測を開始した昭和36年以降、12,000m³/sを上回る洪水は8回発生しています。5年以降約10年間記録していませんが、近年では、平成16~17年では3回記録しました。</p> <p>一方、この間の善入寺島周辺区間(30k0~33k0)の平均河床高は概ね安定している状態ですが、昭和40年代に対しては0.5~1.5m程度低下しており、冠水しにくい状況となっています。</p> <p>加えて、河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に記載しているとおり、低水路内の樹木伐採を位置付けており、当該区間の流下能力は上昇することとなります。</p> <p>また、樹木伐採後の河床変動の状況、樹木群の再繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、流下能力評価を行うこと、必要に応じて樹木管理等を行うこととして、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載しています。</p>	<p>Dさん Dさん</p>	<p>善入寺島周辺の冠水については、昭和49年9月洪水の際にも発生しており、12,000~13,000m³/s以上の規模で冠水するものと考えています。岩津地点において流量観測を開始した昭和36年以降、12,000m³/sを上回る洪水は8回発生しています。5年以降約10年間記録していませんが、近年では、平成16~17年では3回記録しました。</p> <p>一方、この間の善入寺島周辺区間(30k0~33k0)の平均河床高は概ね安定している状態ですが、昭和40年代に対しては0.5~1.5m程度低下しており、冠水しにくい状況となっています。</p> <p>加えて、河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に記載しているとおり、低水路内の樹木伐採を位置付けており、当該区間の流下能力は上昇することとなります。</p> <p>また、樹木伐採後の河床変動の状況、樹木群の再繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、流下能力評価を行うこと、必要に応じて樹木管理等を行うこととして、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P63】 ③ 河道の掘削等 堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。 掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性を高めるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河川道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河川状況の把握に努める。 洪水の疏通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道修正や樹木伐採を行う。 特に、洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点~美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道修正、樹木管理等の措置を実施する。 また、槽水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適正に護岸・根固め等の補修を実施する。</p>
<p>ケンザキと呼んでいる所に向かかって吉野川の水が押し寄せ、2年連続で真つ二つに割られ困っている。ケンザキ部分の補強をお願いしたい。</p>	<p>吉野川の畝みに生かされた農作物によって生きている組合員がたくさんいることを念頭に置いて、善入寺島の整備計画、樹木の伐採、河床の整備などをお願いしたい</p>	<p>Dさん</p>	<p>善入寺島周辺の冠水については、昭和49年9月洪水の際にも発生しており、12,000~13,000m³/s以上の規模で冠水するものと考えています。岩津地点において流量観測を開始した昭和36年以降、12,000m³/sを上回る洪水は8回発生しています。5年以降約10年間記録していませんが、近年では、平成16~17年では3回記録しました。</p> <p>一方、この間の善入寺島周辺区間(30k0~33k0)の平均河床高は概ね安定している状態ですが、昭和40年代に対しては0.5~1.5m程度低下しており、冠水しにくい状況となっています。</p> <p>加えて、河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に記載しているとおり、低水路内の樹木伐採を位置付けており、当該区間の流下能力は上昇することとなります。</p> <p>また、樹木伐採後の河床変動の状況、樹木群の再繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、流下能力評価を行うこと、必要に応じて樹木管理等を行うこととして、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P63】 ③ 河道の掘削等 堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。 掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性を高めるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河川道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河川状況の把握に努める。 洪水の疏通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道修正や樹木伐採を行う。 特に、洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点~美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道修正、樹木管理等の措置を実施する。 また、槽水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適正に護岸・根固め等の補修を実施する。</p>
<p>岩津より善入寺島の間に川底流路の建設をお願いしたい。</p>	<p>(善入寺島周辺では、最近河床が上がってきたので、少し水が出るやすく冠水してしまう、特にケンザキと呼んでいる所に向かかって吉野川の水が押し寄せ、2年連続で真つ二つに割られている。ケンザキ部分の補強をお願いしたい。</p>	<p>阿波市長</p>	<p>善入寺島周辺の冠水については、昭和49年9月洪水の際にも発生しており、12,000~13,000m³/s以上の規模で冠水するものと考えています。岩津地点において流量観測を開始した昭和36年以降、12,000m³/sを上回る洪水は8回発生しています。5年以降約10年間記録していませんが、近年では、平成16~17年では3回記録しました。</p> <p>一方、この間の善入寺島周辺区間(30k0~33k0)の平均河床高は概ね安定している状態ですが、昭和40年代に対しては0.5~1.5m程度低下しており、冠水しにくい状況となっています。</p> <p>加えて、河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に記載しているとおり、低水路内の樹木伐採を位置付けており、当該区間の流下能力は上昇することとなります。</p> <p>また、樹木伐採後の河床変動の状況、樹木群の再繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、流下能力評価を行うこと、必要に応じて樹木管理等を行うこととして、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 1) 洪水を安全に流下させるための対策 【河川整備計画素案P63】 ③ 河道の掘削等 堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。 掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性を高めるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河川道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河川状況の把握に努める。 洪水の疏通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道修正や樹木伐採を行う。 特に、洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点~美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道修正、樹木管理等の措置を実施する。 また、槽水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適正に護岸・根固め等の補修を実施する。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案】内容

治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について

<p>山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、構門をつくるのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>山口谷川合流点付近は堤防ができてきて、内水被害はなくなっていると思います。内水被害を軽減するためには、洪水時の水位を下げるということが大事だと思いますので、河道を大きくとってほしいと思います。</p> <p>河道掘削を行った場合について検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>平成16年の16号台風と23号台風によって、山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、構門をつくるのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>加茂第一を整備していただいておりますが、まだどういった形で支流が扱われているか聞いていない。情報提供をもっとしてほしい。</p> <p>今回、直轄だけの計画であるが、支流(山口谷川)についても県と協議して、これに付随した計画を持って説明をしていただければと思います。</p> <p>加茂第一箇所の山口谷川合流点付近は堤防ができてきて、内水被害はなくなっていると思います。内水被害を軽減するためには、洪水時の水位を下げるということが大事だと思いますので、この河道掘削、河道を拡幅するという観点で、そこは大きくとってほしいと思います。</p> <p>東三好橋上流の右岸側(芝生)では、堤防との距離の関係から高水敷を幾ら残せるので、河道掘削を大きくやっても残れば、上流の内水被害が若干でも軽減されるのではないかと思います。</p> <p>山口谷の内水対策、河道掘削が有効と考える予感浸水深を示すこと。</p> <p>効果的な場所での河道(=低水時)拡幅を堤防工事よりも先に実施するようにお願いしたい。特に高瀬谷上流左岸(59/100~60/400)芝生・木刀野地区)で、業案p.63.64より大きく河道拡幅を行えば、対岸の浸水被害の軽減(堤防を行わないでも)や上流域での水位低下が望めると考えます。</p> <p>効果的な場所での河道(=低水時)拡幅を堤防工事よりも先に実施するようにお願いしたい。東三好橋上流左岸の掘削を業案p.63.64より大きく行い、東三好橋の橋脚へ影響を及ぼさない範囲で最大限)、洪水時の水位低下が図れるようにしてほしい。山口谷合流部は地形上、内水被害が発生しやすい場所となっており、堤防工事が完了しても浸水被害が生じるものと考えます。</p> <p>河道掘削を行った場合について検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>郡城住民(中流域)</p> <p>町田社長(中流域)</p> <p>町田社長(中流域)</p> <p>郡城住民(中流域)</p> <p>パブリコ</p> <p>パブリコ</p> <p>パブリコ</p>	<p>伊さん</p> <p>東みよし町長</p> <p>東みよし町長</p> <p>伊さん</p> <p>伊さん</p> <p>パブリコ</p> <p>パブリコ</p> <p>パブリコ</p>	<p>山口谷川の支川処理方式は、徳島県と調整した結果、被害軽減効果が最も大きい堤防(バック堤)による整備方式を採用することになりました。また、河道掘削については、加茂谷川合流点付近(65k0付近)の流下能力不足に対して、河川整備基本方針では、61k2~65k0の区間の平水位以上の掘削を予定し、さらに不足分の確保のため高瀬谷川合流部左岸直上流部を掘削し対応することとして河道計画を策定しています。</p> <p>河川整備計画案で設定した河床掘削は、整備の最終目標である計画高水流量の安全な流下のために必要な河床掘削に向け、段階的に整備計画の河道配分流量相当分を整備するものであり、御指摘の高瀬谷川合流点直上流左岸及び山口谷川合流点対岸の掘削箇所は最大限(計画高水流量対応)の河床掘削を見込んでいます。この掘削による山口谷川合流点付近の水位低減量は0.3m程度です。</p>	<p>附図-16 加茂第二箇所山口谷川支川処理方式の変更に伴う法線形の修正</p>
--	---	---	--	--	---

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案】内容

治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について

<p>加茂第二箇所では、【案】の堤防法線が変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>加茂谷から上流側(加茂第二箇所)について、堤防の設置位置によって、昔のように潜水橋を渡って島へ渡るというような景観が全く残せなくなってしまう。今までの歴史的な景観も残るような堤防法線も選択のしようがあると思います。堤防位置を決定事項のようには示すというのは、疑問が残る。いろんな意見を汲み、堤防法線も向案が示し、環境や文化的な景観に配慮する。</p>	<p>保原住民 (中流域)</p>	<p>河川整備計画素案で提示している川幅は、河川整備基本方針で決められた計画高水流量を対象として、将来実施する追加の河川整備に対して手戻りが生じないよう、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう、また、同時に上流域の平野部は狭く、貴重な社会活動の場であるため、極力、堤内側の土地面積が確保できるように設定しています。</p>
<p>堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>水害防備林の竹林を保全しているが、三三木橋の下流の堤防計画では、竹林のど真ん中に堤防を予定。矛盾がある。</p>	<p>パゾコメ</p>	<p>また、文献調査も併せて行いましたが、三加茂町史にも、高島に史跡等は掲載されておりませんでした。</p>
<p>堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>加茂第二箇所では、案案における堤防法線での堤防工事が行われると、①高島の特徴的な景観を損なう、②堤防法線が極端に屈曲しており、洗水を入ムームーズに流下させることが出来ない。洗水流をスムーズに流下させるためには右岸側に河道拡幅を行い河道の屈曲度を減らすことが必要と考える。堤防法線の見直しをお願いしたい。</p>	<p>パゾコメ</p>	<p>さらに、河川整備計画素案の法線案では、堤内側に潜水橋を渡って島へ渡るような景観が保てる計画となり、且つ川側に竹林を残すことで堤防が目立たず、対岸からの景観を大きく改変する計画とはなっておりません。</p>
<p>堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>加茂第二箇所の堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p>	<p>パゾコメ</p>	<p>以上を考慮し、河川整備計画素案の築堤法線案を採用したいと考えております。</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 会場・発言者 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【提案】内容

治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について

<p>旧吉野川の板東谷川合流点上流部は、無堤地区が多いため、早急に堤防の整備を実施してほしい。</p>	<p>無堤防地区を早急に工事完成願います。</p> <p>旧吉野川は堤防がないところが多く、洪水で浸水する箇所も向方所がある。川幅の狭いところは河道の掘削や堤防の築堤を行っていただき、住民の生命と財産を守ってほしい。</p> <p>板野町では、吉川内谷川の末流の地点(東徳島病院)あたりが溜水のたびに浸水する。建設費時代からいる要望も出てきたが、「下流から実施する」という回答ばかりだ。できれば、上流のバランスのとれた整備計画をしてほしい。</p> <p>大寺から川端地区の3kmぐらいは、無堤地区である。用地交渉は全部できているので、そういったところから築堤整備をしてほしい。</p> <p>西中富地区も無堤地区であり、一昨年(H16)の台風では手を伸ばしたら届くぐらいのところまで水が来ていた危険な場所である。その地区は人口が増えているので早急に堤防を整備してほしい。</p> <p>旧吉野川板野町周辺の改修は災害発生時に因る。</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>旧吉野川(下流域)</p> <p>板野町長</p>	<p>18</p> <p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の向上を図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等を進めてきました。</p> <p>今後も河川整備基本方針で定めた目標の達成に向けた段階的な対策として、河川整備計画では、上流部・下流部ともに戦後最大規模である昭和50年8月洪水と同規模の出水に対し家屋浸水被害が概ね解消することを目標として整備を進めます。</p> <p>目標達成のための方策として、板東谷川合流点より上流区間については、板東谷川付近の開削と既存用地買収区間における河道内の掘削を行い水位を下げた改修を実施します。整備計画目標対応の改修方式としては、将来実施する築堤等を先行する方法も考えられますが、この場合長い延長の築堤及び河道掘削のための用地を確保する必要があるため、整備計画期間中に効果発現が可能な掘削方式を採用しました。</p> <p>旧吉野川の板東谷川合流点上流部の実施に関する計画内容については、河川整備計画素案P80、②河道の掘削等に記載してあります。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(2) 旧吉野川</p> <p>1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策【河川整備計画素案P80】</p> <p>② 河道の掘削等</p> <p>旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間について、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における外水旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制のため河道の掘削を行う。</p>
---	--	---	--	--

治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について

<p>旧吉野川の板東谷川合流点下流部では、無堤地区や弱堤地区が残っているため、早急に堤防の整備を実施してほしい。</p> <p>旧吉野川における整備計画において旧堤を利用している理由(考え方)についてお聞きしたい。</p>	<p>旧吉野川が道幅としての取り組みが遅かったこともあって整備が遅れている。できるだけ早く整備計画から実施計画を策定していただき、一日も早い整備を希望、要望したい。</p> <p>北島町は周囲が水に囲まれているので、全方位を残す必要がある。無堤地区、弱堤地区が残っているところについて第一にお聞きしたい。</p> <p>旧吉野川における整備計画において旧堤を利用している理由(考え方)についてお聞きしたい。</p>	<p>旧吉野川(下流域)</p> <p>北島町長</p>	<p>19</p> <p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p> <p>今後も河川整備基本方針で定めた目標の達成に向け早期に治水安全度を向上させるための段階的な対策として、旧吉野川下流(板東谷川合流点下流)及び今切川については、戦後最大規模の昭和50年8月洪水と同規模の洪水に対し、流下断面や堤防高が不足し、治川に残る旧堤の有効利用等を考慮した場合にも、市街地への大規模な汎濫被害が想定される区間について、堤防整備、河道掘削等を実施し、外水による大規模な家屋浸水被害を概ね解消します。</p> <p>旧吉野川の板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容については、河川整備計画素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策に記載してあります。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(2) 旧吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P77】</p> <p>1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策</p> <p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川において、流下断面や堤防高が不足し、川沿い治川に残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模な汎濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等の実施により、必要な流下断面を確保して外水旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減する。</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模な汎濫被害を防止するため、汎濫被害を防止するべく、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。また、今切川河口部の河道内の侵入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。</p>
---	---	------------------------------	--	---

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案】内容

治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について

<p>旧吉野川の北川向地区の堤防整備について、早急に実施してほしい。</p> <p>(堤防の)工事箇所については、地元と協議して優先順位をつけたいと考えている。できれば最優先順位に住宅がかかるところを計画して実施していくということをも地元へ伝えてあげたいと思う。</p>	<p>松茂町北川向地区(広島橋下)では、国交省が川幅を広げるという繰引きをしてもう25年もなるが、一向に計画を示してくれないというところから、住民は本当に困窮している。町の事業において、排水など、もう川になるんだから、除外したいというんだから、というようこと、雨水がたかさん降ると、簡単に浸水する。そういうことで、早く計画を示して5年、10年ぐらいにその計画を示して(実施して)ほしい。</p>	<p>部域住民(下流域・北島)</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p> <p>北川向地区周辺においても、昭和58年より長岸地区、平成5年より中喜来地区広島橋上流の改修を行ってきました。</p> <p>中喜来地区(北川向)については、広島橋上流の堤防と一体となって堤内が洪水から防御できる一連区間であり、堤防整備・河道掘削を進める箇所として、河川整備計画素案P77～79、①堤防の整備に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策【河川整備計画素案P77～79】 ① 堤防の整備 流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。</p> <p>表-4.1.1.8 堤防の整備(築堤)を実施する区間 図-4.1.1.5 堤防の整備を実施する区間(旧吉野川・今切川)</p>
<p>(松茂町北川向地区では、第2広島橋ができて10年になるが、川の拡張がいまだに実施・実現されていない、どうにか予算化して、早急にできるものなら実現していただきたい。</p>	<p>部域住民(下流域・北島)</p>	<p>下さん</p>	<p>河川整備計画素案P83～85、2)地震対策</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P83～85】 2) 地震対策</p>
<p>p.81で、北川向地区の赤く塗ってあるところが掘削の箇所だが、鳴門市まで向岸すつと早期をお願いしたい。</p>	<p>市町村長(下流域)</p>	<p>松茂町長</p>	<p>加賀須野橋付近の堤防整備については、区間内で実施される加賀須野橋の架け替え工事と事実上密接に関連しており県と協議中です。また、加賀須野橋下流については、堤防整備を進める箇所として、河川整備計画素案P83～85、2)地震対策に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P83～85】 2) 地震対策 影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せた中規模地震動の耐震対策を推進する。</p> <p>表-4.1.1.11(1) 地震対策を実施する区間(築堤) 図-4.1.1.19 地震対策実施箇所(旧吉野川・今切川、中規模地震動)</p>
<p>今切川の左岸は(国道)11号線の北島境から広島市の排水機場、船だまりがあるところまで川幅が狭い。継続して実施してほしい。</p>	<p>市町村長(下流域)</p>	<p>松茂町長</p>	<p>加賀須野橋付近の堤防整備については、区間内で実施される加賀須野橋の架け替え工事と事実上密接に関連しており県と協議中です。また、加賀須野橋下流については、堤防整備を進める箇所として、河川整備計画素案P83～85、2)地震対策に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P83～85】 2) 地震対策 影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せた中規模地震動の耐震対策を推進する。</p> <p>表-4.1.1.11(1) 地震対策を実施する区間(築堤) 図-4.1.1.19 地震対策実施箇所(旧吉野川・今切川、中規模地震動)</p>

治水-25 今切川広島地区の実施に関する計画内容について

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
----------	--------	--------	-------------	---------------

治水-26 今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について

<p>榎瀬江湖川・宮島江湖川の今切川合流点の水門について、南海地震等の不安があるため、早急に整備していただきたい。</p>	<p>榎瀬江湖川・宮島江湖川、榎瀬江湖川の今切川との接点に関する計画になっているが、川内は低湿地域であり、台風被害だけでなく南海地震等に不安を感じているので、できるだけ早期に整備をしていただきたい。</p>	<p>(Cさん)</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。 榎瀬江湖川・宮島江湖川と今切川との合流点に設置する水門については、河川整備計画に基づき、今後整備を進める箇所として河川整備計画素案P77～79、①堤防の整備に記載しています。 着手時期については、実績浸水被害の状況、背後地の資産集積状況、築堤による他箇所への悪影響の有無などを勘案し適切に判断してまいります。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画素案P77～79】 ① 堤防の整備 流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはんばい被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはんばい被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。 表-4.1.1.9 水門の新設を実施する箇所 図-4.1.1.5 堤防の整備を実施する区間(旧吉野川・今切川)</p>
---	---	--------------	---	---

治水-27 北島町周辺の橋梁改築について

<p>北島町は、周囲を河川に囲まれているため、避難路となる橋の強化をお願いしたい。</p>	<p>(北島町は河川に囲まれた島になっており、最後には島から逃げ出さないとはいけないうので、橋の強化をよろしくお願しいたい。)</p>	<p>北島町長 甲町長 (下流域)</p>	<p>旧吉野川・今切川には、橋梁の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下により、洪水の流下に支障をきたす橋梁が数多く存在します。これらの橋梁は、堤防の整備の進捗に合わせ、改築等対応を実施していきたいと考えます。しかしながら、橋梁改築等の実施には橋梁管理者の費用負担も必要となることから、対策に際し、個別に調整していきたいと考えます。 橋梁等の許可工作物の改築については、河川整備計画素案P80、③橋梁等の許可工作物の改築に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画素案P80】 ③ 橋梁等の許可工作物の改築 橋梁の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下に支障を与えることが懸念される橋梁等の許可工作物については、河川工事に合わせて改築する。なお、改築の際には施設管理者と協議を実施する。</p>
---	---	-------------------------------	---	---

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【提案】内容

治水-28 地震対策について

今切川や旧吉野川の河口堰は、耐震性について見積もっているのですか。

大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。

地震対策、高潮対策等について、大規模地震が予測されていることを前提に、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。

地震による液化化現象の対策について。

地震対策について、現在最も力を注いでいる点を教えてください！

今切川の河口堰、旧吉野川の河口堰について、耐震性は見積もっているのか。旧吉野川の河口堰は、四国で初めてパイプフローゲート工法が使われて改良しているが、当時の改良の度合いは不十分だと思う。

大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。

地震対策、高潮対策等について、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。

河口部での河川構造物(橋)について、地震対策は十分なのではないでしょうか。

下流域への水道水・工業用水を地震後に速やかに供給開始できるように信頼性を高める対策についても検討してください。

地震対策についての質問
①地震による堤防の決壊時の対策について(必要な対策とありましたがもっと具体的にお願いします)。

③地震による液化化現象の対策について。

地震対策について、現在最も力を注いでいる点を教えてください！

四国地方整備局は、平成7年度より吉野川河口部及び旧吉野川下流部、今切川において、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に比較的生じる可能性の高い地震を目標外力とした河川堤防の耐震対策に着手し、平成8年度に吉野川を完了、平成16年度より東南海・南海地震に伴い発生する津波による浸水防止対策として吉野川・旧吉野川・今切川河口への津波監視施設の整備を完了し、吉野川河口部の直轄管理8樋門を対象とした、樋門ゲートの閉扉速度の高速化・自動化、付属の設備改良等を進めています。

東南海・南海地震を対象として、津波による浸水被害が懸念される吉野川河口部の直轄管理樋門の耐震対策については、検討を進め、必要な対策を実施することとして河川整備計画素案P74、4)地震対策に記載しています。また、旧吉野川・今切川の堤防等河川管理施設の耐震対策については、液状化等を考慮しつつ検討する旨、河川整備計画素案P83に記載しており、吉野川河口部の堤防についても被害状況等の検討を行う旨、河川整備計画素案P55、4)大規模地震等への対応及びP74、4)地震対策を修正します。

なお、旧吉野川河口堰、今切川河口堰の地震対策については、管理者である水資源機構が、今後、必要に応じ耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施すると聞いており、河川整備計画素案P56、2)大規模地震等への対応及びP83、2)地震対策に記載しています。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

- (1) 吉野川
【河川整備計画素案P55】
4)大規模地震等への対応
東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が生ずるおそれのある河口部の国管理の排水門(直轄管理樋門)等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、河口部の堤防について被害状況の検討を行う。また、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

- (2) 旧吉野川
【河川整備計画素案P56】
2)大規模地震等への対応
地震等による災害の軽減に向けて、下流域における堤防整備を促進するとともに、中規模地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、沈下後の堤防高が期望平均満潮高+1.0m以下となることで発生する地震後の壊滅的な浸水被害を防止する。東南海・南海地震による地震動及び津波への対応については、下流域に位置する国管理の排水門(直轄管理樋門)や河口堰の耐震対策を進めるとともに、堤防耐震対策についても必要な検討や関係機関との調整を進め、早期事業着手に努める。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

- (1) 吉野川
【河川整備計画素案P74】
4)地震対策
東南海・南海地震対策として、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の国(直轄)による管理排水門(樋門)・堤防等河川管理施設に對して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の増水(出水)における被害状況、社会的状況等を検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設については、必要に応じて、必要な対策を実施する。
さらに、対策完了以前の地震発生を想定し、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

- (2) 旧吉野川
【河川整備計画素案P83】
2)地震対策
地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流域において、築堤等の実施と併せた中規模地震動の耐震対策を推進する。
また、東南海・南海地震対応の耐震・津波対策についても、堤防等河川構造物の被害状況と地震後の浸水被害状況の検討を行い、対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防衛する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。
さらに、排水門(樋門)・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。
加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

治水-29 堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて

<p>地震時には、堤防の沈下だけでなく、堤防から離れた堤内地の液状化による地盤沈下も含めて、堤内地の液状化による地盤沈下も含めて議論する必要があると考えるが、どのような取り組みをすべきか。</p>	<p>地震時には、堤防の沈下だけでなく、堤防から離れた堤内地の液状化による地盤沈下も含めて、堤内地の液状化による地盤沈下も含めて議論する必要があると考えるが、どのような取り組みをすべきか。</p>	<p>東南海・南海地震については、今後検討を進めることとしています。この中で河川管理者の所管しているのは、基本的に河川であり、具体的に何をどこまで検討できるか、また、その結果を反映できるかについては、難しいところもありますが、概略検討を行っています。</p>	<p>-</p>
--	--	---	----------

治水-30 ダムの洪水調節について

<p>ダム下流域の降雨や支川の流出量、浸水被害を考慮した、早明浦ダムの操作をしてほしい。 アメダスなどの情報を活用することで、事前放流が可能になるのでは。 ダム管理で、弾力的な運用というものが、もってできるようにしたい。</p>	<p>(早明浦)ダムができてからは、ダムの放流により地蔵寺川がせきとめて水位が上がって、去年は道路が水没した。これは入浴だと思つた。地蔵寺川の増水状況を踏まえた放流、あらかじめ水位を下げるダム操作を行って欲しい。 下流域へきれいな水を流すということで、浄化槽の最終処理施設が仕佐町の段階に入っているが、ここは早明浦ダムが若干放流すると水没する地域である。水没になってその施設が使用できなくなるときは大変なことになるので、水没しないような形の放流計画というが、操作をいただきたい。</p> <p>(早明浦)ダムができるまでは、一瞬浸かったら、それで水が引いて被害もなかったが、今は、地蔵寺川流域で降ったときと早明浦ダムの放流がちょうど重なると、かなり水位が上がって、長時間留水するということになる。</p> <p>支流の適当な位置に雨量計を設置すべきである。また、水位計も支流と本川の合流部に設置し、支川の流出量を考慮したダム管理を行ってほしい。</p> <p>早明浦ダム直下の田井地区の浸水になるため、ダムの放水により地蔵寺川の流水を止めようというようにして欲しい。</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしていません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。また、ダムには計画対象とする洪水があり、それを越える規模の洪水に対しては、洪水調節が上回ることはないという状況です。放流量が流入量を上回ることにはなりません。計画最大放流量を限度として流入量を上回る放流を行います。 事前放流については、利水容量(下流に供給する用水等を貯留するための容量)を洪水調節のために一時的に使用する必要がありますが、その場合、洪水調節後に低減させた容量を回復させる必要があり、そのための利水容量を洪水調節のために利用する際は慎重に対応する必要があります。 また、各ダムでは、洪水調節のために空けておく容量、各種用水のために貯留しておく容量などがあり、操作規程や施設管理規程により季節別に容量が定められており、これを変更し、弾力的に運用することは、管理上支障があります。 今後とも適切なダム管理に努める必要があり、河川整備計画(素案P55、6)ダム管理に記載していただきます。</p>	<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P55】 6) ダム管理 上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。</p>
--	---	--	---

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨		会場・発言者		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【提案】内容	
<p>早期の「利水容量がゼロ」という言葉はおかしいので、「貯水量がゼロ」が良いと思う。中ほどの「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有している」とは言い難い。書き方をもう少し工夫してほしい。</p>		<p>早明浦の流入量が大きくなつたからといってドンドン流す、下流では全然降ってないときもある。周りの支流からほとんど水が出ていないので、吉野川の瀧のような流れが一気に走る。それで土地が崩れ、作物が皆根こそぎ持つていられる。</p>		<p>池田(池田) 流城(流城) 高知(高知)</p>		<p>2-1-3 治水の現状と課題 (3) ダム管理 【河川整備計画素案P30】 1) 洪水調節 吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量4,700m³/s、計開放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³を有している。 早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来、81回(平成18年3月現在)のもの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、湯水により利水容量のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。 しかしながら、早明浦ダム管理開始以来31年間で、計画流入量を超える洪水が4回、そのうち2回は計画放流量を超えており、早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できる計画されているが、十分な洪水調節機能を有しているとは言いがたい。管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、その内2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機能向上が強く求められている。</p>	
<p>p.30の「利水容量がゼロ」という言葉はおかしいので、「貯水量がゼロ」が良いと思う。中ほどの「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有している」とは言い難い。書き方をもう少し工夫してほしい。</p>		<p>最近ではアマダスなどにより降雨予測が分かると思うので、事前放流というのは可能ではないのか。(河川管理者の説明では、降雨予測が分かっているのに、いっばいダムに水を貯めて、流量がふえたから放流しようというような感覚に聞こえた。</p>		<p>流城(流城) 高知(高知)</p>		<p>ご指摘の通り、「利水容量がゼロ」という表現は間違っています。また、洪水調節能力については、誤解を招く恐れがあるので、河川整備計画素案P30、1) 洪水調節を修正します。</p>	
<p>「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有している」とは言い難い。書き方をもう少し工夫してほしい。</p>		<p>(池田)ダム管理で、弾力的な運用というものが、もってできるようにしていきたいと思う。</p>		<p>流城(流城) 高知(高知)</p>		<p>2-1-3 治水の現状と課題 (3) ダム管理 【河川整備計画素案P30】 1) 洪水調節 吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量4,700m³/s、計開放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³を有している。 早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来、81回(平成18年3月現在)のもの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、湯水により利水容量のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。 しかしながら、早明浦ダム管理開始以来31年間で、計画流入量を超える洪水が4回、そのうち2回は計画放流量を超えており、早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できる計画されているが、十分な洪水調節機能を有しているとは言いがたい。管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、その内2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機能向上が強く求められている。</p>	
<p>「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有している」とは言い難い。書き方をもう少し工夫してほしい。</p>		<p>ご指摘の通り、「利水容量がゼロ」という表現は間違っています。また、洪水調節能力については、誤解を招く恐れがあるので、河川整備計画素案P30、1) 洪水調節を修正します。</p>		<p>流城(流城) 高知(高知)</p>		<p>2-1-3 治水の現状と課題 (3) ダム管理 【河川整備計画素案P30】 1) 洪水調節 吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量4,700m³/s、計開放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³を有している。 早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来、81回(平成18年3月現在)のもの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、湯水により利水容量のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。 しかしながら、早明浦ダム管理開始以来31年間で、計画流入量を超える洪水が4回、そのうち2回は計画放流量を超えており、早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できる計画されているが、十分な洪水調節機能を有しているとは言いがたい。管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、その内2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機能向上が強く求められている。</p>	

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案】内容

治水-32 早明浦ダムの改良について

<p>早明浦ダムを事前放流が可能なら施設に改善してほしい。 早明浦ダムの洪水調節機能を大きくしたら、ダム下流域はどうなるのですか。</p>	<p>早明浦ダムは圧倒的な治水容量があるが、構造上ゲートから下の事前放流が不可能(発電放流以外に水を扱けない)という構造が指摘されている。事前放流が可能なダムの体質改善をぜひ考えていただきたい。</p>	<p>本山町長</p>	<p>洪水調節容量を増大するとともに、下流域河道の整備状況を踏まえた最適操作ルールを算定することにより、ダム下流域の洪水被害軽減を図ります。また、改良した放流設備によって低い水位から放流することにより、増強した調節容量を有効に使用していくこととして、河川整備計画素案P74、1)洪水調節に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P74】 6) 上流ダム群の改良等 上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改良するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。</p>
<p>p.74の「上流ダム群の改良等」で「早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改良する」と書いてある。事前放水も含め、ぜひそのようにしてほしい。</p>	<p>中町村長(上流域)</p>	<p>土佐町長</p>		
<p>ダムの事前放水のために確実に低貯水位でも放流できるような施設を考えるとこの整備計画に書かれているが、これは具体的にどのようなことを考えているのか。</p>	<p>中町村長(上流域)</p>	<p>土佐町長</p>		
<p>洪水調節機能を大きくしたら、具体的に(早明浦)ダム直下流でどうなるのかということが全くわからない。</p>	<p>中町村長(上流域)</p>	<p>大豊町長</p>		

治水-33 柳瀬ダムの改良について

<p>上流ダム群の改良等の1つとして、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい。 p.74に、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うとありますが、これは洪水調節に関係するものなのか。</p>	<p>洪水調節機能という観点から、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい。 p.74に、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うと書かれているが、これは洪水調節の関係なのか。</p>	<p>四国中央市長</p>	<p>柳瀬ダムは、昭和29年に完成した古いダムであり、洪水を放流するゲートはクレストゲートしかありません。このゲートは非常に高い位置からの放流にのみ対応するものであり、濁水などで貯水位が下がった場合に洪水が起ると、初期の段階での放流ができません。さらには、放流できる水位になつたときには、ダムへの流入量が大変大きくなっており、急激な放流になるおそれがあります。従って、素案P74、6)上流ダム群の改良等に記載している低い水位から放流できるように放流設備の追加を行う事業を、現在実施中であります。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P74】 6) 上流ダム群の改良等 上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改良するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。</p>
---	---	---------------	---	---

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>利水-1 吉野川池田地点の平均総流出量について</p> <p>p.34に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量が分かる円グラフを入れてほしい。 p.35、36は、ダムがなかったという表現ではなく、ダムを建設したことにより良くなったという表現に変えて欲しい。</p>	<p>p.34の図2.2.1と2.2.2の間に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量がどれくらいあるという様な円グラフを入れてほしい。</p>	<p>吉野川の水利用の歴史は古く、様々な経緯や分水があり現在に至っています。その経緯の説明のため、分水の歴史と吉野川総合開発計画について河川整備計画案P34、2-2-1 水利用及びP34-1、(2) 吉野川総合開発を修正します。 現況の流況における表現においては誤解を招く恐れがあるため、河川整備計画案P30、2-2-2 現況の流況について適正な表現へと修正します。</p>	<p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 【河川整備計画案P34】 2-2-1 水利用 吉野川の水は四国4県で利用されており、吉野川下流域にある徳島県の池田、支川銅山川より愛媛県に、吉野川上流域より高知県に、池田ダムから香川県にそれぞれかんがい用水や都市用水として分水されるなど、四国の社会経済活動を支える重要な水源となっている。 早明浦ダムを始めとした吉野川の水資源開発基本計画での開発水量は、都市用水、農業用水を合わせて年間17.31億³m³(不特定かんがい及び既得用水含む)であり、徳島県が68.2%と最も大きく、次に愛媛県が15.2%、香川県が14.3%、高知県が2.3%となっている。 また、その他の他流域への分水として、発電等を目的とした仁淀川分水、穴内川分水、別子分水がある。 (1) 分水の歴史 吉野川流域は、四国4県にまたがる大河であり、その豊富な水資源を多目的に活用しようとして、藩政時代末期から幾多の分水構想が描かれた。 最初に実現したのは、高知県内においてかんがい用水として導水した穴内川分水で、明治33年に竣工し、明治43年には、落差を利用して吉野川で最初の水力発電を行った。さらに昭和15年に発電を目的に仁淀川分水が開始された。 愛媛県では、明治45年に、支川銅山川から二級水系国領川に発電を目的に分水を開始し、昭和42年に、支川銅山川から三級水系国領川に発電を目的に分水を開始し、昭和41年に別子ダム(銅山川)の完成により、別子分水として発電供給と工業用水の確保が図られた。一方、伊予三島市・川之江市(現在の四国中央市)への銅山川分水は、愛媛県と徳島県の協議が成立した昭和11年に事業着手し、戦争による中断を挟み、昭和28年に柳瀬ダムにより分水が開始された。 昭和42年に、早明浦ダムを中核とする吉野川水系水資源開発基本計画(いわゆる吉野川総合開発計画)が閣議決定された。昭和50年に香川用水により香川県への分水が開始され、古くより利用してきた徳島県も含め、吉野川の水は4県で利用される重要な水源となっている。 図-2.2.1 四国における吉野川の水利用状況 【河川整備計画案P34-1】 (2) 吉野川総合開発 吉野川総合開発計画は、早明浦ダムを中核とした池田ダム、旧吉野川・今切川・河口堰、香川用水、新宮ダム、富郷ダム、高知分水の各事業からなり、吉野川水系の洪水調節、四国4県への用水(かんがい、上水道、工業用水)供給及び発電などの多目的事業であり、四国開発の根幹をなしている。 吉野川総合開発計画で年間用水計画は17.3億³m³(不特定かんがい及び既得用水含む)が4県に配分されている。</p>	

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
	<p>p.35、36は、ダムがなかったという表現ではなく、ダムをつくったことによりよくなったという表現に変えて欲しい。</p>	<p>市民 Dさん 流況、他</p>		<p>【河川整備計画案P35】 図-2.2.4 早明浦ダムによる流況の安定化(池田ダム流入地点) 図中「ダムがない場合の流況」を「早明浦ダムからの補給がない場合の流況」に修正 【河川整備計画案P36】 2-2-2 現況の流況 も、早明浦ダムでは、昭和50年の管理開始以来31年間で18回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降31年間で18回の取水制限を実施している。平成17年夏渇水では、長期間にわたって取水制限が実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じることを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により渇水が解消された。 しかし、早明浦ダムでは、昭和50年の運用開始以来31年間で21回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降31年間で18回の取水制限が実施されている。 平成17年夏渇水では、早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は通常の1/3程度に減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。 平成6年と平成17年の渇水時には、早明浦ダムの利水貯水量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における必要水量の調整を踏まえ、発電容量からの緊急放流を実施した。今後においても関係機関が連携し、合理的な水利用に努め、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。 図-2.2.6 平成17年渇水における早明浦ダムからの補給状況 図中「池田ダム地点の自然流量」を「早明浦ダムからの補給がない場合の池田ダム地点流量」に修正 図中「ダムがない場合の流量」を「早明浦ダムからの補給がない場合の流量」に修正 図中「ダムがある場合の流量」を「早明浦ダムからの補給後の流量」に修正</p>

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>利水-2 吉野川の正常流量について</p> <p>吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。</p>	<p>吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。</p> <p>河口域の汽水環境維持に欠かせない、本流への河川維持流量を増やして欲しい。今や塩分濃度が、海と変わらなくなっている。</p>	<p>80</p> <p>パブリックコメント 池田地区(下流域:島山) P25さん 付箋紙</p>	<p>吉野川における維持流量の安定的な確保については、河川整備計画案P98、(1)適切な流水管理に記載しているところであり、今後も適切な流水管理に努めていきたいと考えています。また、第十堰下流の河川環境について、今後も継続したモニタリング調査により、動植物の生息・生育環境等の把握に努めていきたいと考えています。</p> <p>生物の生息・生育環境の保全に関する内容は、河川整備計画案P57、(1)動植物の生息・生育環境に記載しています。</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後も継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等に関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来持っている生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画案P57】</p> <p>1) 動植物の生息・生育環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努めるとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広いキ河原の保全・再生に努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、必要な対策を実施することにより、さらかな連続性のある河川環境の再生に努める。</p> <p>吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育するでは、渡り鳥の重要な中継地である多様な生物が生息・生育する河口干潟存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に努める。</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P98】</p> <p>(1) 適切な流水管理</p> <p>四国の社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対しでは、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理に努める。</p>

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>利水-3 吉野川の自然流量について</p> <p>香川、愛媛、高知への分水が行われなかった場合の池田ダム地点の自然流量を示すこと。</p>	<p>P36図-2.2.6において、香川、愛媛、高知への分水が行われなかった場合の池田ダム地点の自然流量を示すこと。</p>	<p>パブリックコメント E25さん</p>	<p>河川整備計画案P36図-2.2.6における池田ダム地点の自然流量を提示します。</p>	<p>—</p>
<p>利水-4 濁水対策について</p> <p>近年、濁水被害が顕著しており、【案案】には具体的な濁水対策を記載してほしい。</p> <p>吉野川水系全体の利水の状況や流水の適正な機能の維持、ダムの役割等についてもっと情報を公開し、わかりやすく説明してほしい。</p>	<p>濁水が昨年は2回もあつたわけであるが、このことについてどのように整備計画へ載せていくのか。</p> <p>案案には、濁水対策について何ら具体的な表現が入っていない。それについてどう考えているのか。</p> <p>濁水対策について</p> <p>(昨年の2回の濁水の原因は、徳島への43mm 3/sという水利権の問題があると思う。このことも今年度の整備計画へ載せておいていただきたいということをお願いしておく。</p> <p>早明津ダムの濁水対策として、平成17年の長期少雨傾向のような異常期には、緊急的処置として、水刃発電を停止、あるいは抑留し、下流へ放水すべきだと考えます。</p> <p>わかりやすい情報を提供し、共有化を積極的に行なうためには、異常濁水時などのような濁水調整が適正なのか、県民はわからない。このため、吉野川水系全体の利水の状況や流水の適正な機能の維持、ダムの役割等についてもっと情報を公開し、わかりやすく説明してほしいと思われ。</p> <p>流域に引水口を数多くつくり、リザーバー(貯水池)を地下に建設する。</p>	<p>E25さん D55さん E25さん E25さん E25さん E25さん</p> <p>徳島住民(上流域、高知県) 徳島住民(下流域、徳島) 徳島住民(島1) 徳島住民(上流域、高知県) パブリックコメント パブリックコメント 徳島住民(下流域、徳島1)</p> <p>付箋紙 付箋紙 付箋紙 付箋紙 付箋紙</p> <p>78 86</p> <p>HPアドレス: http://www.skr.mlit.go.jp/yoshino/index.html (吉野川ダム統合管理事務所HP)</p>	<p>濁水対策については、ダム等の既存の水資源開発施設を有効的に活用することは、大切であり、また、合理的な水利用に関しては、関係諸機関との連絡・調整が必要な事項でもあり、異常濁水への対応も含めて、総合的な検討を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、情報提供については、現在においてもホームページ、パンフレット配布等様々な広報媒体を利用した情報提供や広報を行っているところではあります。今後、より一層充実させていきたいと考えます。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の適正な機能の維持に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P98】</p> <p>(2) 濁水への対応</p> <p>吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、濁水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため「吉野川水系水利用連絡協議会」や「銅山川濁水調整協議会」等を通じ、流況等の情報を共有し、濁水時における田舎な濁水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水を利用しての地域住民に対する節水を呼びかける等、啓蒙に努める。あわせて、広域的な水利用及び危機管理の観点から、既存水資源開発施設の有効利用も含めた異常濁水への対応について検討を行う。</p>

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>利水-5 麻名用水について 麻名用水取水口周辺は、昭和30年代まで本流は雨の堤防に沿って流れていたが、ハラスを取除くための進入路が障害となつて川の形状が変つた。昔流れていたように、南側の堤防に沿つた底流を復元してほしい。 麻名用水に水が流れ込むよう、除取入れ口のハラスや樹木の除去について許可をいただきたい。</p>	<p>麻名用水取水口周辺は、昭和30年代まで本流は雨の堤防に沿って流れていたが、ハラスを取除くための進入路が障害となつて川の形状が変つた。昔流れていたように、南側の堤防に沿つた底流を復元してほしい。 麻名用水の取り入れ口の水位が下がり、かんがいの水がなくなり困っている。対策として本流からスチームズに水が流れ込むよう、取り入れ口のハラス、樹木を取ることについて許可をいただきたい。</p>	<p>流域住民(下流域:吉野川) Aさん</p> <p>流域住民(中流域:吉野川) Aさん</p>	<p>川は自然によって形成されていることより、取水のために人工的な河道の付け替えを行うことは、国土交通省では困難であることをご理解下さい。なお、川の形状については自然に任ずることが良いと思います。 また、取水機能の維持に関しては、土地改良区が対策を示し、協議を頂ければ審査を行い、対応していきたいと思ひます。</p>	<p>—</p>
<p>利水-6 国営農地防災事業について 国営農地防災事業で水をたくさんとると、下流域の漁業とか自然生態系に大きな影響が出ると思う。以前に計画された計画を見直して、現状に合うように取水量を制限していただくことをやっていただきたい。 柿原堰から旧吉野川への放水はどうか。生態系への影響があるので気になる。</p>	<p>国営農地防災事業は、その取水量がかなりあり、そこから水をたくさんとると、下流域の漁業とか自然生態系に大きな影響が出ると思う。農地は次第に、都市化していくために、少なくなつてきている状況であります。随分前に計画された計画を見直して、現状に合うように取水量を制限していただくことをやっていただきたい。 農地防災事業で柿原堰から旧吉野川に水を流すというのほどなつたのでしょうか。川の生態系に影響を及ぼすので大変気がかりです。</p>	<p>流域住民(下流域:柿原川) Pさん 付箋紙</p> <p>流域住民(中流域:吉野川) Aさん</p> <p>流域住民(中流域:吉野川) Aさん</p>	<p>国営農地防災事業の取水に関する協議については、環境に配慮した上で協議がなされたところであります。</p> <p>—</p>	<p>—</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案内】内容
<p>環境一1 河川環境のあり方について</p> <p>環境や景観は、治水と比べると情報の差があるので、近づけるような努力はしてほしい。</p> <p>環境の保全に対しては、環境省と連携してほしい。</p> <p>環境については、環境保全、地域と川の共生関係の構築に努めてほしい。</p> <p>昔から住民が川と親しんできた豊かな自然環境を保全して欲しい。</p> <p>吉野川の豊かな自然を次世代にも伝えることが、大人としての責務であると思う。</p>	<p>環境や景観については、治水と比べると情報の差がある。多少近づけるような努力はしてほしい。</p> <p>環境の保全に対しては、できれば環境省と連携してほしい。</p> <p>環境については、環境保全、地域と川の共生関係の構築に努めてほしい。</p> <p>自然破壊は極力避けるべきです。将来を見えて計画を立ててほしい。</p> <p>川の価値・・・"朝水"人工物を作るのではなく自然を残すことで保ちたい。</p> <p>昔から住民が川と親しんできた環境をこれ以上失わないように、最低今残っている自然はくずさないで、レキ河原の再生には意欲的に取り組んでほしい。</p> <p>川の歴史環境を保全してもらいたい。(例、渡し場跡)</p> <p>吉野川のそばで育った人間は、それぞれ吉野川への歴史があり、その思いがあります。町中で豊かな自然が残っているのをおくささないでほしい。子育てにも、川はいい環境なので、それを次の世代にぜひ残していきたいと思います。</p> <p>豊かな水量、清い流れ、吉野川河口部の風景は徳島に暮らす私の誇りであり、心むむものがある。これを未来へ残すことが大人としての責務であると思う。環境資本の観点からも、この豊かな自然を残してほしいなと思う。</p> <p>環境についても国交省は責任を持ってやっていただきたい。</p>	<p>河川整備計画委員 32</p> <p>河川委員 徳島市長</p> <p>河川委員 R2さん 付箋紙</p> <p>河川委員 T1さん 付箋紙</p> <p>河川委員 G2さん 付箋紙</p> <p>河川委員 T1さん 付箋紙</p> <p>河川委員 R2さん 付箋紙</p> <p>河川委員 P2さん</p>	<p>河川環境のあり方については、河川整備計画案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標に記載しているように、治水・利水・河川利用と整合を図りながら、良好な河川環境の保全に努めていきたいと考えています。また、河川環境の保全に関しては、関係機関等と連携して進めていきたいと考えています。</p>	<p>【河川整備計画案P57】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後とも継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、1多自然川づくりを基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生態・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>環境-2 環境目標の明確化について</p> <p>河川環境に関しては、ほとんどが「努める」という表現になっており、具体的な計画が作成されていない。</p> <p>河川環境に関しては、目標が明確でない。現状の把握に努めた上で、吉野川の特徴を活かした保全目標をしっかりと盛り込んでいきたい。</p>	<p>河川環境に関しては、実施内容のほとんどが「努める」で終わっている。やるべきことをしっかりと明確にしたい。</p> <p>何とかを努めるとか、努力するとかいうようなことでは本当は良くない。</p>	<p>字識者 鎌田委員</p>	<p>環境に関する事項については、その現状や因果関係について定量化等が困難なものも多く、また過去からの経年的な調査資料も少ないのですが、これまでに実施されている河川水辺の国勢調査等の結果を基に、河川区分や河川区分毎の環境の変化及び現状と課題の整理を行っています。また、問題点の原因と対応策が、学識者等による検討会、現地実地調査等である程度明確になっていることについては、実施に関する事項において具体的に記載するようにはしました。なお、案案については、環境調査結果等を再度検討・整理した上で、できる限り記載内容の充実を図っています。</p> <p>また、河川内の自然環境は、洪水などの様々な要因により大きく変化するものが考えられることや、治水のように具体的な数値目標を設定することが困難であることなどから「努める」と表記しています。さらに、関係機関等との連携が必要となる水の保全等についても「努める」と表記しています。なお、「努める」の意味は、例えば河川内の動植物にとって良好な生育・生息環境を確保するための施策を実施することにより、目標達成に向けて努力していくということです。</p> <p>動植物の生息・生育状況については、河川整備計画案P42～44-2.5.7に記載しています。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画案P42～44-1】 (1) 吉野川 吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、瀬・淵等にアユ等の魚類が多く生息し、アユの産卵場として多く存在する等、魚類にとっても好な生息環境となっている。外来種であるオオクチバス等も広範囲で確認された生息もされており、在来種への悪影響が懸念されている。また、中流域に見られる広いレンジ河原は、コアジサシ等の鳥類の繁殖地として利用されている。しかし、吉野川では、多くの外来植物が繁殖してきており、特にシナダレズズメガヤについては平成12年度及び平成15年度の調査によって、西条大橋地区、柿原地区等の河原の約50%を覆っていたことが確認されている。シナダレズズメガヤが繁殖することにより、吉野川本来の河川環境であるレキ河原が消失し、動植物の生息・生育環境への影響や微地形変化等、環境と治水の両面に係る問題を引き起こすことが懸念されている。なお、河原に繁殖したシナダレズズメガヤについては、平成16年度の度重なる洪水により大部分は消失したものの、シナダレズズメガヤの繁殖の要因となっている河道の樹林化等、繁茂しやすい河道状態となっていることから、シナダレズズメガヤが定着・侵入しにくい河道状態に保全・再生する必要がある。また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されている。一方、ヤナギ類の樹林化に伴い河岸の直立化が進行しており、水辺のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、吉野川らしい広大な河原や水際環境の保全・再生に向けて取り組みが必要である。</p> <p>吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)では、ワンド・中よみが点在し、水際にはアカヤナギ群落やヨシ群落等が分布している。水域には、タナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。また、土堰下流は、河川及び海からの影響を受けやすい水域という特有の環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p> <p>吉野川には堰等の河川横断構造物においては、が壊れ存在しては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの溯上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が魚全類等の移動障害も懸念され、これらの維持向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>なお、吉野川においても、前述のように植物や魚類などで外来種が確認されていることから、今後も水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。また、絶滅危惧種等の確認状況については、表-2.2.11に示すとおりである。これらについても、継続したモニタリングを行うことにより、生息・生育環境の保全に努める必要がある。</p>
<p>河川環境の整備と保全に関する目標は、実施内容のほとんどが「努める」で終わっている。やるべきことをしっかりと明確にしたい。</p>	<p>何とかを努めるとか、努力するとかいうようなことでは本当は良くない。</p>	<p>字識者 鎌田委員</p>	<p>環境に関する事項については、その現状や因果関係について定量化等が困難なものも多く、また過去からの経年的な調査資料も少ないのですが、これまでに実施されている河川水辺の国勢調査等の結果を基に、河川区分や河川区分毎の環境の変化及び現状と課題の整理を行っています。また、問題点の原因と対応策が、学識者等による検討会、現地実地調査等である程度明確になっていることについては、実施に関する事項において具体的に記載するようにはしました。なお、案案については、環境調査結果等を再度検討・整理した上で、できる限り記載内容の充実を図っています。</p> <p>また、河川内の自然環境は、洪水などの様々な要因により大きく変化するものが考えられることや、治水のように具体的な数値目標を設定することが困難であることなどから「努める」と表記しています。さらに、関係機関等との連携が必要となる水の保全等についても「努める」と表記しています。なお、「努める」の意味は、例えば河川内の動植物にとって良好な生育・生息環境を確保するための施策を実施することにより、目標達成に向けて努力していくということです。</p> <p>動植物の生息・生育状況については、河川整備計画案P42～44-2.5.7に記載しています。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画案P42～44-1】 (1) 吉野川 吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、瀬・淵等にアユ等の魚類が多く生息し、アユの産卵場として多く存在する等、魚類にとっても好な生息環境となっている。外来種であるオオクチバス等も広範囲で確認された生息もされており、在来種への悪影響が懸念されている。また、中流域に見られる広いレンジ河原は、コアジサシ等の鳥類の繁殖地として利用されている。しかし、吉野川では、多くの外来植物が繁殖してきており、特にシナダレズズメガヤについては平成12年度及び平成15年度の調査によって、西条大橋地区、柿原地区等の河原の約50%を覆っていたことが確認されている。シナダレズズメガヤが繁殖することにより、吉野川本来の河川環境であるレキ河原が消失し、動植物の生息・生育環境への影響や微地形変化等、環境と治水の両面に係る問題を引き起こすことが懸念されている。なお、河原に繁殖したシナダレズズメガヤについては、平成16年度の度重なる洪水により大部分は消失したものの、シナダレズズメガヤの繁殖の要因となっている河道の樹林化等、繁茂しやすい河道状態となっていることから、シナダレズズメガヤが定着・侵入しにくい河道状態に保全・再生する必要がある。また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されている。一方、ヤナギ類の樹林化に伴い河岸の直立化が進行しており、水辺のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、吉野川らしい広大な河原や水際環境の保全・再生に向けて取り組みが必要である。</p> <p>吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)では、ワンド・中よみが点在し、水際にはアカヤナギ群落やヨシ群落等が分布している。水域には、タナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。また、土堰下流は、河川及び海からの影響を受けやすい水域という特有の環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p> <p>吉野川には堰等の河川横断構造物においては、が壊れ存在しては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの溯上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が魚全類等の移動障害も懸念され、これらの維持向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>なお、吉野川においても、前述のように植物や魚類などで外来種が確認されていることから、今後も水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。また、絶滅危惧種等の確認状況については、表-2.2.11に示すとおりである。これらについても、継続したモニタリングを行うことにより、生息・生育環境の保全に努める必要がある。</p>
<p>河川環境の整備と保全に関する目標は、実施内容のほとんどが「努める」で終わっている。やるべきことをしっかりと明確にしたい。</p>	<p>何とかを努めるとか、努力するとかいうようなことでは本当は良くない。</p>	<p>字識者 鎌田委員</p>	<p>環境に関する事項については、その現状や因果関係について定量化等が困難なものも多く、また過去からの経年的な調査資料も少ないのですが、これまでに実施されている河川水辺の国勢調査等の結果を基に、河川区分や河川区分毎の環境の変化及び現状と課題の整理を行っています。また、問題点の原因と対応策が、学識者等による検討会、現地実地調査等である程度明確になっていることについては、実施に関する事項において具体的に記載するようにはしました。なお、案案については、環境調査結果等を再度検討・整理した上で、できる限り記載内容の充実を図っています。</p> <p>また、河川内の自然環境は、洪水などの様々な要因により大きく変化するものが考えられることや、治水のように具体的な数値目標を設定することが困難であることなどから「努める」と表記しています。さらに、関係機関等との連携が必要となる水の保全等についても「努める」と表記しています。なお、「努める」の意味は、例えば河川内の動植物にとって良好な生育・生息環境を確保するための施策を実施することにより、目標達成に向けて努力していくということです。</p> <p>動植物の生息・生育状況については、河川整備計画案P42～44-2.5.7に記載しています。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画案P42～44-1】 (1) 吉野川 吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、瀬・淵等にアユ等の魚類が多く生息し、アユの産卵場として多く存在する等、魚類にとっても好な生息環境となっている。外来種であるオオクチバス等も広範囲で確認された生息もされており、在来種への悪影響が懸念されている。また、中流域に見られる広いレンジ河原は、コアジサシ等の鳥類の繁殖地として利用されている。しかし、吉野川では、多くの外来植物が繁殖してきており、特にシナダレズズメガヤについては平成12年度及び平成15年度の調査によって、西条大橋地区、柿原地区等の河原の約50%を覆っていたことが確認されている。シナダレズズメガヤが繁殖することにより、吉野川本来の河川環境であるレキ河原が消失し、動植物の生息・生育環境への影響や微地形変化等、環境と治水の両面に係る問題を引き起こすことが懸念されている。なお、河原に繁殖したシナダレズズメガヤについては、平成16年度の度重なる洪水により大部分は消失したものの、シナダレズズメガヤの繁殖の要因となっている河道の樹林化等、繁茂しやすい河道状態となっていることから、シナダレズズメガヤが定着・侵入しにくい河道状態に保全・再生する必要がある。また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されている。一方、ヤナギ類の樹林化に伴い河岸の直立化が進行しており、水辺のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、吉野川らしい広大な河原や水際環境の保全・再生に向けて取り組みが必要である。</p> <p>吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)では、ワンド・中よみが点在し、水際にはアカヤナギ群落やヨシ群落等が分布している。水域には、タナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。また、土堰下流は、河川及び海からの影響を受けやすい水域という特有の環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p> <p>吉野川には堰等の河川横断構造物においては、が壊れ存在しては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの溯上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が魚全類等の移動障害も懸念され、これらの維持向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>なお、吉野川においても、前述のように植物や魚類などで外来種が確認されていることから、今後も水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。また、絶滅危惧種等の確認状況については、表-2.2.11に示すとおりである。これらについても、継続したモニタリングを行うことにより、生息・生育環境の保全に努める必要がある。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>環境についての種々な項目にも、それぞれ明確な目標設定をすべきである。</p>	<p>流域住民 (下部流域：徳島Ⅱ) 川さん 付箋紙</p>		<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。 なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
	<p>環境の現状説明記述がほとんどない。目標もあいまい。</p>	<p>流域住民 (下部流域：徳島Ⅱ) P2さん 付箋紙</p>		<p>【河川整備計画案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努めるとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生に努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水官力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、必要な対策を実施することにより、なだらか連続性のある河川環境の再生に努める。 吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する魚類、渡り鳥の重要な中継地であり、多様な生物が生息・生育する河口干潟存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

会場・発言者

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案案】内容

環境一3 環境目標となる指標の設定について

<p>何年頃(例えば昭和40年代)の吉野川を環境目標とするのか? 環境保全のための数値指標を設定し、その指標によって管理してもらいたい。</p> <p>絶滅危惧種やアユ・モクズガニ等の生物を指標として設定してほしい。</p>	<p>(環境目標について)何年頃の吉野川を目標に河川整備するのかわからない。具体的な目標が関係して出していない。</p> <p>環境の回復の年代を示す。</p> <p>長期的な環境目標を、昭和40年代の河川環境とし、向こう30年での達成目標を決める。</p> <p>環境保全については、指標を作成する必要があるので、(指標に対して)評価をつけ、その評価がどのように変わっていくか、そして将来に向けて改善していきけるかを、指標によって管理してもらいたい。</p> <p>環境対策が入っていない。目標・指標を出すように。</p> <p>環境の保全の中でも、せひとも「生物の多様性」の保全に力を入れて頂きたいが、具体的な数値目標や指標について検討し、検討の方法と検討結果を回答して頂きたい。</p> <p>最終的な環境目標と段階的な達成目標は、具体的な数値指標等により設定し、住民参加により決定すること。</p> <p>環境目標の達成度は、指標動植物、自然の水辺延長などの具体的な数値指標等によって評価し、その評価は専門家、住民参加で行うこと。</p> <p>動植物の生息・生育状況の経年変化を具体的な数値等で示すこと(鮎、ウナギ、モクズガニ他魚類、竹林、樹木の面積)。また、れき川原の面積や河口干潟など面積の変化を示すこと。</p>	<p>学識者 (下流域: 徳島II)</p> <p>流域住民 (下流域: 徳島II)</p> <p>流域住民 (下流域: 徳島II)</p> <p>流域住民 (中流域)</p> <p>パブリコメ</p> <p>パブリコメ</p> <p>パブリコメ</p> <p>パブリコメ</p> <p>パブリコメ</p>	<p>河川委員 Aさん 付箋紙</p> <p>Cさん 付箋紙</p> <p>Bさん</p> <p>28</p> <p>76</p> <p>80</p> <p>80</p> <p>80</p>	<p>指摘のような河川環境の目標となる指標を設定するためには、過去の河川環境の定量的な把握や生息種及び周辺環境の変化と生息種の関係等の定量的な把握が必要であると考えられます。しかし、環境管理の歴史が浅いことから、過去の生息種に関する環境調査データが不足しており、また、過去と現在では河川を取り巻く自然環境、社会環境等が変化していますが、これらの周辺環境の変化と河川環境の関係を正確に把握することは現時点では困難であると考えています。また、これまで実施されている河川水辺の国勢調査では、生息種の種類数、その経年の変化等はある程度把握出来ませんが、生物毎の生息数などの定量的な評価が困難であります。これらより過去のある年代を環境目標とすることや、絶滅危惧種等の特定の生物における定量的な目標設定については現時点では困難であると考えております。</p> <p>なお、河川環境の目標設定に関しては、今後環境情報の蓄積等を行うとともに、具体的な指標の設定等に関する検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>現状と課題に「河川水辺の国勢調査」の内容をコラムとして記載する。</p>
--	--	---	---	---

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>環境保全の目標を定め、どのくらい保全されているのか数値で示して欲しい。</p> <p>環境項目の目標設定について、案案では「努める」としか表記がないので30年後に評価できない。具体的な数値設定を必要がある。</p> <p>河口干潟について、なを守るのかを認識して、守るべき目標の数字を記すこと。(例えば、広さや生息生物の種類等)</p> <p>環境基準に対する数値化については、絶滅危惧種に對してはできないと思う。何種類ぐらい生息し、どのような保護をし、どのような状態にまで戻すのかということを反映できるのか。</p> <p>環境目標を達成するために、アユ・モクズガニ等を指標に決めたり、水辺の自然度などを数値化するなど、指標によって評価すべきではないか？</p> <p>自然環境の保全の項目で、鮎やモクズガニは最も身近で重要な資源であり、自然環境の豊かさの指標となる生物と考えます。その生息量や遡上量をモニタリングし、回復していくことを自然環境保全の目標として下さい。</p> <p>「干潟の生物多様性」を保全するため「指標となる生物」を決めて、その数を減らさない対策をとっていただきたい。このことについて検討し、検討の方法と検討結果について回答していただきたい。</p> <p>環境について、鮎や竹林などは具体的にあげられているが、もっと貴重な動植物を調査・把握し、目標と評価基準を設定すべきだ。</p> <p>生物の多様性が豊かなことこそが吉野川の特徴であり、この特徴を河川整備に活かしていただきたい。このことについて検討し、検討の方法と検討結果について回答していただきたい。</p>	<p>S2さん 付箋紙</p> <p>12さん 付箋紙</p> <p>R2さん 付箋紙</p> <p>Dさん</p> <p>ハブコメ</p> <p>ハブコメ</p> <p>ハブコメ</p> <p>Y1さん 付箋紙</p> <p>ハブコメ</p>		

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案内書】内容
<p>環境-6 河口干潟について</p> <p>吉野川の下流域はシギ・チドリの中継地となっており、環境保全には万全を図りたい。</p>	<p>吉野川の下流域は、シギ、チドリの中継地となっており、環境保全には万全を図りたい。</p>	<p>小林委員</p>	<p>吉野川の河口部は、潮流変化などによる水位変動や流水の流速、塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海から影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっている。そのため河口干潟については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在していることや、渡り鳥の重要な中継地でもあることから、動植物の生息・生育環境等については今後河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを行うとともに、河川工事等の際には、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら、河川環境への影響を評価したうえで施工方法等についても検討していきたいと考えています。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>河口干潟だけでなく、汽水域にある多様な生態系の保全対策について盛り込んで下さい。</p>	<p>吉野川の河口について干潟保全だけでなく、吉野川の「汽水域」を正しく評価し、保全を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>パブリック</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川の河口部は、潮流変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が重要な中継地であり、多様な生物が生息・生育する河口干潟存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>河口の多様な生態系を保持することが重要であるため、河口の河川流量の確保、土砂管理が必要である。</p>	<p>汽水域生態系の多様性を保持するために、様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することを盛り込んで下さい。</p>	<p>パブリック</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川の河口部は、潮流変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が重要な中継地であり、多様な生物が生息・生育する河口干潟存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>汽水域の環境保全のために、多方面の専門家、関係機関、地域住民を含めて協議を行い、管理計画を作成して頂きたい。</p>	<p>多くの方に愛されている干潟について、「干潟の生物多様性」「浄化能力」「渡り鳥の休憩地」「かきや漁の産卵場」を保全するために具体的なことのように取り組むのか。</p>	<p>パブリック</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川の河口部は、潮流変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が重要な中継地であり、多様な生物が生息・生育する河口干潟存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>・汽水域には多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるか分かっていると思う。その中で、環境上の重要な場所や劣化した場所を地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。</p>	<p>河川法が改正され治水・利水に加えて環境が目的に加えられたが、今回の案内書では「環境の保全」に努めるだけでなく、具体的な取り組みが図れない。吉野川河口域は自然的にも重要な場所である。もっと具体的な計画を望む。</p>	<p>流域住民 (下流域：徳島県)</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 1) 吉野川 【河川整備計画素案P101】 ④ 河口干潟の保全 河川及び海からの影響を受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアン等の植物が生息・生育しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっているなど。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっても、良好なヨシ群落が繁殖や餌場として利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育場となっていることから、良好な干潟環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>・汽水域や河口干潟の環境に配慮した工事をして頂きたい。</p>	<p>汽水域生態系の多様性を保持するためには、鳥類、底生生物など様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することが重要である。</p>	<p>パブリック</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 1) 吉野川 【河川整備計画素案P101】 ④ 河口干潟の保全 河川及び海からの影響を受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアン等の植物が生息・生育しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっているなど。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっても、良好なヨシ群落の繁殖や餌場として利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育場となっていることから、良好な干潟環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>河口の地形の多様性や生態系の絶妙なバランスを失うことが重要であるため、河口への河川流量の確保、土砂管理が必要である。</p>	<p>河口の地形の多様性や生態系の絶妙なバランスを失うことが重要であるため、河口への河川流量の確保、土砂管理が必要である。</p>	<p>パブリック</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 1) 吉野川 【河川整備計画素案P101】 ④ 河口干潟の保全 河川及び海からの影響を受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアン等の植物が生息・生育しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっているなど。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっても、良好なヨシ群落の繁殖や餌場として利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育場となっていることから、良好な干潟環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>
<p>河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらし砂州の保全や再生は重要である。そのためにも、河口域や汽水域の環境に配慮した、適正な土砂管理が必要である。</p>	<p>河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらし砂州の保全や再生は重要である。そのためにも、河口域や汽水域の環境に配慮した、適正な土砂管理が必要である。</p>	<p>パブリック</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 1) 吉野川 【河川整備計画素案P101】 ④ 河口干潟の保全 河川及び海からの影響を受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアン等の植物が生息・生育しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっているなど。また、オオヨシキリ等の鳥類にとっても、良好なヨシ群落の繁殖や餌場として利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育場となっていることから、良好な干潟環境の保全に努める。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 (3) 目録 また、第1下流は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の河川環境となっており、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>為水域環境保全のため、多方面の専門家を集めて検討し、管理計画を作成し、実行していただきたい。</p>	<p>2 パブコメ</p>		
	<p>河口域は、多くの行政部局や人々が管理し、関係している場所であるので、河川局関係、関連自治体、港湾局、海岸部局等もろん市民も含めて、「河口域環境の保全のための協議会」を国主導でつくっていただきたい。</p>	<p>2 パブコメ</p>		
	<p>河川流量の確保により、汽水域の水環境は絶妙なバランスを保っている。今後の利水に関しては、汽水域の生態系への影響も評価し、利水関係者との協議を行うことが必要である。</p>	<p>87 パブコメ</p>		
	<p>汽水域環境の保全のためのガイドラインに照らして、集中した検討を進め、管理計画を作成し実行していただきたい。</p>	<p>87 パブコメ</p>		
	<p>汽水域に関しては、多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるかはつきり分かっていないと思う。その中で、保全に重要な地域はどこなのか、劣化した場所はどこなのかを地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。</p>	<p>学識者 鎌田委員</p>		
	<p>汽水域の多様性を保持している水辺、昔の石工による崖岸を評価して頂きたい。</p>	<p>2 パブコメ</p>		
	<p>干潟の面積を減らさないよう配慮した工事をし</p>	<p>76 パブコメ</p>		

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>環境一7 連続性の確保について</p> <p>河川の連続性の確保については、第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。</p> <p>上～下流の連続性だけでなく、水辺の連続性(エコトーン)の保全や、本川と支川との連続性の確保についても検討してほしい。</p> <p>可能であれば、移動する生物に配慮するために、池田ダムを改良し、アユ湖上のピーク時にゲートを開放するなどの対応はできないでしょうか。</p> <p>柿原堰の魚道は、水位変動に対応できないことや多様な流速となっていないなどの問題があることから改善してほしい。</p>	<p>生物の多様性は本川だけで維持されているのではないので、p.101の「河川の連続性の確保」では、「本川と支川との連続性の確保」も検討してほしい。</p> <p>上～下流の連続性だけでなく、水辺の高い所から低い所への連続性(エコトーン)の保全が大切である。</p> <p>p.101の「河川の連続性の確保」について、魚道のことに関しては、魚は今現在も満上しているもので、第十堰も盛り込むべきではないかかと思えます。</p> <p>アユやカニなど、川を移動する魚類などの水棲生物にとり、池田ダムは、大きな障壁になっているため、可能であれば、池田ダムを改良し、アユ湖上のピーク時にゲートを開放し、一時的に、流水河川に戻すなどの対応はできないでしょうか。</p> <p>柿原堰の魚道は水位変動に対応できないことや、多様な流速(特にゆる場)となっていないなどの問題があり、改善してほしい。</p>	<p>字職者 上月委員</p> <p>パブリコ Dさん</p> <p>パブリコ MIさん</p>	<p>水際の連続性(エコトーン)の保全については、河川整備計画案P87、2)水際環境の保全・再生に記載しているように、水際において直立化の要因となっているヤナギを伐採することによるエコトーンの再生を考えています。</p> <p>本川と支川の連続性の確保については、定期的なモニタリング調査を継続し、必要に応じて改善等についても検討していきたいと考えています。</p> <p>第十堰や柿原堰の魚道については、定期的な点検等を行いながら機能の維持に努めたいと考えています。なお、第十堰における魚道等の改善については、抜本的な第十堰の対策のあり方のなかで検討していきたいと考えています。</p> <p>また、池田ダムの魚道においてはアユの湖上が多く確認されており、概ね魚道が機能していると考えられます。なお、アユの湖上等に合わせたゲート操作を行うと、池田ダムの貯水水位が下がり、吉野川北岸用水および香川用水の取水ができなくなることから、この様な操作は実施できません。</p> <p>河川環境に関する内容は、河川整備計画案P44-1,44-2,57,101を修正しています。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画案P44-1】 (1) 吉野川 吉野川には堰等の河川横断構造物においては連続存在しており、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの湖上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が魚介類等の移動障害も懸念されることから、魚道機能の維持向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>【河川整備計画案P44-2】 (2) 旧吉野川 旧吉野川には堰等の河川横断構造物においては連続存在しており、第十堰まで魚道が設置され、アユの湖上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が魚介類等の移動障害も懸念されることから、魚道機能の維持向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 (8行目) また、魚類等の湖上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物においてについては、アユの湖上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も湖上から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。</p> <p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画案P87】 (2) 水際環境の保全・再生 吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂洲の陸域化によって水際が高勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかさは連続性(エコトーン)の消滅が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮しながら、水際のなだらかさを連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 (1) 吉野川 【河川整備計画案P101】 ③ 河川の連続性の確保 吉野川には、アユなど湖上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、池田ダム、柿原堰等の魚道の機能維持を図り、河川の連続性の確保に努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>環境-8 ミチゲージョンについて 河川工事の際にはミチゲージョンを行い、環境面にマイナスイメージを与えないようにしてもらいたい。</p>	<p>すべての工事にミチゲージョン処置を行うべきではないか？</p> <p>植防工事は景観や自然環境への影響が大きいため、ミチゲージョン処置をしっかりと行い、マイナスイメージを与えないようにしたい。</p> <p>コンクリートを使用し河川の浄化能力が失われ、場合によっては、失われた分を、業者が補償するなどの措置が必要ではないか。</p> <p>ミチゲージョンについて、工事にあてはまらないものもあつてほしい。何のための工事なのか、目的と効果を明らかにしてほしい。</p>	<p>50</p> <p>51</p> <p>76</p> <p>SZさん 付箋紙</p>	<p>工事等を実施する際には、河川整備計画素案P57、1) 動植物の生息・生育環境及び河川整備計画素案P58、1) 動植物の生息・生育環境に記載のとおり、今後専門家の意見を伺いながら、例えば工事範囲内に生息している貴重種を他に移植するなどの対策を行うことにより、良好な自然環境の保全に努めていきたくないと考えています。</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲージョンを実施することにより、環境の保全に努める。</p> <p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P58】 1) 動植物の生息・生育環境 なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲージョンを実施することにより、環境の保全に努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>環境一9 多自然川づくりの検討について(工法)</p> <p>伝統工法を整備計画に盛り込んで、今後の河川工事に活用してほしい。</p> <p>河川工事においては、捨石等を使用することにより、親水性や景観の回復、生物生息空間の質的向上等を図ってもらいたい。</p>	<p>ワンドやよどみなどの伝統工法に関しても、(整備計画に)盛り込んでもらえたらと思う。</p> <p>伝統工法をもっと取り入れるべきではないか。</p> <p>伝統工法は資材や機構が十分でなかった時代に選られたため、自然の流れを崩れ取って最も、最小の工事となっている。環境保至といたった面でも優れていると考えます。こうした伝統工法を研究し、今後の工事に活用することをお願いします。</p>	<p>流城住民(下流域:徳島)</p> <p>KSさん</p>	<p>河川整備計画素案P57,87,101,102,103に記載しているように、河川工事等の際には今後多自然川づくりを基本として計画することにより、河川環境に配慮していきたいと考えております。</p> <p>また、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境、並びに多様な河川景観を保全あるいは創出するために、河川管理を行いたいと考えています。</p> <p>なお、伝統工法については、多自然川づくりの中で検討されるものであり、実施の可否や構造について専門家等の意見を伺いたいと考えています。</p>	<p>【河川整備計画素案P57】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後事業続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等に関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
<p>吉野川の伝統工法は自然環境や景観への影響が極めて少なく、かつ工事費用もかからないことなど工法・環境面で高く評価できることから、今後の工事に活かすこと。</p>	<p>吉野川の伝統工法は自然環境や景観への影響が極めて少なく、かつ工事費用もかからないことなど工法・環境面で高く評価できることから、今後の工事に活かすこと。</p>	<p>流城住民(下流域:徳島II)</p> <p>ZIさん</p>	<p>吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水際をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境について考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</p> <p>(1) 動植物の生息・生育環境の保全</p> <p>【河川整備計画素案P101】</p> <p>① 水域・水際環境の保全</p> <p>旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンド、よどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育環境となっていることから、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。</p>
<p>河川審議会申「川」における伝統技術の活用はいいかあるべきか」。</p>	<p>河川審議会申「川」における伝統技術の活用はいいかあるべきか」。</p>	<p>流城住民(下流域:徳島II)</p> <p>AIさん 付箋紙</p>	<p>河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ、ツルヨシ群落等の多様な水際植物の回復を図ると、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携を図りながら放置された水害防備林の適正な管理に努める。</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項</p> <p>(2) 河川景観の維持・形成</p> <p>【河川整備計画素案P102】</p> <p>1) 吉野川</p> <p>河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ、ツルヨシ群落等の多様な水際植物の回復を図ると、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携を図りながら放置された水害防備林の適正な管理に努める。</p>
<p>他の整備局では伝統工法を真直し余りお金をかけない、自然に配慮した工事がされているが、吉野川ではどうなっているのか？</p>	<p>他の整備局では伝統工法を真直し余りお金をかけない、自然に配慮した工事がされているが、吉野川ではどうなっているのか？</p>	<p>流城住民(下流域:徳島II)</p> <p>ISさん 付箋紙</p>	<p>吉野川の河口部では、河口部の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより型三洋生用いるなど河川環境に配慮するとともに、樋門等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺環境と河川景観、歴史や文化に調和するよう努める。</p>	<p>吉野川の河口部では、河口部の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより型三洋生用いるなど河川環境に配慮するとともに、樋門等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺環境と河川景観、歴史や文化に調和するよう努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
	<p>吉野川の伝統工法というのは何十年も壊れていない。ところが、(吉野川市)川田の水制は、大きなものをくついたので壊れたんです。吉野川の伝統工法はよその川とは違うんです。吉野川ではちやんとした技術になっているはずなんです。それを見極めて、生かしてほしい。その伝統工法によって、水制を設置している場所はずごくすばらしい場所になっている。</p> <p>吉野川には竹林以外に多くの伝統的治水水利の技術がたくさんある。文化遺産と地球環境の視点からもっと研究保全生かしていく対策をすべき。</p> <p>調査対策は水制や捨石等柔構造で行ってください。吉野川には先人が行った水制がたくさんあり、その場所には自然と調和しながら、長年にわたり護岸機能を発揮している。吉野川の伝統工法を調査・研究して工事に活かすように。</p> <p>根固めブロックを捨石(粒径の大きいものから小さなもので覆うことで親水性、景観の回復、さらに生物生息空間の質的向上を図ってもらいたい。</p> <p>河川の護岸に使用するコンクリートの量を控え、自然が本来持っている浄化能力を損なわない工事の仕方を推進していただきたい。</p> <p>コンクリートによる治水を極力止めて欲しい。「配慮する」というあいまいな言葉は答えとして不十分。</p> <p>親水護岸について全国どこでも同じような方法をされているが、地域性を配慮してほしい。コンクリート、石の利用は体の不自由な人は利用しにくい。</p> <p>整備計画と工事においてはできるだけ地場素材の木材・石等を積極的につくっていくべきだ。</p> <p>多自然型川づくりでは水際を直線化しないこと、エコーンに配慮すること、石構を用いれれば良いのではない。フンド、よどみを保全再生する。</p> <p>根固めブロックに捨石を行ってください。危険(スキ間)に落ちるの防止や、景観(植物が生える可能性)向上のため。根固めブロック前は良好な釣り場である。</p>	<p>MIさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>MIさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>MIさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>13</p> <p>76</p> <p>BEさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>WIさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>MEさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>MIさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p> <p>MIさん 流城住良 (下流域: 徳島II)</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画素案P103】 2) 旧吉野川 ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植物が見られることから、河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植物の回復を図る等、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっていることから、河川工事等の際には多自然川づくり型工法を基本とする用いることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努めるとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺環境と河川景観と調和するように努める。</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画素案P103】 2) 旧吉野川 ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植物が見られることから、河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植物の回復を図る等、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっていることから、河川工事等の際には多自然川づくり型工法を基本とする用いることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努めるとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺環境と河川景観と調和するように努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>環境-10 多自然川づくりの検討について（仕組み）</p> <p>多自然川づくりについては、住民や専門家の意見を聞き、議論ができるシステムづくりが大切である。</p>	<p>多自然型川づくりは、いい事例もあれば、悪い事例もあり、その評価を住民も入ってオープンなところで議論をして、専門家の意見が広くわかるようすれば、ちゃんと対応していることになると思います。</p> <p>多自然型工法も場所毎にあった工法があると良いです。できるだけ生物環境という観点から最善の方法をとって頂き、それにしても専門家の方々に相談し、住民から意見を聞くということをやっていたきたい。</p> <p>種庫や多自然工法に、住民の意見をもっと聞くことはできないのか。</p> <p>湖上降下の支障になっている堰の改善(特に第十堰)や正しい多自然川づくりを行うためには、関係住民や専門家の意見を的確に反映させるシステムづくりが本切で、整備計画の策定にシステムづくりを行うことも明記して下さい。</p> <p>これまでの河川工事により、自然環境や景観が悪化してきたことから、今後行う工事は「多自然川づくり」によることとし、「字識者や市民等が参加し、多自然川づくりを検討するしくみを構築する」ことを河川整備計画P102に入れること。</p> <p>「多自然型川づくり」の理念づくりにおいては地元住民と関係団体の参加が不可欠。</p>	<p>流域住民 (中部職) Bさん</p> <p>流域住民 (中部職) Dさん</p> <p>40</p> <p>68</p> <p>80</p> <p>流域住民 (下部職: 徳島II) 12さん 付箋紙</p>	<p>多自然川づくりについては、国土交通省において、今後、必要に応じて専門家や地域住民の方のご意見も伺えるような仕組みづくりについても検討を進めることとしています。</p> <p>なお、災害復旧工事など緊急性を要する工事の場合には、必要に応じて専門家の意見を伺いながら、河川環境にも配慮した構造となるよう検討していきたいと考えています。</p>	<p>—</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>環境-11 多自然川づくりの検討について（調査・評価）</p> <p>環境への影響について検証を行い、工事にたいして、工事に活かすべきではないか。</p> <p>既に行われた工事箇所において、自然環境を回復して欲しい。</p>	<p>環境への影響について検証を行い、工事にたいして、工事に活かすべきではないか。</p> <p>多自然型工法の効果はどうか証明するのか。</p> <p>これ以上吉野川の環境を悪化させないために、既に行われた工事によって損なわれた自然環境の回復を行うこと。</p> <p>人と川とのふれあいに關する整備において、住民がどのような活動望んでいるのかを的確に把握した上で、自然河岸である場所に新たな親水護岸を設けるのではなく、既に工事が行われた区間で自然環境を回復することにより、同時に親水性確保を図ること。</p> <p>吉野川の主要な水当たり部には多くの根固めブロックが設置されていますが、水際が直化されたたり、エコーンが無くなるなど自然環境を悪化させています。一方で、親水性という面でも大きな問題となっています。このため、既に行われてきた工事箇所での環境対策を行うて下さい。</p>	<p>51</p> <p>パゾコム</p> <p>流城住長 (下流部職: 徳島II)</p> <p>80</p> <p>パゾコム</p> <p>80</p> <p>パゾコム</p> <p>80</p> <p>パゾコム</p> <p>80</p> <p>パゾコム</p> <p>80</p> <p>MIさん (下流部職: 徳島II)</p>	<p>吉野川における河川環境の把握のために、定期的に河川水辺の国勢調査を行っています。また、河川工事を行うにあたっては、環境への影響について配慮するとともに、今後もこのような調査を継続して行うことにより、河川の自然環境の把握及び保全に努めていきたいと考えています。また、多自然川づくりに関しては、施工事例等の情報を蓄積し、今後の河川工事に活かしていきたいと考えています。</p> <p>なお、既に護岸等のある箇所については、変形・損傷等の状況に応じて、適切な補修方法を検討していきたいと考え、河川整備計画P57、3-5-2河川環境の整備と保全に関する目標に記載しています。</p>	<p>【河川整備計画案P57】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後とも継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等に関連機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生態・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
<p>環境-12 河道掘削時における環境への配慮について</p> <p>吉野川全体の自然環境の回復にもつながるような方法で行えば、吉野川全体の自然環境の回復にもつながることか、事業での掘削方法より優れた方法も検討してください。</p> <p>水際の環境については、ワンド、水辺の植生などがある多様な環境を保全すること。</p>	<p>河道掘削時は北陸地方整備局の多自然型川づくり事例にあるような方法で行えば、吉野川全体の自然環境の回復にもつながることか、事業での掘削方法より優れた方法も検討してください。</p> <p>河川環境に影響の大きい河床掘削を行う場合は、北陸地方整備局の多自然型川づくり事例を参考に、よりよい環境対策を行いながら効果的な方法で実施すること。</p> <p>水際の環境保全について、多様な環境を保全すること。ワンド、水辺の植物(カバ-状)についても保全する。急深になった場所(ここに樹木などのカバ-があるのが豊富なピオトープ)も大切なピオトープである。事業はただならぬ砂利の水際だけに注目すべきではない。</p>	<p>68</p> <p>パゾコム</p> <p>80</p> <p>パゾコム</p> <p>MIさん (下流部職: 徳島II)</p>	<p>河川整備計画案P63、③ 河道の掘削等に記載しているように、良好な水域環境の保全に配慮した河道の掘削を行うこととされています。また、工事にあたっては、施工箇所ごとに対応する必要があることから、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら自然環境に配慮した掘削方法について検討していきたいと考えています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>【河川整備計画案P63】</p> <p>③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生態の場となっている瀬と淵の姿を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>環境一13 河川景観について</p> <p>河川景観の分析がなされていない。風土・地域の資源として残したい風景について、地域住民と共有する必要がある。</p> <p>景観の分野は、住民も参加しやすいので、もっと住民参加の場を開いてほしい。</p> <p>・河川整備においては、吉野川の良好な景観を守って欲しい。</p>	<p>風景とか景観資源についての分析がなされておらず、どこを残していくのかとか、修復していくのかとか不明確である。それを調査して明確にしながら、しっかりと置つけた上で課題を抽出しなければ議論は進まない。</p> <p>風土性に関しては、風土・地域の資源として残したいと思われような風景やものをしっかり集めて、住民、地域の方と共有しなれば、いつまでも始められないと思う。</p> <p>案案の102頁・103頁に景観に配慮した専門という写真のついているが、どこが景観に配慮されているのかわからない。景観の分野は住民参加しやすいのもっと積極的に住民参加の場を開いてほしい。</p>	<p>字識者</p> <p>藤田委員</p>	<p>河川景観については、河川整備計画案P51、河川本来の自然環境を有する吉野川の再生及び河川整備計画案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標において記載しているように、広大で自然豊かな河川景観の保全に努めていきたいと考えています。また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p>	<p>3-1 河川整備の基本理念【河川整備計画案P51】(9行目)</p> <p>○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生 吉野川に残る良好な自然環境・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原やエコトーン、清浄な吉野川の流れ等自然環境の再生を図るための施策を展開する。</p> <p>【河川整備計画案P57】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後とも継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。 なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p> <p>2) 河川景観 河川景観の維持・形成については、治水と整合を図りつつ、河口王湯、広いレキ河原や河岸の水雪防備林等吉野川らしい雄大な河川景観の保全に努める。</p>
<p>環境一14 旧吉野川における河川環境の保全について</p> <p>旧吉野川は、多様で独得な河川環境を有していることから、環境保全には十分配慮してほしい。</p>	<p>旧吉野川は、多様で独得な河川環境を有し、ヒドリガモ、マガモ等の越冬場所となっている。今切川と旧吉野川の分岐点の竹やぶにシラサギが群生をしていたが、いろいろな公営等の関係で生息しなくなっている。今後、竹やぶやその周辺の工事をする場合、環境保全には十分配慮してほしい。</p>	<p>字識者</p> <p>小林委員</p>	<p>旧吉野川・今切川については、河川整備計画案P101、①水域・水際環境の保全に記載しているのとおり、今後も河川工事等を行う際には動植物の生息・生育環境に配慮するなど、良好な河川環境の保全に努めていきたいと考えています。</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 2) 旧吉野川 【河川整備計画案P101】 ① 水域・水際環境の保全 旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンド・よどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育環境となっていることから、河川工事等の際には、<u>多自然川づくり</u>を基本とすることなどにより河川環境<u>を</u>の保全に努める。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

環境一15 河川空間の利用促進について

水辺に近づきやすい親水護岸等を整備するなど、多くの人々が親しみを覚えるように河川空間を活用してほしい。

水際公園のような整備をして頂きたい。

遊魚船の船溜まりや釣場を整備すれば、吉野川に多くの人が遊びに来られるのではないかと思っています。

自然を破壊してまで、親水護岸を整備するのはおかしい。

旧吉野川下流区については、人と自然の触れ合いの場として美観の向上などの整備が必要であることから、この区間の河川環境整備を促進してほしい。

川の周辺にあるわずかな面積を多機能に活用できるようにすれば、上流域で生活している人たちが親しみを覚えるように川の空間を活用できる。堤外地に地域住民が耕作で使っていたところを国が買い上げたら、地域住民の利活用の場を提供してほしい。

人と川とのふれあいに際する施策の推進について、旧吉野川に真中高野水公園や桜堤公園の整備を行っており、多くの住民の憩いの場として利用されている。吉野川においても、水辺に近づきやすい親水護岸を整備し、子供から高齢者に至るまで吉野川に親しめるような整備を実施してほしい。

吉野川の景観が美しく見える所に若い人や街から人が訪れられるようなホテル(旅館を兼ねた)やレストラン、お店があればいいと思います。

スポーツの場としてのグラウンドが共有なのは、徳島県で半田の小学校と中学校だけと思われ、つるぎ町半田中藪の中藪島に水際公園的な空間的な整備をしていただき、教育部門に役立てるのが、住民のすべての悲願である。

吉野川も含めて、川は素晴らしい観光資源であると思う。ある一定の場所に遊覧船に対する船溜まりみたいなものをつくっておけば、吉野川を利用して遊びにも来られるのではないかと。下流域ではきれいな水の上で遊べる場所があれば、観光客なんかも増えるのではないかと。

浅瀬等を利用し、釣場や公園が出来ないか。

素案P.89のような自然を破壊してまで親水護岸をつくるのはおかしい。人がよりつかないところは親水とはいいわない。

旧吉野川下流区間(広島橋より下流)は、比較的自然が豊富であり、都市化が進んでいる地区でもあり、人と自然の触れ合いの場として、動植物の確保や美観の向上などの整備が必要である。このため、この区間の河川環境整備を促進してほしい。

吉野川では、これまでに「桜づつみモデル事業」や「水辺の楽校」などの環境整備事業について、関係市町の要望を踏まえながら整備をしてまいりました。今後、河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提供できるよう、関係市町が自然と親しめる水辺に関する計画も踏まえて、可能な範囲で整備整備等の支援を行っていきたく考えています。なお、河川整備計画素案P.58、3-5-3 河川空間の利用に関する目標と適正な利用に関する事項【河川整備計画素案P.103】(3) 河川空間の整備と適正な利用に記しているように、河川空間の整備と調和を図って、河川環境との調和を図っていきたく考えております。

【河川整備計画素案P.58】

3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるよう適正な河川空間の活用を図ることに努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画素案P.103】

(3) 河川空間の整備と適正な利用

吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々に親しめるおもしろい空間を確保することにも、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を創出する。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰)水城上流端)は、水辺に親された水害防護林(竹林)等の自然植生との調和を図りながら、限られたオープンスペースとしての河川敷(高水敷)を活かし、川沿いの沿道地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷(高水敷)を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷(高水敷)をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。

吉野川下流域(第十堰水城～河口)は、河口部に位置する広大な河川空間を持つことから、ふるさとシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然景観を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷(高水敷)における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。

旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの沿道の地域住民に親しい空間を与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。

四国地方整備局の考え方

会場・発言者

意見及び質問

三好市長

市町村長(中部圏)
三好市長

流城住民(下流域:徳島II)
田さん
付箋紙

市町村長(中部圏)
つるぎ町長

市町村長(中部圏)
美馬市長

56

流城住民(中部圏:徳島II)
田さん
付箋紙

86

考え方に対応した【素案】内容

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>環境-16 河川利用における高齢者への配慮について</p> <p>吉野川を親しみのある川にするため、高齢者向けに、坂路や遊歩道の整備など、足の悪い人や高齢者に配慮した取り組みが必要ではないか。</p> <p>高齢化・少子化を踏まえて、ボランティア活動を通じて、住民と連携をとりたいから、若い人の視点をいれて考えていければよい。</p>	<p>吉野川を親しみのある川にするため、高齢者が車の行き交う崖防を越えて吉野川の川面へ降りていくには、交通弱者に対して、降りていく道具がらとか、遊歩道風のものをほめていただくものにしてあげれば、親しみのある川というような感覚になっていいのではないかと。</p> <p>上流に行く川と陸地との区切りがなかったところ、遊歩道や崖防ができ、足の悪い人や高齢者にとってはなかなか川に近づきにくい。危険防止のために川へ入るなという看板を立て、川から人を遠ざけようとしているところについても、配慮した取り組みが必要なのではないか。</p> <p>高齢化・少子化を踏まえて、ボランティア活動を通じて、住民と連携をとりたいから、若い人の視点も入れていろいろな計画を考えていければよい。高齢者の人たちの生きがいとなるような河川利用(耕作権のない人にも一坪農園風の耕作地を提供するとか)ができないかと。</p>	<p>原田委員</p> <p>学識者</p> <p>吉野市長 (中流域)</p> <p>学識者</p> <p>原田委員</p>	<p>高齢者等への配慮するために、これまで、貞光桜つつみ整備事業や三加茂の水辺の楽校等でハリアリアー坂路を整備してまいりました。今後の河川空間の整備にあたっては、できるだけ多くの人が利用可能なようなデザインを必要に応じて取り入れるなど、安心して川を利用できるように河川空間の創出に努めるとともに、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で整備等の支援を行いたいと考えています。</p> <p>なお、人と川とのふれあいに係る施策については、河川整備計画素案P47.49.58に記載しているように、自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進していきたいと考えており、今後も多くの人がよりに河川と親しむことができようように努めていきたいと考えています。</p>	<p>2-2-6 河川空間の利用 【河川整備計画素案P47】 (1) 吉野川 吉野川では、アユ等の漁業やシジミ等の採捕採種が行われている。河川敷(高水敷)は、耕作地等の農地として利用されている他、各種イベントの会場や野球場、サッカー等のスポーツ大会会場として利用されている。また、農地として利用している美濃田の淵は、遊覧船を利用する観光客が多く訪れるなど、吉野川の自然を感じることでできる水辺空間となっている。また、水際は釣り等のレクリエーションや水辺の楽校を中心とした子供の野外における環境学習等、様々な活動の場として利用されている。おりに一層の利用推進が望まれることから、さらに近年の健康志向の高まりを背景に、連続性のある堤防などでは散策やジョギング等も日常的に行われており、自然度の高い景観と相まって、河川空間が心身面において健康づくりに重要な役割を果たしている。今後、多くの人がよりに一層川と親しむことが出来るよう、人と川とのふれあいに係る施策について取り組む必要がある。また、流域住民の河川環境に対する関心の高まりを背景として、市民団体等の各種団体による河川清掃や各種イベントが盛んに実施されていることから、これらの活動と連携した取り組みが必要である。</p> <p>【河川整備計画素案P49】 (2) 旧吉野川 旧吉野川・今切川の河口堰上流は、住宅地が広がる平野部を緩やかに流れる豊かな自然空間となっている。水面は、釣りや漕艇の練習に利用されているほか、河川敷(高水敷)にある公園等では散策や野外活動等、多くの人がよりに利用されている。</p> <p>また、今切川分派点付近にある三ツ合公園では、各種イベントが開催される等、地域の人々の憩いの場となっており、さらに近年の健康志向の高まりを背景に、連続性のある堤防などでは散策やジョギング等も日常的に行われており、自然度の高い景観と相まって、河川空間が心身面において健康の維持に重要な役割を果たしている。今後、多くの人がよりに一層川と親しむことが出来るよう、人と川とのふれあいに係る施策について取り組みが必要である。</p> <p>【河川整備計画素案P58】 3-5-3 河川空間の利用に関する目標 人と川とのふれあいや環境学習の場の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人がよりに一層川に親しむことができるよう遊歩道や河川の科用を図らるるに努める。</p> <p>また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くと</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>環境-17 早明浦ダムにおける濁水の現状について</p> <p>濁水については、早明浦ダム直下流と下流域の被害状況を把握する必要があらうと思います。また、水質の基準を満たしている濁水時に悪臭のする水が流れています。</p> <p>濁水の原因について教えてほしい。</p> <p>ダムの濁水に起因する地滑りや、それに伴う濁水が現象に発生しているので保全して欲しい。</p>	<p>濁水についてなぜこのような原因になったのか、回答をいただきたい。</p> <p>濁水の問題について早明浦ダム直下流と下流域の被害状況を把握するべき。ダム湖内では水質の基準値を満たしているが、下流では濁水時には悪臭のする水が流れていた。</p> <p>早明浦ダム直下流と下流域の被害状況を把握するべき。ダム湖内では水質の基準値を満たしているが、下流では濁水時には悪臭のする水が流れていた。</p>	<p>池田市長 (上流側、 高知市)</p> <p>天豊町長</p> <p>市町村長 (上流側)</p> <p>市町村長 (上流側)</p>	<p>早明浦ダム流域の地質は三波川変成地帯に属しており、結晶変質の多い地質となっています。このため、山腹崩壊や地すべりが発生しやすい。洪水時には大量の土砂が高濁度で流れ込み濁水が発生させます。また、貯まっている土砂が、洪水により巻き上げられるのですが、その土砂の粒子は小さくなかなか沈降しないことも原因の一つであり、溪流からの水による法面浸食も原因となっており、様々な原因があいまって濁水現象を引き起こしていると言えます。</p> <p>また、ダム直下流と下流の被害状況把握については、これまでの観測結果を整理するとともに、水資源機構では大豊町にも濁度計を設置する予定です。今後とも詳細に濁水発生時の被害把握に努め、濁水長期化の軽減を図るとして、河川整備計画素案P98、(3)水質の保全に記載している池及び放流水について調査を行います。また、悪臭等の原因についても、ダム貯水池及び放流水について調査を行います。また、悪臭等の原因についても、ダム貯水池及び放流水について調査を行います。また、悪臭等の原因についても、ダム貯水池及び放流水について調査を行います。</p> <p>また、直轄砂防事業として調査を実施している地すべりは湛水によるものではなく、元々あった大きな地すべりを止めることとあります。早明浦ダム貯水池周辺の、井原地区、下中切地区、小南川地区については、平成18年の梅雨前線において、地すべり性崩壊などの活動が確認され、危険な状態にあるため今年度より事業を実施する予定です。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98】 (3)水質の保全 吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足していることから、引き続き定期的な観測により水質状況を把握するとともに、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続する。また、「吉野川水系汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り現況水質の維持に努める。併せて、ダムにあたっては、淡水赤潮が発生していることから、引き続き定期的な水質観測を行い、水質の動向を注視している。</p> <p>また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水放流の長期化の軽減については、今後とも貯水池の適正な維持管理を行う及び濁水発生時の悪臭把握に努めるとともに、選択取水設備の運用、底泥除去を継続実施していく。</p>

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について</p> <p>早明浦ダムに起因した濁水問題に対して、抜本的な対策を講じてほしい。</p> <p>濁水時の濁水対策として、導水バイパスをつくってほしい。</p>	<p>濁水について何にか解消してもらいたい。ダムが濁水になつてきたときは、上流からきれいな水が入っているのをわざわざ濁った水にして下流へ流しているのわげである。導水バイパスをつくらせてほしい。</p> <p>早明浦ダム建設当時、建設中も建設後も濁水は絶対に出不きない、と言われ、地元で了解した経緯があるが、全く抜本的な対策を講じていない。これから30年先、このままでは到底我慢できないので、抜本的な対策を講じてほしい。</p> <p>濁水域に近いところは、吉野川の水質を良くしたい。このように平成30年には土佐野川域に下水道を整備しているところとされているが、早明浦ダムからの濁水で川の魚がほとんど全滅の状態である。ダムに起因した濁水問題の抜本的な改善について今でも何度か話し合いをしてきた。</p> <p>早明浦ダムの濁水対策として、早明浦ダムへ流入する、主流および主な支流から直接取水し、ダム下流へ放水するような迂回路を設置したらどうか。</p>	<p>Dさん</p> <p>流域住民(上流域、高知県)</p> <p>市町村長(上流域)</p> <p>市町村長</p> <p>土佐市長</p> <p>78</p>	<p>早明浦ダムの濁水対策としては今まで、直轄砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除、選択取水設備の運用等を実施してきたところである。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果も出ており、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せた検討をしていくこととしており、河川整備計画案P41、(2)早明浦ダムの濁水に記載しています。また、様々な対策の検討は今後も引き続き行っていきます。</p> <p>導水バイパスについては、濁水時においてはダムへの流入量の一部を導水バイパスによりダム貯水池を迂回し、ダムより下流に水を放流する設備であり、濁水時の流量は少量であり、バイパスした水量だけでは下流河川への必要流量をまかなうことができません。そのためダムの溜った貯留水も放流する必要があります。導水バイパスのみによる効果としては薄いと考えます。</p>	<p>2-2-3 水質</p> <p>【河川整備計画案P41】</p> <p>(2)早明浦ダムの濁水(8行目)</p> <p>これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年からは国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。また、直接的な対策として堆積した貯水池内の土砂排除を行うと共に、流入した濁水の効果的な排出に有効とされた選択取水設備が、平成12年から運用を開始し、さらに「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」で効果的な操作方法について検討し、試行している。</p> <p>しかしながら、平成16年、平成17年には、放流濁度10度以上の延べ日数が50日を超えるなど、さらなる対策が必要と考えられる。このため、学識経験者による「早明浦ダム濁水対策技術検討会」では、濁水をダムから早期に放流可能となる放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとされ、実現に向けた検討が進められている。</p>
<p>環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について</p> <p>グリーンベルト事業の植栽工事では、ダム周辺では、水質の保全に役に立たない樹種が選ばれているように思う。</p> <p>早明浦ダムの湖岸では、植栽した花木が管理されず、成長して見通しを悪くしているところがある。早急に対応してほしい。</p> <p>また、今後は支障のないようにしてほしい。</p>	<p>グリーンベルト事業で植栽工事は、ダム周辺を整備するという点ではいいのかもしれないけれども、水質の保全には全然たんにならぬような樹種が選ばれて、何でこんなことをしたのだから。</p> <p>せっかく事業(グリーンベルト)による植栽(工事)をやっているのに、後の管理ができていないような状況で、残念に思う。</p> <p>早明浦ダム湖岸に植栽している花木等(住として上吉野川橋より上流の県道沿)は成長して葉が繁り見通しが悪くなっているところがある。早急に対応してほしい。今後の植栽については交通に支障のないようにしてほしい。</p>	<p>Dさん</p> <p>流域住民(上流域、高知県)</p> <p>流域住民(上流域、高知県)</p> <p>Dさん</p> <p>バブコメ</p> <p>23</p>	<p>濁水対策の法面緑化のために植栽を行っており、樹種についても見直しを行っています。また、法面緑化により、事業の目的が達成されているかは、今後確認してまいります。</p> <p>また、交通の妨げになる部分においては、随時伐採を行うなど、適切に管理していただけるよう体制を整えるよう考えています。</p>	

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>環境一20 早明浦ダム周辺の環境整備について</p> <p>昔のように、地域の者がこぞつて楽しめ、親しめる吉野川に少しでも戻るような事業もお願いしたい。</p> <p>早明浦ダムの周辺でも、環境が整えば渡り鳥が営巣すると思うので、環境面の整備には特に力を入れてほしい。</p>	<p>きれいな水で有名だった吉野川が、今はもう濁水で有名になっている。以前は子供たちが魚釣りなどの川遊びに励んでいたが、今は危険だから川へ行ったらいけないとある。できたら地域の者がこぞつて楽しめる・親しめる吉野川に少しでも戻るような事業もお願いしたい。</p> <p>早明浦ダムの周辺でも環境が整えば、渡りの途中でヤイロチヨフが営巣して声も聞けるのではないかと思うので、環境面の整備には特に力を入れていただきたいと思う。</p>	<p>流砥住長 (上流域: 高知県)</p> <p>Dさん</p>	<p>ダム貯水池周辺では関係機関と連携して、環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図ることとしており、河川整備計画素案P89、2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。また、早明浦ダム下流域での親水性を増すような環境の整備については、関係機関に働きかけを行ってまいります。</p> <p>各ダムでは、定期的に環境調査(河川水辺の国勢調査)を実施しており、この結果を管理に活かしていきたいと考えます。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(2) 河川空間の整備と適正な利用</p> <p>【河川整備計画素案P89】</p> <p>2) ダム貯水池周辺整備の推進</p> <p>ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備の向上を図る。</p>
<p>環境一21 水源地域ビジョンについて</p> <p>河川整備計画は、銅山川3ダム水源地域ビジョンとの連携協力体制で臨んでほしい。</p> <p>水源地域ビジョンとは、どのようなものか教えてほしい。また、その情報は、ホームページを見れば分かるのですか。</p>	<p>平成13年、14年に(作成した)銅山川の3ダムの水源ビジョンに地域環境整備や水辺が果たす教育の価値などが書かれている。その辺と整備計画との連携協力体制で臨んでほしい。</p> <p>p.89に、(銅山川筋の)水源地域ビジョンと書いているが、どのようなものか教えてほしい。</p> <p>(水源地域ビジョンの情報は、)ホームページを見たらよいか。</p>	<p>市町村長 (上流域)</p> <p>四国中央市長</p> <p>Dさん</p> <p>流砥住長 (上流域: 愛媛県)</p> <p>Bさん</p>	<p>「水源地域ビジョン」とはダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的とし、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画をいいます。</p> <p>銅山川での水源地域ビジョンは銅山川3ダムで策定されたものであり、自然環境の保全、地域産業の振興、ダム及びびダム湖の活用、受益地域との交流、地域コミュニティの向上などの施策があり、これにより水源地域に対する理解の向上や、地域の産業を活性化するなどに繋げるものです。また、銅山川3ダム水源地域ビジョンのメニューにおいては、実施可能な支援は行っていきたく、関係機関と連携しながら、活性化につながるよう調整を行って参ることとし、河川整備計画素案P89、2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。また、ビジョンの情報については、今後当面、吉野川ダム統合管理事務所のホームページにUPしていくことを考えています。</p> <p>URL: http://www.skr.mlit.go.jp/yoshino/index.html</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(2) 河川空間の整備と適正な利用</p> <p>【河川整備計画素案P89】</p> <p>2) ダム貯水池周辺整備の推進</p> <p>ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備の向上を図る。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」の推進については関係機関と連携し、積極的な支援を行う。</p> <p>表-4.1.17 水源地域ビジョン</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>維持管理 1-1 防災情報の充実について</p> <p>防災情報が正確かつ迅速に伝わるように、分かり易い情報の整理と伝達方法の改良をしてほしい。</p> <p>通常の水難救助や洪水災害に對しても、水防ボランティアを導入したらいかがでしょうか。</p> <p>地震対策について。住吉、末広、沖洲地区は高潮をもろにうける。住民の直接訓練はまだまだ足りない。細やかな対策を望む。</p> <p>池田ダムからの放流量予測を予測という形で出して欲しい。</p> <p>市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたい。</p>	<p>河川情報がもう少しわかりやすい市町村の災害対策本部にも伝わるように、情報の整理と、情報を伝達できるように取り組みを改良していただきたい。</p> <p>増水した河川の水位を素す用語を住民が理解の判断しやすいよう、わかりやすく記入すること。</p> <p>危機管理対策について、警戒水位になればどうかならないかと、住民にも少しわかりやすい言葉でよびかけたい。住民にわかりやすい言葉で自治体と河川管理者との間で共通認識を持ってやってほしい。</p> <p>防災は要因が非常に多いため、全体的なことや考えなくてはならないので、情報をもっと整理して出して欲しい。</p> <p>災害に係る情報の整備を今後ともお願いしたい。情報網の整理をしていただき、わかりやすく対策(防災)をとれるようにすることに一番関心がある。</p> <p>災害があれば初動活動が大切であるため、防災情報の発信について、できるだけ正確に早く情報を流して欲しい。</p> <p>河川敷に近いところに集落がいくつかあるので、(新居浜市の)上流の状況など河川情報を充実して頂くと助かる。</p> <p>市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたい。</p> <p>我々は下流域に住んでいるので、池田ダムからの放流量というのが大事になってくる。情報の出し方は、工夫が要すると思うが、放流量の予測を予測という形で出していただきたいと思っております。</p> <p>洪水予報(何時間後にいくらの流量となるか)を行い、速やかに自治体・住民に伝えるようにすること。</p>	<p>三好市長</p> <p>市町村長 (中流域)</p> <p>31</p> <p>徳島市長</p> <p>北島町長</p> <p>北島町長</p> <p>北島町長</p> <p>坂野町長</p> <p>新居浜市長 代理 助役</p> <p>田口さん 付箋紙</p> <p>ASさん</p> <p>80</p> <p>パブコム</p>	<p>徳島河川国道事務所では、昭和32年度より徳島地方气象台と共同で吉野川の洪水予報の発表・通知を行うとともに、昭和33年度より継続して、洪水時における水防・避難情報として水防・警報・主要観測所の水位予測を徳島県水防本部を通じて治川各所や報道機関等へ伝達しています。</p> <p>また、平成17年の水防法改正に伴い水位情報周知河川に指定された旧吉野川・今切川を対象とし、平成17年度より住民の避難誘導等のための情報として特別警戒水位情報の発表を追加しました。</p> <p>さらに、現在整備中の光ファイバー網を活用して、治川市町との間を接続し、防災情報等を直接伝達するための整備を順次進めており、これまでに鳴門市、北島町の接続を完成しています。</p> <p>加えて、流域住民の皆様へは、報道機関を通じて情報提供の外にインターネットや携帯電話による情報配信の手段を整えている等、徳島県、治川市、報道機関等関係機関や流域住民の皆様への防災情報の提供を積極的に行っています。</p> <p>その他に、事前の対応として、水防連絡会や重要水防箇所合同パトロールによる治川市町・水防団体会などの各種訓練や防災情報の普及・啓発活動、技術的支援など、関係機関と連携して防災体制の充実にも努めています。</p> <p>今後これらの情報提供・活動を継続的に、情報の活用等について広報に努めるとともに、治川市町・住民等受け手側で防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、情報改善・拡充に努めたいと考えその旨、河川整備計画素案P95、1)河川情報の収集・提供を修正します。</p> <p>池田ダムについては、施設管理規定に沿った関係機関等に対する情報提供等及び住民の方への監視高・警報車によるサイレン・スピーカー放送や巡視による周知を実施しているところです。また、通常のダム放流量情報に加え、8,000m³/s放流が予測された場合には関係機関に情報提供を行い、ダム諸量についてはインターネット等でリアルタイム情報を提供しています。今後とも情報提供に努めるため河川整備計画素案P95、1)河川情報の収集・提供を修正します。</p> <p>HPアドレス: http://www.river.go.jp/ (国土交通省「川の防災情報」)</p> <p>洪水予報については、河川整備計画素案P95にも記載のとおり、气象台と共同で発表しており、関係機関やインターネットを通じて情報提供に努めています。</p> <p>HPアドレス: http://www.river.go.jp/ (国土交通省「川の防災情報」)</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P95】 1) 河川情報の収集・提供 (8行目)</p> <p>また、旧吉野川・今切川については、平成17年5月の水防法改正に伴い、「水位周知河川(水位情報周知河川)」として指定されたことから、浸水被害が始まるおそれのある水位情報について関係機関への迅速かつ確実な情報連絡を行うとともに報道機関等を通じて地域住民への情報周知に努める。</p> <p>ダムに關しても同様に関係機関への情報連絡を行うとともに、インターネット、携帯電話等を通じて情報提供に努める。</p> <p>さらに、水防情報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図るとともに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。</p> <p>防災情報の提供を行うにあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、提供を行った情報で共通した危険性を認識できるように情報の改善・拡充に努める。</p>

5. 維持・管理

表(2) 案類に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案類】内容
	<p>通常の水難救助や洪水災害に対しても、水防ボランティアを構築、導入しづらいかがどうか。</p> <p>地震対策について、住吉、末広、沖洲地区は、高潮をもろにうける。住民の直接訓練はまだできていない。細やかな対策を望む。</p> <p>2号台風では、上野川橋北詰めでは、信号も動けず、東西南北、どちらも、一台の車も動けず、警察が市内の現時点での冠水により通行止めになっている箇所を全く把握していない状況でした。人の生死を分ける災害時における交通対策は、人の生死を分ける重大な問題でありますので、その対策をお聞きしたいと思っております。</p>	<p>78</p> <p>AWさん 伊予灘紙</p> <p>郡城住民 (下流域、徳島市)</p> <p>郡城住民 (下流域、徳島市)</p>	<p>御意見のように近年、水防団員・消防団員の減少やサテライト団員の増加に伴い特に平日の参集人員が不足になりつつあるなど水防団の組織力の低下が懸念されています。この問題に対して平成17年5月に改正された水防法により、公益法人などが水防団と連携し活動を行うため、「水防協力団体制度」が創設されました。</p> <p>この制度は、公益法人及び特定非営利法人(NPO)の自主的・自発的な水防活動を促進させるため、水防管理者(市町村長)へ水防協力団体として申請した団体を水防協力団体として指定する制度です。指定された水防協力団体は、地元の水防団・消防団等と連携して水防協力業務を行うこととなります。こういった各団体との連携については河川整備計画画素案P96に記載しています。</p> <p>御意見のように徳島県が公表した津波浸水予測区域図によれば、徳島市の沿岸域は海岸側や河川(市内河川網)等からの津波の侵入により浸水被害を受けやすいことが予測されており、訓練等を行う必要があることは重要です。訓練等に関しては、県内各地の各市町村や自治会単位で実施されていることが報道等を通じて紹介されているところであり、四国地方整備局でも平成18年7月30日に国の各種大規模津波防災総合訓練を実施しました。</p> <p>吉野川河口域からの津波の浸水については、2つのシナリオが考えられます。1つは、東南海・南海地震により現況堤防が沈下し、その上を津波が越え侵入する場合であり、これについては、現況堤防が高いために、地震により沈下した場合でも沈下後の堤防高が津波の高さより高いと考えられ、従って津波が侵入する可能性は低いのではないかと考えています。</p> <p>もう一つは、河口域の樋門等が閉まらず、ここから津波が侵入するケースであり、これに対しては、現在、津波の遡上範囲にあたる第十堰から下流の沖の州樋門、新州樋門など直轄管理8樋門については、津波警報などが発令されると樋門が自動で閉まるよう整備を実施したところであり、平成19年度から本運用を行っていくこととしています。</p> <p>樋門等の操作については、河川整備計画画素案P91に記載しています。</p> <p>四国地方整備局は、浸水想定区域を公表しており、これをもとに市町村が洪水ハザードマップを作成して、洪水時における避難場所や避難経路等の情報を事前に地域住民の皆様へ周知することで、円滑な避難を支援する取り組みを進めているところですが、避難の途上に御指摘のような問題が発生する事例を知ること、水害発生に際して住民自ら危険を回避したり、的確な避難誘導活動を行う上で大変重要であると考えます。</p> <p>今後の各種会議やハザードマップ作成への技術的支援などの機会を通じて、治川市町等関係機関へ周知していきたいと考え、河川整備計画画素案P96洪水ハザードマップ整備の促進に修正します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画画素案P96】 4) 水防団等との連携 洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。また、増水(出水)期前に重要水防箇所の合同巡回、水防訓練等により水防体制の充実に努める。</p> <p>さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画画素案P91】 ③ 施設の維持管理 (12行目)</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂ながら実施している。これからの協力を頂く必要があるので、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能となるよう対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生を防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画画素案P96】 3) 洪水ハザードマップ整備の促進 洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成、公表、水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、徳島河川国連事務所内に設置した災害情報普及支援室を通じて、今後とも可能な限り技術的支援、協力を実施する。体制の強化を図る。</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>維持管理-2 ハザードマップ等の充実について</p> <p>高齢者、障害者、病人などに対するハザードマップについて、補完してほしい。</p> <p>地形の特殊なところ(岩津)については、いろんな形でコミュニケーションをし、地域の特性を踏まえ、本場に役に立つハザードマップを作成するための支援をしてほしい。</p> <p>もっと身近な洪水に対してのハザードマップが必要になると思うので、それを早急につくってほしい。</p>	<p>大水・地震・災害のときに、孤立した高齢者、障害者、病人などに対するハザードマップという人的なものが抜け落ちているので、補完してほしい。</p> <p>岩津が顕著になっており、その水が岩外と早く来ると言われている。地形の特殊な形のところ(岩津)については、いろんな形でコミュニケーションをしてほしい。</p> <p>地域の特殊性を十分勘案し、本場に活用できる生きたハザードマップにしたい。吉野川流域全体で、浸水地域のハザードマップを作っていない。もう少し精度を上げたものもお願したい。そうすると、市町村もより効果的なハザードマップになるのではないかと。</p> <p>これからの危機管理については思い切った情報を流す、事前にも協議しておくことが、被害を最小限に抑えられ、住民に対して安心感を与えられると思う。そのように情報を出して頂き、自治体へのご指導をお願いしたい。堤防が破壊した場合には、これぐらいの雨量であればこの地区にはどれぐらいまで水位が来るという情報を提供してほしい。</p>	<p>原田委員</p> <p>中野市長 (中流域)</p> <p>中野市長 (中流域)</p> <p>中野市長 (下流域)</p> <p>上坂町長</p> <p>沼津市長 (下流域、吉野川)</p> <p>80</p> <p>80</p>	<p>吉野川浸水想定区域は、吉野川水系河川整備基金本方針の河川整備の目標である計画規模(1/150)の洪水で浸水が予想される区域を示しています。浸水想定区域は、洪水時の人的被害の防止を目的として避難措置を重点的に講じる区域であり、平成17年に改正された水防法は、河川管理者である国土交通省に浸水想定区域の指定を義務付けています。同時に市町村長には、浸水想定区域の公表があった場合には、これに避難場所等や災害弱者施設的位置・名称などを示した洪水ハザードマップを作成し、住民に周知するために配付する等の措置を求められており、この規定に従い整備が進められております。</p> <p>一方で、浸水被害等が顕著する地域では、過去に発生した規模の出水による外水氾濫や内水被害など、住民の懸念の対象となる水害に対する避難情報を整備し共有することも極めて重要であり、例えば平成18年6月に各戸へ配付された吉野川市のハザードマップでは平成16年台風23号の浸水実績地について聞き取り調査を行うなどして、内水氾濫地域、冠水した道路、早めに避難が必要となる区域などきめ細やかな情報が示されるなど工夫された優れたものとなっております。</p> <p>これら、顕著する浸水被害に関する情報は、市町村毎の水害の成因・状況、河川・氾濫域の特性、各市町村が重要視する防災上の課題や、市町村別防災計画における被害想定などにより大きく異なっております。そのため、各市町村別の課題に関する相談や解決に向け必要な情報等に関しては、各市町により個別に相談頂ければ、できる限り技術的支援・協力をしていきたいと考えており、その旨河川整備計画案P96、3)洪水ハザードマップ整備の促進を修正します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画案P96】 3) 洪水ハザードマップ整備の促進 洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成、公表、水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、徳島河川国道事務所管内に設置した災害情報普及支援室を通じて、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。体制の強化を図る。</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>維持管理-3 重要水防箇所について 重要水防箇所の選定基準はなにか。</p>	<p>重要水防箇所の選定基準はなにか。</p>	<p>沼津市民 (下流域・徳島市) N1さん 付箋紙</p>	<p>重要水防箇所とは、洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所に選定する基準として、堤防高、堤防断面、漏水、水衝・洗掘、法崩れ・すべり、工作物の6つの項目に分類されます。 また、選定された箇所の状態、洪水時に被災を受けける可能性や点検の実施必要性の有無等によって重要度が区別されており、A・B・要注意の3つのランクがあります。 洪水時に被災を受ける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受ける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定され、要注意区間は、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されています。</p>	<p>—</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>維持管理ー4 河道内樹木の維持管理について</p> <p>川の中の樹木については、民間ボランティアをつけて伐採するべき。</p> <p>全県民の参加によって、河口から池田までの堤防に桜の木を植える事業をしてほしい。</p> <p>加茂第二地区の河川内の木を切ってほしい。説明して頂きたい。</p>	<p>川の中の木を民間ボランティアをつけて木をきるべき。</p> <p>加茂第二地区で、河川の木や竹とか切りたいたいと事務所の方に連絡したら、勝手に切ってもらったら困ると言われました。どうして切ったらいけないか説明していただきたい。</p>	<p>17</p> <p>パソコメ</p> <p>加茂市長 (中流橋)</p> <p>さん</p>	<p>樹木の伐採については、法的人格のある団体等(改良区や農協)については協議の上、伐採を実施している箇所があります。基本的には河川管理者が伐採・処分することが妥当であると考えており、樹木管理については、河川整備計画素案P87.88、3)河道内樹木の取扱いに記載しているとおり、管理計画を立案し実施していくこととしています。また、樹木伐採については、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載しています。今後、住民の皆様・団体とも連携していきたいと考えています。</p>	<p>4-1-2 河道内樹木の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P87.88】 3) 河道内樹木の取扱い 吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となつている箇所やレキや河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。 樹木管理を実施するにあたり、当面措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水・環境・風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点から評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、コンフリクト注1)を調整するためにミチゲーション措置(回避・低減・代償等)を講じることを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下による支障を生じないように、河川道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。 洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じ河道整理や樹木伐採を行う。 特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整理、樹木管理等の措置を実施する。 また、槽水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適正に護岸・根固め等の補修を実施する。</p>
	<p>河口から池田まで堤防に桜の木を植える、全県民参加、(一人1本名前をつける)約67万人</p>	<p>31</p> <p>パソコメ</p>	<p>堤防への桜など樹木の植樹について、樹木の倒伏による堤防の損傷や水防活動時の支障となるため、直接堤防へ植樹することは出来ませんが、堤内側に腹付け盛土を行い、その箇所に桜等を植樹し、良好な水辺空間の形成を図り、地域住民の憩いの場を創出させ、併せて堤防の強化及び水防活動時の土砂備蓄等を目的に関係市町と共同で実施する「桜つつみモデル事業」という事業がありまので、その事業の要件も考慮しつつ関係市町の要望、計画を踏まえて必要な支援を行っていきたいと思います。</p>	

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
維持管理-5 ホテアオアイの除去について	ホテアオアイによる実害や除去に要する費用を教えてください。	ホテアオアイによる実害や除去に要する毎年 の費用を教えてください。	研修者 上月委員	昭和60年代など大量発生により、橋脚にひっつかかるなどにより流水の阻害になった事例があります。加えて大量発生することによる水質の悪化が懸念されます。 処分費用については、出水の規模により変化しますが、過去5年間で最高が約5000万円、最低が約300万円、平均が約2000万円となっています。 なお、処分費用の縮減に向け、ホテアオアイが成長する前に除去を行っています。 ホテアオアイの除去に対する考え方については河川整備計画素案P27、1)河道の管理に記載しています。	2-1-3 治水の現状と課題 (2) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P27】 1) 河道の管理 (8行目) また、旧吉野川では外来種であるホテアオアイ等が繁茂しており、気象条件等によつて非常に速い増殖が見られることから、河川環境、河川利用等に障害を及ぼす状況にもなっており、早期に発見して駆除する必要がある。
維持管理-6 排水ポンプ車の運用について	ポンプ車の配置を的確にできる よう、また、要望したときには即時に 応じていただけたら、取り 組みをお願いしたい。またポンプ 車の稼働実績と運営規程につい て教えてください。	池田ダム直下流の(池田地区)では、フラップ ゲートをなどの対策をしていたが昨年も 浸水した。ポンプ車の配置を的確にでき よう、また、要望したときには即時に 応じていただけたら、取り組みを お願いしたい。	三好市長 中流(池田) 池田市長 (下流域:吉 野川) Dさん 池田市長 (下流域:徳 島II)	排水ポンプ車の稼働実績について平成16、17年 度の合計は、下記のとおりです。 【出動回数】 排水ポンプ車《30m ³ /min》2回 排水ポンプ車《60m ³ /min》4回 排水ポンプ車《150m ³ /min》4回 排水ポンプ車の出動については、素案のP96に 「保有する災害対策用機械の派遣等を行う」と記載 していること、各町村からの出動要請を徳島県 において検討して頂き、徳島河川国道事務所へ要 請を頂くようになっており、要請内容を踏まえて状 況判断し、出動するようになりまし ます。 要望請手続が、わかるよう河川整備計画素案 P96、2)地震及び洪水の対応を修正します。 また、出動する場合は排水ポンプ車を設置する場 所の確保も必要になってくるため、事前に設置ス ペースの確保等の準備をお願いします。	4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応 地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川 巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。 また、不測の事態が発生した場合には臨機に迅速な対応等を実施し、 徳島県を經由した各市町村からの出動要請に応え、保有する災害対策用 機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>維持管理一7 樋門の操作について</p> <p>昨年の台風では、第十樋門の操作は適切に行われたのか。</p> <p>角ノ瀬樋門の内水被害では、管理者のミスが被害を大きくしたため、【素案】の中に、管理の内容を盛り込んでほしい。</p>	<p>昨年の台風で、北島町北村地区の堤防が破壊す前になつたが、第十の樋門の閉閉はやっているのか。</p> <p>角ノ瀬樋門の内水被害については、洪水と満潮が重なったときに、管理者のミスから大きな被害を出したという事実がある。自然現象だけではなく、人工的なことも踏まえた中で被害を大きくした。今後をいいうことがないように、計画の中に管理の内容をはめてほしい。</p>	<p>徳島県北村地区(下流域、北島)</p> <p>徳島市長 ぼん</p>	<p>直轄排水機場及び樋門については、「操作規則」を作成しており、その規則に従い操作しています。そのことについては、河川整備計画素案P91、施設の維持管理に記載しています。</p> <p>なお、第十樋門については、その規則により、基本的に洪水の時には閉めています。</p> <p>また、角ノ瀬のゴミ堰については、県管理であり県に確認したところ過去操作ミスによる被害は無いとの事でした。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合に速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂ながら実施しているが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能となるよう対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の修繕を継続して実施する。</p> <p>吉野川の堰については、河床維持等の機能を維持できるように施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、開門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>維持管理一8 第十堰の補修について</p> <p>上堰の破場によって、上水道の施設に影響のないように適切な補修をしてほしい。</p>	<p>徳島市は第十堰の下で水道水を取水しているが、一昨年(H17)の台風23号で井戸がいくつか被害にあつた。上堰の破損が上水道の施設に影響のないように適切な補修が行われるようにしてほしい。</p>	<p>徳島市長 島島市長</p>	<p>平成16年洪水以降に実施した第十堰の形状把握調査により把握した30箇所の破損箇所のうち、早期に補修の必要な箇所について、平成17年度より4カ年計画で、順次、補修を実施しています。</p> <p>平成18年度も、引き続き補修を実施する予定であり、その内容については、平成18年10月23日に記者発表したところです。</p> <p>次年度以降については、毎年大きな洪水後には形状把握調査を実施し、その結果は公表することとしており、必要に応じて、補修を実施していきます。</p> <p>樋門等の操作については河川整備計画素案P91、③ 施設の維持管理に記載しています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が発揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合に速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂ながら実施しているが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能となるよう対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の修繕を継続して実施する。</p> <p>吉野川の堰については、河床維持等の機能を維持できるように施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、開門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>第十堰について、4年間の補修計画の内容を具体的に示すこと。</p>	<p>パブリックコメント</p>	<p>80</p>		

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>維持管理 9 排水施設の機能維持について</p> <p>内水排除の対策について、県との連携で河道の維持管理に記載しているのとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p> <p>ご意見のように土砂等による導水路閉塞を発生した場合には、河川整備計画要素P91、③施設の維持管理に記載しているのとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p> <p>ご意見のように土砂等による導水路閉塞を発生した場合には、河川整備計画要素P91、③施設の維持管理に記載しているのとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p>	<p>内水排除の対策について、県との連携で河道の維持管理に記載しているのとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p> <p>ご意見のように土砂等による導水路閉塞を発生した場合には、河川整備計画要素P91、③施設の維持管理に記載しているのとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p> <p>ご意見のように土砂等による導水路閉塞を発生した場合には、河川整備計画要素P91、③施設の維持管理に記載しているのとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p>	<p>美馬市長 田町科長 (中流域)</p> <p>郡城住民 (下流域、吉野川)</p> <p>田町科長 (下流域)</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画要素P91】</p> <p>③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を見つけた場合には速やかに対応策を実施する。</p>	
<p>維持管理 10 不法投棄の現状について</p> <p>不法投棄が増加し、洪水時に第2次災害を引き起こすのではないかと懸念している。このデータを地域に流すことで抑止の働きとなるかもしれない。また警察と協力、監視活動を強化してほしい。</p>	<p>不法投棄が年々増え、洪水が起これば不法投棄が原因で第2次災害が起これるのではないかと懸念している。(不法投棄のデータを地域の方に流すことによっては、どうにかしようという働きになるかもしれない。)</p> <p>廃棄物の不法投棄を防ぐために警察と協力、監視活動を強化してほしい。</p>	<p>田村委員</p> <p>郡城住民 (下流域、徳島川)</p> <p>田さん 付箋紙</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画要素P93】</p> <p>⑤ 河川美化</p> <p>(7行目)</p> <p>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図る等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所にも不法投棄がされているか確認出来る資料より作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行い、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画要素P93】</p> <p>⑤ 河川美化</p> <p>河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図る等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所にも不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行い、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【養蚕】内容
<p>維持管理 1-11 河川の清掃活動等への支援について</p> <p>台風後、河原の木に農業資材のビニールや黒マルチが引っ掛かり、環境が悪い。</p> <p>河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等について、どのように考えているのか。</p>	<p>台風後、河原を見れば木の枝に農業資材のビニール、黒マルチが常のごみくっかかって環境も悪い。</p> <p>台風の後に、子供たちと一緒にごみの掃除をしようと思って国交省の方に電話で問い合わせたら、アドブ、事業の方は個人でお願いしますという内容だった。徳島市の方に電話を入れたら、河川のごみは国交省に聞いてくれと言われた。河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等についてはどのように考えているのか。</p>	<p>パブコメ</p> <p>流域住民(下流域、徳島)</p> <p>Gさん</p>	<p>10 御指摘のとおり台風などの出水後には、ゴミ等が樹木に引っかかり河川景観等に支障が生じているため、不法投棄に対する監視や河川清掃などを実施していますが、今後も河川整備計画案P93、⑤河川美化で記載しているのとおり、不法投棄の監視については関係機関と連携を図り、河川清掃については地域住民の方の協力を得ながら実施していきたいと思っております。</p> <p>河川の清掃については、河川管理者による清掃及び地域住民・市民団体の方のご協力を頂きながら実施しています。今後も河川整備計画案P93⑤河川美化で記載しているのとおり、地域住民、市民団体の方々の協力を頂きながら実施していきたいと思っております。御指摘のような不備等が無いよう適切に実施していきたいと思っております。今後ともご協力をお願いします。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画案P93】</p> <p>⑤ 河川美化</p> <p>河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓蒙を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図る等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行い、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後河川美化への連携・協働を図る。</p>
<p>維持管理 1-12 伐採木等の利活用について</p> <p>流木等の再利用の研究をすべきである。</p> <p>吉野川の竹資源を燃料・肥料・肥料・水質浄化・銜虫(に利用してほしい)。</p> <p>吉野川の堤防の草をバイオマスエネルギー(に利用してほしい)。</p> <p>自然の中で育った木を循環利用という形で、河川工事に使って頂きたい。</p>	<p>流木等の再利用の研究をすべきである。</p> <p>吉野川の竹資源を燃料・肥料・水質浄化・銜虫のねぐら等に利用してほしい。</p> <p>吉野川の堤防の草をバイオマスエネルギー、燃料・肥料(に利用してほしい)。</p> <p>職後、薄れた山林がどんどん立派になってきているが、これ以上利用していかないと、土砂災害があつたら流木も一緒に流れ落ちていくという状況である。そういう自然の中でどんどん育ってきた木を循環利用という形で、河川工事の中に使っていただきたいと思っている。</p> <p>森について... (森は川と密接につながっている) 森を生かす第一の方法は木を使うこと、その方法を考える。</p>	<p>17</p> <p>パブコメ</p> <p>31</p> <p>31</p> <p>31</p> <p>流域住民(上流域、愛媛)</p> <p>流域住民(下流域、徳島)</p> <p>Dさん</p> <p>Rさん(住友紙)</p>	<p>17 堤防除草の刈草については、河川整備計画案P90.91、② 堤防・護岸の維持管理に記載していますが、農家での再利用や堆肥化などを実施しており今後有効利用を牽引しています。また、流水等についてはゴミや泥と混じっているため分別を行うい、地域の方に持ち帰って頂くなど、再利用に努めていきます。</p> <p>竹についても一部竹炭やチップ化などを行い、再利用に努めています。</p> <p>これまでも河川工事の中で国産木材を利用しています。今後とも、できる限り利用するよう取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画案P90.91】</p> <p>② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適正な補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握を行い、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等、変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行つた上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じた適正な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後同様のリサイクルに努める。</p> <p>護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口〜名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用したモニタリングを継続的に行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するものにも必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方
<p>維持管理 1-13 河川の適正な維持管理について</p> <p>善入寺島の一部が洪水により壊れたからといって、無駄な投資はすべきでない。占有を取り消し、堤内民地を探さるべきである。</p> <p>河川敷占用地(善入寺島を含め)はすべて農業の使用禁止や肥料の搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。</p> <p>善入寺島には、下水の汚泥などが肥料として持ち込まれているが、それには有害な化学物質が含まれており、水質汚染につながるのではないかと、川に持ち込まれる肥料や農薬に対して管理してほしい。</p> <p>小島橋から脇町大橋までの牧草小では、堆肥を積み込んで景観も悪く、糖尿病とかの問題が出てきます。何か解約や連約金のようなものをとれるのでしょうか。</p> <p>河道内の清掃活動、樹木や竹の伐採などを行い、水の流れや景観を守ってほしい。</p> <p>不法係留している船舶は、洪水の阻害や津波による打ち上げなどの問題があるため、撤去すべきだと思う。</p> <p>河川敷の水田目的の使用は禁止されていますか。</p>	<p>善入寺島は遊水地として全島買収された国河川敷であり、この一部が洪水により表土が流出したり護岸が壊れたからといって、無駄な投資はすべきでない。占有を取り消し、堤内民地を探さるべきである。</p> <p>河川敷占用地(善入寺島を含めて)はすべて農業の使用禁止、肥料についても搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。</p> <p>善入寺島に鴨島の下水の汚泥と兵庫の食品カサと混ぜられたものが、リサイクル肥料として大量に持ち込まれている。もともとが汚泥なので、大量の水銀、鉛、カドミウムが含まれていることがわかっていて、川の水質を守るためには、川に持ち込まれる土や化学肥料や農薬などをしっかり管理する必要があると思う。事が大體事に発展する前に、不法投棄まがいの行為を禁止してほしい。</p> <p>善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたくさん捨てられており、その畑に肥料という形で化学物質が入っている。そういうものがたまっていくと、水道水等にも汚染があるのではないかと、川に持ち込まれる土砂や農薬に対して、国交省の方に管理をして頂き、生活に密着した環境の保全を考えてほしいと思う。</p> <p>附図-13で、小島橋から脇町大橋までの間の河川敷で牧草を作っておられますが、いろいろ堆肥を積み込んで景観も悪いし、堆肥をやることによって、糖尿病とかが多くなる。こういったところに何か解約とか連約金のようなものをとれるのでしょうか。</p>	<p>パゾコメ</p> <p>パゾコメ</p> <p>パゾコメ</p> <p>パゾコメ</p> <p>パゾコメ</p> <p>パゾコメ</p> <p>パゾコメ</p>	<p>74</p> <p>46</p> <p>32</p> <p>さん</p> <p>さん</p> <p>さん</p> <p>さん</p> <p>さん</p> <p>さん</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
	<p>吉野川の河道内の清掃活動・樹木や竹の伐採、水の流れや景観を守ってほしい。</p>	<p>パブコメ 31</p>	<p>河川の清掃や樹木伐採については、河川整備計画案P87,88,90,93に記載しているとおり、河川の良好な状態を保ち、また、本来の機能が発揮されるよう適切に実施していきます。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画案P87,88】 3) 河道内樹木の取扱い、 吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として、樹木管理を行う。 樹木管理を実施するにあたり、当面措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水・環境・風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からブラスト評価される場合には「保全・促進」、マイナスイメージの評価が混在する場合には、コンフリクト注1)を調整するためにミチゲーション措置(回避・低減・代償等)を講ずることを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画案P90】 ① 河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下による支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にもニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。 洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整理や樹木伐採を行う。 特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にもニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整理、樹木管理等の措置を実施する。 また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深堀れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適正に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>【河川整備計画案P93】 ⑤ 河川美化 河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。 また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図る等の適切な対策を実施する。 さらに、河川のどの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行い、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>今切川の下流では、船が多くとめてある。洪水のときの阻害にはならないか。津波のとき、海水といっしょに堤内に打ち上げられるのではないか。舟留りを作ってほしい。</p> <p>不法に係留している個人の釣船は撤去すべきと思う。</p>	<p>41 パブコメ</p> <p>58 パブコメ</p>	<p>ご意見のとおり不法係留については、河川管理上支障となる場合があり、四国地方整備局としても河川巡視等を行い、支障になる場合は、撤去指導など可能な範囲で対応していきますが、マリーナ整備については、徳島県が計画し、実施することになるため、今後県からの協議があれば、協力していきたいと思います。</p>	<p>—</p>
	<p>河川敷の水田目的の使用は禁止されていますか。</p>	<p>46 パブコメ</p>	<p>現在河川区域内で行われている水田や畑は新河川法(昭和40年)制定以前から行われているものであり、草地等に変更していくためには、その占有地を生活の糧としている占有者に対し負担を掛けることとなりますので、許認可事務については、河川整備計画画素案P93、④許認可事務に記載しているように、過度の負担にはならないよう気を付けながら、河川管理上の支障がでないよう是正していきたいと思います。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>維持管理一14 河川維持管理への地域住民の参加について</p> <p>住民が河川管理に参画しなくては、よりよい吉野川づくりは望めないのではないか。</p>	<p>計画の内容には、地域住民とのかわりや、管理における住民との役割分担という概念がまったく含まれていない。住民が河川管理に参画しなくては、よりよい吉野川づくりは望めないのではないか。</p>	<p>河川管理については、現在においても住民の皆さんと協働できる項目については、実施しています。例えば、河川整備計画素案P91、③施設の維持管理における樋門等の操作については地元の方の協力を頂きながら実施しており、また、河川整備計画素案P93、⑤河川美化においては、河川愛護モニターを公募により委嘱し、日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えて頂いています。</p> <p>今後も協働できる項目については、河川整備計画素案P105、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働に記載しているように、住民の皆さんの協力を得ながら実施していきたいと思えます。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理 洪水時に良好な機能が發揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しているが、これらも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能となるよう対策を行い、確実な施設の操作に努める。また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、河床維持等の機能を維持できるように施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p> <p>【河川整備計画素案P93】 ⑤ 河川美化 河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や重質な行為に対しては、関係機関との連携を図る等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行い、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p> <p>【河川整備計画素案P105】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働 洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育む地域固有の自然公物であり、河川環境は流域環境と一連のものでもある。河川環境を保全していくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用が図られている「水辺の楽校」等、地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を積極的に推進し、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p>	

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>維持管理一15 許認可時の環境保全の必要性について</p> <p>河口干潟などの環境保全上、重要なところに事業が行われるときに、どのような手続を経て許認可をすればいいのか明確にしておかなければならないと思う。</p>	<p>許認可について、河口干潟などの環境保全上、重要であるところに事業が行われるときに、どのような手続を経て許認可をすればいいのか明確にしておかなければならないと思う。</p>	<p>申請者</p> <p>構田委員</p>	<p>申請者</p> <p>構田委員</p>	<p>許認可は、各事業者が事業計画する施設構造に対して、河川法に基づき申請しているか、施設構造については、河川法第13条において定めている「河川管理施設等構造令」に適合しているかどうか、その他「工物物設置許可基準」、「河川敷地占有許可準則」などの各基準等を踏まえた計画及び施設が関係法律並びに各基準等のプロセスに従って行われているかを審査するものです。</p> <p>許認可の要件を具体的に記述すると、先ほど述べた関係法律及び各基準に関する内容を記述することとなりますが、河川整備計画素案P93、(4)許認可事務に、許認可事務手続及び各基準の原点である「河川法」に基づき適正に実施する」という記述をしています。</p> <p>なお、環境保全についても河川法の柱の一つであるため、審査時には配慮していきます。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理</p> <p>【河川整備計画素案P93】</p> <p>④ 許認可事務</p> <p>河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。</p> <p>また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。</p>
<p>維持管理一16 水質事故への対応について</p> <p>水質事故への対応については、具体的な事例を想定して表現すれば、対処方法がわかりやすいのではないかと思う。</p>	<p>水質事故への対応について、具体的な事例を想定して、少し具体的に表現すれば、対処方法がわかりやすいのではないかと思う。</p>	<p>申請者</p> <p>池田委員</p>	<p>申請者</p> <p>池田委員</p>	<p>油類や有害物質の流出による水質事故については、不法投棄によるものや事故によるものなど、様々な事象があるため、その内容については、河川整備計画素案P97、7) 水質事故への対応を修正します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>【河川整備計画素案P97】</p> <p>7) 水質事故への対応</p> <p>不法投棄や事故などによる油類及び有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出拡散防止対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。</p>
<p>維持管理一17 吉野川の汚濁負荷率について</p> <p>現状での吉野川水系の汚濁負荷率(農業排水・工業排水・生活排水がどのレベルであるか)に、関係する統計的な数値はないのか。</p>	<p>現状での吉野川水系の汚濁負荷率(農業排水・工業排水・生活排水がどのレベルであるか)に、関係する統計的な数値はないのか。</p>	<p>申請者</p> <p>池田委員</p>	<p>申請者</p> <p>池田委員</p>	<p>河川整備計画素案P37、(1) 水質状況に、平成12年度における発生源別流出負荷割合の円グラフを追加します。</p>	<p>2-2-3 水質</p> <p>【河川整備計画素案P37】</p> <p>(1) 水質状況</p> <p>吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流はAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足しており、良好な水質を維持している。旧吉野川・今切川・第十樋門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流がB類型、今切川河口堰上流がC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準を満足しているが、今後下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。このことから、関係機関と連携のもと、下水道整備率の向上や合併処理浄化槽の設置促進等により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量を低減による良好な現況の水質の維持に向けた取り組みが必要である。</p> <p>図-2.2.8 発生源別流出負荷割合(平成12年度)</p>

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>維持管理-20 早明浦ダムにおける護岸補修について</p> <p>瀬戸川地区のバックウオーター地域において、護岸対策と山崩れ防止対策を講じてほしい。</p> <p>吉田橋下流の護岸が老朽化しているため、早急に点検し、施設の補強や整備をしてほしい。</p>	<p>瀬戸川地区のバックウオーターについて、16年度・17年度の2年くらいかけて拡充整備されたのだが、ダムの洪水時には氾濫かごが見えないくらいまで水位が上がり護岸の役割を果たしていない。ぜひ現地をしっかりと見ていただいた上で、しっかりしたバックウオーターに対する対策をとっていただきたい。</p> <p>バックウオーター地域の山くずれ防止工事は、早急に対応してほしい。</p>	<p>部城住民(上流域、高知県) Aさん</p> <p>バゾコメ</p> <p>15</p> <p>部城住民(上流域、高知県) Dさん</p>	<p>瀬戸川貯水池上流端付近は、巨レキが多く、出水時に河床部が浸食されるため、河床付近の斜面保護として根固め護岸工事を施工しています。平成14年の出水により、既設護岸が崩壊したため、平成16年から18年にかけて、護岸工を復旧しました。</p> <p>今後とも、貯水池斜面の崩落等が発生した場合、必要に応じて護岸工等を行って行くとともに、周辺箇所については、地元自治体等と協議していきま</p> <p>す。</p> <p>里道等は水資源機構の用地外にあること、また、仮橋も損傷していますが、これは機構が護岸工事のために施工し、地元自治体の要望により残したものです。このため、補修については地元自治体等と協議していきま</p> <p>す。</p> <p>早明浦ダム下流直轄管理区間内の護岸においては点検を実施し、必要に応じ補修等適切に対応します。</p>	
<p>維持管理-21 池田ダムにおける護岸の荒廃について</p> <p>池田ダム中流の三好市池田町大和地区の護岸の荒廃によって、増水の度に危険が増大しているため、一度現地を見に来てほしい。</p>	<p>池田ダム中流の三好市池田町大和地区の護岸の荒廃によって、増水の度に危険が増大して不安な日々を送っています。一度現地を見て調査していただけないか？</p>	<p>バゾコメ</p> <p>68</p>	<p>大和地区につきましては、水資源機構において現地調査を行うとともにその後も巡視等で現地の状況を監視しているところです。当該地区の対策にあたっては、三好市(旧 池田町)をはじめ関係機関が協同して行う必要があると考えており、引き続き協議していきま</p> <p>す。</p> <p>また、今後、現地の状況についても巡視等により確認を行っていきま</p> <p>す。</p>	
<p>維持管理-22 ダムの補修・補強について</p> <p>早明浦ダムは、100年計画のダムですが、既に40年が経過しているため、この河川整備計画の中で補強や修繕による延命対策を講じてほしいのか。</p>	<p>早明浦ダムは100年計画のダムで、これまで40年経っている。30年間の計画で、国交省は早いうちに補強・修繕することにより延命対策をするという方針を打ち出しているが、ダムにも当てはまらないのか。</p>	<p>部城住民(上流域) いの町長</p>	<p>ダムにおいては点検基準に則り、適正にダム管理を行ってきているところであり、異常が発生した場合にはすみやかに修復等を行っています。また、老朽化した施設や機械については定期的な交換するなどしており、今後とも洪水調節等に支障のない施設管理を行っていくこととしており、河川整備計画素案P93、(2)ダムの維持管理に記載していきま</p> <p>す。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画素案P93】</p> <p>(2)ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流本処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、除去した流木や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。</p>	

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>維持管理一23 ダム堆砂について</p> <p>近年の度重なる出水によってダム堆砂は進み、ダム洪水調節効果は、減少し、河川水位が上がりつつあるのではないかと、このままではダム効果が減少しているのではないかと懸念されています。早く何かの処置を考えてほしい。</p> <p>早明浦ダムの堆砂量の経年変化において、平成5年から平成8年あたりまで約50万m³の土砂が蓄積している理由を教えてください。</p>	<p>近年の度重なる出水により、ダム堆砂は進み、ダム洪水調節効果は、減少し、河川水位が上がりつつあるのではないかと、このままではダム効果が減少しているのではないかと懸念されています。早く何かの処置を考えてほしい。</p> <p>堆砂量を一定減らすという項目があれば環境にもいいと思うし、アユの生息もよみがえりませんか。</p> <p>p.32 早明浦ダムの堆砂量の経年変化について、平成5年から平成8年あたりまで約50万m³の土砂が蓄積している。なぜここだけが減っていないのか、説明すべきだと思う。</p>	<p>甲野村長 (中流域)</p> <p>甲野村長 (上流域)</p> <p>甲野村長 (上流域)</p> <p>パソコメ</p> <p>つるぎ町長</p> <p>いの町長</p> <p>いの町長</p> <p>80</p>	<p>ダムでは、堆砂を貯める容量として堆砂容量を確保しています。柳瀬ダムを除く各ダムでは、治水・利水容量内の堆砂はわずかと見なされています。ただし、将来的には堆砂が増え、ダムの機能に支障をきたす恐れがあることから、貯水池の流入土砂抑制や土砂排除などの対策を検討していきます。</p> <p>また、柳瀬ダムでは、有効容量内の堆砂率は約1割であり現在のところ特段ダム機能の障害は発生していませんが、平成3年度より堆砂排除等の対策を検討・実施しており、今後とも引き続き容量回復の為、ダム貯水位が低下した時などにおいて堆砂排除を行う予定であり、河川整備計画案P93、(2)ダムの維持管理に記載しています。</p> <p>堆砂の減少については、堆砂量を算出するため堆砂の深淺測定の測量誤差等が主な原因ではないかと考えます。</p> <p>早明浦ダムと柳瀬ダムにおける堆砂量については、年毎の数字を提示いたします。また、早明浦ダム上流域での斜面崩壊及び豪雨発生件数についても提示します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P93】</p> <p>(2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、除去した流木や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。</p>
<p>維持管理一24 ダム堆砂の利活用について</p> <p>柳瀬ダムの堆砂の継続利用をお願いしたい。</p> <p>ダムの堆砂を道路線形改良に利用することができるとか教えてください。</p> <p>柳瀬ダムの堆砂除去や流木の有効利用について、手続などの具体的な内容を教えてください。</p>	<p>(柳瀬ダムの)堆砂の除去と堆積土の利用について継続をお願いしたい。</p> <p>(県道)17号線の早明浦橋から役場まで11kmの間にカーブが小さく合わせて107箇所ある。ダムの堆砂をあげて道路線形の改良に使えばどううかと提案したが、依然として検討するという話でしかない。できるのかわからないのはつきりしてほしい。</p> <p>p.94に、柳瀬ダムで堆砂の除去の状況とか流木の有効利用の例というのがありますが、この事業の具体的な内容や新居浜市内での活用手続きなどの具体的な内容について教えてください。</p>	<p>四国中央市長</p> <p>大川村長</p> <p>大川村長 (上流域)</p> <p>柳瀬村民 (上流域・愛媛県)</p> <p>Cさん</p>	<p>柳瀬ダムの堆砂利用については河川整備計画案P93、(2)ダムの維持管理に記載しており、今後とも継続利用をお願いいたします。</p> <p>ダム管理上支障のない範囲(治水・利水に影響を及ぼさない範囲)であれば、ダム貯水池内に盛土(ダム堆砂活用)して道路の線形改良を行なうことは可能です。しかしながら、道路線形改良は道路管理者が事業主体となりますので、事業の実施については関係者に働きかけを行なってまいります。</p> <p>新居浜市内での活用については、運搬は可能であるため、利用については今後調整してまいります。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>【河川整備計画案P93】</p> <p>(2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、除去した流木や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【案】内容
<p>① 吉野川水系河川整備計画の進め方について その他-1 住民参加に関する仕組みについて 流域委員会を設置するべきである。</p>	<p>住民の意見が反映する決定過程自体を公平な第三者的機関で(議論して)ほしい。流域委員会方式など、どうして採用できなかったのか。決定の場の中立性を担保してほしい。今のこのやり方では、その決定の場はやはり国交省の内閣になっているため、すべて公開できないものもあるかもしれないので、その辺の透明性が今後もっと高まるようなやり方を検討していただきたい。</p> <p>直接、住民の生活に関わることなので住民への声かけを、多くして、もっと多数の住民にこの整備計画を知ってもらおう努力が必要だと思ふ。そのためには、やはり、「流域委員会」設置が望まれる。</p> <p>一方通行の意見聴取と通り一辺等の国交省側からの返答だけでは、理知的な河川の整備は不可能です。住民・学識者・国交省の三者が議論できる流域委員会を設置するべきである。</p> <p>整備計画をつくるための委員会を作って欲しい。学識経験者が入るのもよいだろう。委員会は、住民が公募による応募をし、その人たちによってつくられたもので、国土交通省の協力を得ながらも独自(住民参加)でこの河川整備計画をつくるというのがあるべき姿だと思う。</p> <p>今のままでは、いい意見集約はできない。住民代表を含め委員を公募し、応募者で「吉野川委員会」のようなものを作って行うべきである。</p> <p>民衆が問題解決のため「委員会」設立、官の側は説明要因として列席する、「委員会」関係者の衆議によって組織、傍聴・発言自由、会議録にも記載する。</p> <p>「意見」の透明性を確保したうえで、公平・公正に各層から選ばれた委員(公募も含む)による吉野川流域委員会(第三者機関)を設け、現在聴取されている意見の集約、その調整を図るため、住民対話集会、住民討論会、公開勉強会、リバーミーティングなど、住民が参加しやすい方法で検討(合意をとり)、この委員会で整備計画を決めるべきである。</p> <p>河口域は多くの行政部局や人々が管理し、多くの市民が大切にしている場所でもあるので、市民の意見を反映する場を設けていただきたい。住民意見を反映させるためには、広く様々な立場の住民が参加した流域委員会の設置を強く願いたい。</p>	<p>1 パゾコメ 流域住民(中流域) Eさん</p> <p>30 パゾコメ</p> <p>34 パゾコメ 流域住民(下流域・他島) Eさん</p> <p>42 パゾコメ</p> <p>45 パゾコメ</p> <p>71 パゾコメ</p> <p>87 パゾコメ</p>	<p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。 河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。 今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方
<p>住民参加型の仕組みを実現してほしい。</p>	<p>住民参加型の仕組みを実現してほしい。</p> <p>一元的に国土交通省が意見を集約し、検討の結果返してくるという方法ではなく、住民と学識経験者、それと河川管理者が平等に意見を織り上げていくような場がないと、意見を集約して返事をもらうのでは、本当の住民参加とは言えないと思う。</p> <p>今のようないり方では住民参加とはいえない。もっと長年そこに住んで川とともに暮らしてきた住民の意見・知恵がこの河川整備計画には重要だと考える。よりよい川づくりとは何なのかをまず住民と話し合わなければ、その計画作りなどできない。</p> <p>総合的な治水対策は住民の協力をなしに実現不可能であるため、住民や自治体と連携し、総合的な治水対策を検討する場をつくること。P13やP105に「連携・共同した取り組み」についての具体的な対策として、住民参加による検討会等を設置すること。</p> <p>異常気象が続く時代、河道だけで治水対策には限界がある。森林、水田、田畑、土地利用・・・等総合治水と自治体住民参加の仕組みをつくっていくべきだ。</p> <p>会のあり方について、テーマ別に深く議論できる場の設定が必要で案の採用決定の場に住民参加が必要。</p> <p>住民意見採用の段階で住民参加の仕組みを持つべき</p> <p>住民参加の時代、意見聴取だけで終わらないシステムをつくるべきだ。議論、提案しあうことができること。共に理解・行動を高めるべく制度・仕組みをつくるべきだ。</p> <p>各種意見聴取会の意見の取り扱い(反映)については、検討する場で住民が参加できるようにする。</p>	<p>パブリックコメント</p> <p>河川住民 (下流域・徳島)</p> <p>123さん</p> <p>パブリックコメント</p> <p>河川住民 (下流域・徳島II)</p> <p>MEさん 付箋紙</p> <p>パブリックコメント</p> <p>河川住民 (下流域・徳島II)</p> <p>123さん 付箋紙</p> <p>パブリックコメント</p> <p>河川住民 (下流域・徳島II)</p> <p>MEさん 付箋紙</p> <p>パブリックコメント</p> <p>河川住民 (下流域・徳島II)</p> <p>123さん 付箋紙</p>	<p>四国地方整備局では河川整備計画素案をお示し、流域住民のみならずからご意見をいただき、できる限り河川整備計画素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明する等ご意見に対して四国地方整備局の考えをお示し、それについて質疑応答や意見交換を通じ、ご意見を伺うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の方式で良いと思う。</p>	<p>整備計画をつくるための会のもち方について今のやり方は住民参加とはいえない。</p> <p>今後住民参加による整備計画づくりをどう進めていくのか</p> <p>計画が出来上がる前に長い時間を費やして欲しい。現場に立ち、その土地に暮らす人、環境に問うてほしい。</p> <p>河川整備計画ができるまでは吉野川の治水の工事が何らかもスrippしてしまっているのかのようにつらさやと思うが、工事実施基本計画にかいてらっしゃると思うが、工事実施基本計画に基づいて行われるための工事は着々と去年予算がついて行われておりますので、30年の大事な計画は、本当に議論に議論を重ねて、真の住民参加で実現していただきたい。</p> <p>住民の意見をとり入れた計画づくりは、賛同いたします。</p> <p>住民の意見を聞くという姿勢は、高く評価している。</p> <p>国土交通省とともに手を携えて整備計画に参加させていただきたい。</p> <p>会の進め方、意見聴取方法については整備局が現在進めている方法で、十分住民の意見を反映できると思っています。</p> <p>住民意見を反映させる仕組みを議論することでも大切だが、現在国交省が進めている方法でも、十分意見は反映できる仕組みであると考えている。</p> <p>流域委員会方式は、委員の人選で中立性、公平性の確保が困難であること。人数に限度があり、選ばれた人だけの偏った人の意見になりかねず、流域全体の多くの様々な意見が衝突し難いと思われる。このため、住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の国土交通省の方式が良いと思う。</p>	<p>郡城住民(下流域:徳島川) Dさん 付箋紙</p> <p>郡城住民(島川) B2さん 付箋紙</p> <p>郡城住民(島川) B3さん 付箋紙</p> <p>郡城住民(島川) B4さん 付箋紙</p> <p>郡城住民(下流域:徳島川) Hさん</p> <p>パブコメ 25</p> <p>郡城住民(野川) Dさん</p> <p>郡城住民(野川) Eさん</p> <p>パブコメ 47</p> <p>パブコメ 54</p> <p>パブコメ 86</p>	<p>四国地方整備局では河川整備計画素案をお示し、流域住民のみならず皆様をお聴きして、できる限り河川整備計画素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明するなどご意見に対して四国地方整備局の考え方をお示し、それについて質疑応答や意見交換を通し、ご意見を伺うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>1</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>それぞれの立場の人たちが討議できる場所づくりが必要だと思う。</p>	<p>多々の選択肢があって、それを多く地域の住民と一緒に話し合っていないといけない。そうしたときに、計画者と地域の人、専門家たちが話し合っていくということが非常に大切なのに、このプロセスの中にはない。</p> <p>今回の学識経験者、市町村長、住民の意見の聴取方法では、理論的な川づくりは不可能である。3者それぞれが討議できる場所づくりをなぜ、やらないのでしょうか。</p>	<p>10 P2さん (下流域、徳島)</p>	<p>今回提示した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聞きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>	<p>1</p>
<p>意見が事前に想定される範囲のものであったなら、計画作成後に地元説明会で概調整を行えば充分である。</p>	<p>上中下流域での第一回目、意見を聴く会が終った。各種の意見が出たと思うが、その内容は想定内のもので多かつたはず。想定内率ほどの程度か。</p> <p>「住民の意見を聴く会」の継続とは別に、環境分野にしろった議論の場を設け、ひとつひとつの問題点に対して、その問題に関係する方が集まり議論が深められる場、合意形成の場をつくっていただきたい。</p>	<p>75 P1さん 付箋紙 (下流域、徳島)</p>	<p>今回提示した方法は、まず河川整備計画案の内容を説明して、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、ご意見を頂き、できる限り素案に反映したいと思っております。従って、ご意見が事前に想定されるものとは考えておりません。</p>	<p>1</p>
<p>テーマごと、分科会方式で意見を交換する場が必要である。</p>	<p>環境保全については、吉野川の自然環境をこれ以上悪化させないよう、環境目標の設定、治水対策のあり方やマイグレーションの進め方についての十分な議論を行う。</p> <p>意見聴取が広く浅すぎず、専門的な深まりまで至らない。テーマごとに学識経験者も混じえて、意見交換や議論をすべき。また、さまざまな団体の意見を言う場になります、別の機会が必要。</p> <p>環境とか治水とかというようにテーマごとに意見交換の場を設置してほしい。</p> <p>意見を多くの人(ここに集れない)に聞くために、小さい地区で数多くの分科会方式の会を持つべき!</p>	<p>76 P2さん 付箋紙 P3さん 付箋紙 P4さん 付箋紙 P5さん 付箋紙 P6さん 付箋紙 P7さん 付箋紙 P8さん 付箋紙 P9さん 付箋紙 P10さん 付箋紙 P11さん 付箋紙 P12さん 付箋紙 P13さん 付箋紙 P14さん 付箋紙 P15さん 付箋紙 P16さん 付箋紙 P17さん 付箋紙 P18さん 付箋紙 P19さん 付箋紙 P20さん 付箋紙 P21さん 付箋紙 P22さん 付箋紙 P23さん 付箋紙 P24さん 付箋紙 P25さん 付箋紙 P26さん 付箋紙 P27さん 付箋紙 P28さん 付箋紙 P29さん 付箋紙 P30さん 付箋紙 P31さん 付箋紙 P32さん 付箋紙 P33さん 付箋紙 P34さん 付箋紙 P35さん 付箋紙 P36さん 付箋紙 P37さん 付箋紙 P38さん 付箋紙 P39さん 付箋紙 P40さん 付箋紙 P41さん 付箋紙 P42さん 付箋紙 P43さん 付箋紙 P44さん 付箋紙 P45さん 付箋紙 P46さん 付箋紙 P47さん 付箋紙 P48さん 付箋紙 P49さん 付箋紙 P50さん 付箋紙 P51さん 付箋紙 P52さん 付箋紙 P53さん 付箋紙 P54さん 付箋紙 P55さん 付箋紙 P56さん 付箋紙 P57さん 付箋紙 P58さん 付箋紙 P59さん 付箋紙 P60さん 付箋紙 P61さん 付箋紙 P62さん 付箋紙 P63さん 付箋紙 P64さん 付箋紙 P65さん 付箋紙 P66さん 付箋紙 P67さん 付箋紙 P68さん 付箋紙 P69さん 付箋紙 P70さん 付箋紙 P71さん 付箋紙 P72さん 付箋紙 P73さん 付箋紙 P74さん 付箋紙 P75さん 付箋紙 P76さん 付箋紙 P77さん 付箋紙 P78さん 付箋紙 P79さん 付箋紙 P80さん 付箋紙 P81さん 付箋紙 P82さん 付箋紙 P83さん 付箋紙 P84さん 付箋紙 P85さん 付箋紙 P86さん 付箋紙 P87さん 付箋紙 P88さん 付箋紙 P89さん 付箋紙 P90さん 付箋紙 P91さん 付箋紙 P92さん 付箋紙 P93さん 付箋紙 P94さん 付箋紙 P95さん 付箋紙 P96さん 付箋紙 P97さん 付箋紙 P98さん 付箋紙 P99さん 付箋紙 P100さん 付箋紙</p>	<p>今回提示した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聞きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>	<p>1</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案業】内容
<p>流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要がある。</p> <p>吉野川に關係する市民団体等の意見を聞く場を設けること。</p>	<p>建設的な議論をおこなうため、テーマ毎に、質疑応答、議論する場が必要。</p> <p>もつと住民が参加しやすいように、分野別の会をひらいてほしい。たとえば「河口干潟」についてというような。環境面が弱すぎるので。</p> <p>環境より利水という意見があつたが、納得がいかない。環境と治水について、充分な意見交換を計るべき。</p> <p>いろいろ(意見)出ますが、一体、コモンズはどうしたいのかとお聞きしたい。一つずつつぶしていくのであれば、それこそ分科会をつくって、週に1回でも半年とか1年ペースでやるべき。</p> <p>日を置いて、治水なら治水、第十なら第十という確たるものを発表していただければ、組み合わせを考えて、交通整理してください。</p> <p>流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要があるのでは？</p> <p>吉野川に關係する市民団体等の意見を聞く場を設けること。</p> <p>吉野川に關係する市民団体や学者者を交じえた議論の場を作ってほしい。</p> <p>自然保護・環境保護等、吉野川流域で活動する団体から、意見を聴き反映する場を設ける。</p>	<p>CIさん (下流域・備前島II) 付箋紙</p> <p>S2さん (下流域・備前島II) 付箋紙</p> <p>F2さん (下流域・備前島II) 付箋紙</p> <p>AIさん (下流域・備前島II)</p> <p>SIさん (下流域・備前島II)</p> <p>79 パブコメ</p> <p>80 パブコメ</p> <p>CIさん (下流域・備前島II) 付箋紙</p> <p>I2さん (下流域・備前島II) 付箋紙</p>	<p>今回提示した方法は、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、貴重なご意見を丁寧に幅広く公平に頂けると考えております。今後は、流域住民のみならず、数多くのご意見をいただけるように、新聞への折り込みチラシや、ケーブල්テレビを利用して広報活動などを実施し、更に広報の充実を図っていきたくないと考えております。</p> <p>今回提示した方法は、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、貴重なご意見を丁寧に幅広く公平に頂けると考えております。今後とも、さらに幅広くご意見を頂けるよう努力していきたくと思っております。</p>	<p>1</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>住民の意見が十分に不出せる事が重要であるため、ディスプレイ方式の会に出せる方がよい。</p> <p>住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。</p> <p>1回目で出た意見を検討し、計画案を修正すると思うが、再度、修正したものを示したうえで、議論の場を設けることができるのか。</p> <p>「住民の意見を聴く会」という場は、意見のやりとりの場ではない。</p>	<p>ディスプレイ方式の会にすることがよい。何事も公平にというのであれば、住民の意見が十分に不出せる事が重要である。</p> <p>国交省から住民への一方通行の情報提供では、意見の交換はできない。住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。</p>	<p>沼津住民 (下流域・橋島II) N1さん 付箋紙</p> <p>沼津住民 (下流域・橋島II) R2さん 付箋紙</p> <p>沼津住民 (下流域・橋島II) N2さん 付箋紙</p>	<p>今回提示した方法により開催したこれまでの会では、まずは河川整備計画案の内容をご説明させていただきますこと、河川整備計画案に対するご意見を伺うことを目的としていました。今後は、流域のみならず方々から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、ご意見を伺っていきます。</p> <p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えのできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示しします。</p> <p>ご意見を伺って河川整備計画案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>意見を聴くだけでなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。</p>	<p>この場というのはやりとりの場ではなく、大抵の場ではやりとりの場ではない。</p>	<p>MIさん （下流域・徳島市） 付箋紙</p>	<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聞きすることを目的として時間配分を行ってききましたが、第2回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」からは、流域のみならず市町村から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きする時間を取っていきたく考えております。</p> <p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換においては、その場でお答えのできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示しします。</p> <p>ご意見をお聞きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>1</p>
<p>意見を聴くだけでなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。</p>	<p>「質問と答弁」「意見を聞きおろすだけ」でなく、大切なポイントに対してしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。</p>	<p>NIさん （下流域・徳島市） 付箋紙</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考えています。</p>	
<p>私たちがどんな意見を出しても、梓組み自体は変わらないのか。</p>	<p>行政主導で、聞きおろすという公聴会を何度もやってきて、市民のそれに対する不信感がすごい。コモンズという第三者機関ができるということでも、ある程度期待しました。でも、どうもそれも怪しい。コモンズとはまた違う時間で、ぜひ前提条件となるルールづくりについて話す時間をたっぷりとってください。</p>	<p>AIさん （下流域・徳島市）</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考えています。</p>	
<p>私たちがどんな意見を出しても、梓組み自体は変わらないのか。</p>	<p>私たちがどんな意見を出しても、梓組み自体は変わらないのか。</p>	<p>PIさん （下流域・徳島市）</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考えています。</p>	

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【案】内容
<p>その他-2 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について</p> <p>国交省がまとめた「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言は「計画決定の各段階で市民参加を行い意思決定を段階的に積み上げていくしくみ」の重要性を強調し、それを総合治水・市民参加検討委員会(仮称)や吉野川流域協議会(仮称)としてまとめている。国交省自身がつくったものをなぜ採用しないのか。</p>	<p>「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言は「計画決定の各段階で市民参加を行い意思決定を段階的に積み上げていくしくみ」の重要性を強調し、それを総合治水・市民参加検討委員会(仮称)や吉野川流域協議会(仮称)としてまとめている。国交省自身がつくったものをなぜ採用しないのか。</p>	<p>パブコム</p>	<p>5) 吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。 河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会(H12.2.12)」の提言も貴重な意見として受け止めていますが、今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができるところから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p>
<p>その他-3 河川整備計画の策定スケジュールについて</p> <p>河川整備計画について、いつ頃正式に決定するのですか。 一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。 国交省は、強力なリーダーシップを発揮され、しっかりと当該計画を進めていただきたい。</p>	<p>(学識者会議は、)今年度何回かやって、今年度で終わるということを目指しているのか、あるいは議論が収まらなければ引き続き何年間(も)かけてやるのか？ (河川整備計画は)今案の段階のようだが、今後これを正式決定するのはいつごろなのか。 一日も早く、河川(整備)計画を実行すべきである。 大いなる議論は結構な事ですが、今にも人の生命、財産が失われるかもしれないという時期に来ているのに、危機感が感じられません。 議論のテーブルはどこかで終止符を打ち、早く実施の時期を見出さなければならぬ。 第十堰を案案に取り込むと議論が激化し、急ぐべき整備計画の策定が遅れてしまう。一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。 早く(河川)整備計画の位置づけを行い、住民を安心させてほしい。 未だ堤防のないところ、内水被害が発生している箇所、提防漏水が発生している箇所を整備計画への位置づけを早く行い、住民を安心させることが大切と考えます。</p>	<p>学識者 藤田委員 Gさん (上流部:愛媛県) パブコム パブコム 市町村長(中流部) パブコム パブコム 54 55</p>	<p>吉野川水系河川整備計画については、できるだけ早期の策定を目指して、鋭意作業中です。しかしながら、関係者の皆様から、できるだけ丁寧な幅広く公平にご意見をいただき、河川整備計画素案に反映することが重要であると考えています。「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、ご意見を頂き、吉野川水系河川整備計画の早期策定に、なお一層のご協力をいただきたいと思います。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
	<p>国交省が、地域毎の具体的な実施計画の取りまどめを速やかに推奨するべきである。洪水の危機はいつ来襲するかも分からないのであるから、とにかく工事に着手して欲しい。</p> <p>近年異常気象による洪水災害が多発しているため、議論も大切であるが、一日も早い整備計画の実施・実行が一番必要である。</p> <p>基本計画については、全面賛成。安心、安全の事業について早期着手し、併せて抜本的対策も。</p> <p>“流域住民の生命と財産を守る”何よりもその事が大切だし一番に考えなければ…議論よりも一日も早い着工を望みます。</p> <p>吉野川整備計画の早期着工を</p> <p>吉野川整備計画については、吉野川のあるべき姿を、かなり時間をかけて議論をしています。最近では異常気象の影響もあり、全国的に今までに例のない、大洪水が発生しており、多くの被害が出ております。流域住民の生命と財産も大切にありますが、流域住民の生命と財産を守るためには、吉野川整備計画に決められている立派な計画を一日も早く、着工し、住民の安心と安全を図ることが急務かと思われれます。</p> <p>吉野川整備計画の早期着工。大洪水が明日にも来るかもわかりません。議論よりも早く着工を…。</p> <p>吉野川整備計画の早期着工をお願いします。</p> <p>吉野川整備計画の早期着工をお願いします。</p> <p>早期着工が間違っているのかのごき発言があつたが、堰や堤防を直すにしても、10年という最低の歳月がかかる。早く着工すると、それに着工してという話にはならない。いつ来るかもしれない災害に備えるのが国土交通省の仕事です。国は国民の命と財産を保障しなければならぬ。</p> <p>冬柴新大臣は「国民が安全、安心と思えるインフラを隅から隅まで整備することは国土交通省の責任だ。予算は限られており、いろいろな知恵が必要とされる」といわれている。国交省は、強力なリーダーシップを発揮され、しっかりと当計画を進めていただきたい。</p>	<p>79</p> <p>84</p> <p>P1さん （下部城：徳島II） 付箋紙</p> <p>O2さん （下部城：徳島II） 付箋紙</p> <p>B1さん （下部城：徳島II）</p> <p>O2さん （下部城：徳島II） 付箋紙</p> <p>Y2さん （下部城：徳島II） 付箋紙</p> <p>O2さん （下部城：徳島II） 付箋紙</p> <p>Y2さん （下部城：徳島II） 付箋紙</p> <p>B1さん （下部城：徳島II）</p> <p>B1さん （下部城：徳島II）</p>		

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方
<p>その他-4 意見の反映方法について</p> <p>意見をどのように取り扱い、反映されていくのか教えてほしい。</p> <p>住民の方からの意見を十分に聴き、整備計画に反映してほしい。</p>	<p>吉野川学識者会議にて意見が出たものでまだ修正して第2次案をつくらせて、またそれを回すのときに検討していくというやり方になっていくのでしょうか。</p> <p>ランドールについての質問と意見。質問ですが、反映されるか、されないかを決定する場というのはどこなんですか。その決定する場での議論は公開されるのでしょうか。その決定するに当たったっての根拠となるデータなども、公開されるのでしょうか。</p> <p>住民の意見は、どのように扱われるのか、住民には、わからない。</p> <p>市町村長、住民の意見はどれほど反映されるのか。</p> <p>今回の会は意見を聞き置くだけなのか、出された意見についてだに修正し、具現化するのか確認したい。整備計画に意見が反映され、変更もあり得るとのことか。</p> <p>これからの河川整備は景観や風景を構性にしてまでも、治水や利水の工事をやるべきであるとして住民が思っているかどうかを、意見聴取の結果などから検討していただきたい。</p> <p>これまで出た意見をどう生かすのか？</p> <p>意見を公表しても、どの意見がどこに反映されているのか、意見の保障をしてほしい。</p> <p>各NPO等からの団体からのまとめた意見はどう扱われますか？アンケート集約の後にどうするか、多くの人がいます。</p> <p>出された意見は、誰が？どこで？議論され(検討)、どう活かされるか？</p> <p>国交省の方にお聞きしたいのは、今日、一体どういったメリットを感じられましたか。検討します、聞きおきますという返事が何度かありましたが、どれも、本当にそれが実現されるのかどうか。</p>	<p>平井委員</p> <p>河川住民(中部域) AIさん</p> <p>パブリコ</p> <p>市町村長(上部域) 田町村長</p> <p>パブリコ</p> <p>河川住民(下部域・備前島川) P2さん</p> <p>河川住民(下部域・備前島川) VIさん</p> <p>河川住民(下部域・備前島川) R2さん</p> <p>河川住民(下部域・備前島川) R2さん</p> <p>河川住民(下部域・備前島川) AIさん</p>	<p>今回提示した方法により開催したこれまでの会では、まずは河川整備計画素案の内容をご説明させていただき、河川整備計画素案に対するご意見をお聞きすることを目的としていました。今後は、流域のみならず方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きしていきます。</p> <p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換においては、その場で答えられない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示しします。</p> <p>ご意見を聴きながら河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
	<p>それぞれの場所の住民の方が川からリッツ、テマリットを受けているので、その場所について一番よく知っている住民の方からの意見を十分に聴き、整備計画に反映してほしい。</p> <p>地域で住んでいる人が一番その川をよく知っているのので、意見を聞いていただくのはありがたいが、形だけでなく本当に、いろんな形でそれが活用できるようにお願いしたい。</p> <p>住民の意見を聞く会が形式だけににならないようにより意見は取り入れるようにして下さい。</p> <p>安全で安心して暮らせるよう、多くの流域住民の意見を河川整備計画に反映していただきたいと考えている。</p> <p>流域住民の意見を河川整備計画に反映していただきたい。</p> <p>住民の意見が反映されないような素案では意味がないように感じます。住民の意見を聞き置くのではなく、十分な検討を行い、反映して頂きたい。住民意見は反映されるのでしょうか</p> <p>住民意見の聞いてもらった後、聞きっぱなしにならないようにしてほしい。住民意見を聞いたという既成事実だけに利用しないしてほしい。</p>	<p>学識者 森本委員</p> <p>町町長 （中部域） 美馬市長</p> <p>パブコメ 19</p> <p>パブコメ 54</p> <p>パブコメ 55</p> <p>パブコメ 67</p> <p>流域住民 （下部域：徳島II） Hさん 付箋紙</p> <p>パブコメ 76</p>	<p>住民のみならず皆様からのご意見は、第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」の開催以降、さらに数多くの流域住民のみならず皆様からご意見をお聴きできるよう、今後は、新聞への折り込みチラシや、ケーブルテレビを利用した広報活動などを実施し、更に広報の充実を図っていきたいと考えております。</p>	<p>1</p>
<p>もっと多くの住民の意見を集める方法を考えていただきたい。</p>	<p>活発な議論の場所、機会が少ない。これでは充分住民の意見を取り入れられないのではないかと。</p> <p>河川管理者という、住民より優位なところに立っていて、意見をいっばい聴きますが、最終的には私たち河川管理者が決めますよというようにイメージを受けた。川はだれのものかということを議論に挙げとめていただいて、本当に真摯な気持ちで住民の意見を聴いていただきたい。</p>	<p>流域住民 （下部域：徳島I） Hさん 付箋紙+発言</p>	<p>記録については、吉野川水系河川整備計画ホームページ (http://www.yoshinoriver.info/) において、会議資料及び速記録等を掲載しております。</p>	
<p>記録を確実にしてほしい。</p>		<p>流域住民 （下部域：徳島I） 付箋紙</p>		

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他－5 検討データの公開について</p>	<p>意見を計画に反映させる過程は、公開(住民参加)で行ってほしい。</p>	<p>47</p>	<p>四国地方整備局では河川整備計画素案をお示し、流域住民のみならずからご意見をお聴きして、できる限り河川整備計画素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明するなどご意見に対して四国地方整備局の考え方を示し、それについて質疑応答や意見交換を通じ、ご意見を伺うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>—</p>
<p>意見決定過程の透明性及び意見を汲み取る機会があり、情報公開もされ、広く住民の意見を取り入れる方法となっている。</p>	<p>47</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>意思決定の過程における透明性と十分な情報の公開で住民は安心できる。</p>	<p>55</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>今回の集会の結果をふまえ、更に「集会」の必要があるかどうかの判断とその公開はどのようにされるのですか。</p>	<p>80</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>意見等に対して的確な回答を行うとともに意見を出した住民への確認を行うこと。整備計画に対する住民意見の取り扱いを住民参加で行うこと。</p>	<p>86</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>会のあり方について、意見を聞く会等だけを公開にするのではなく、計画に反映できるかどうかを検討し、意思決定する場こそ公開してほしい。</p>	<p>12</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>データに基づく説明が出来るものは検討内容を公開していただけるという解釈でよいか。</p>	<p>85</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>今回の整備計画の進め方は、あまりにも情報が少なく、稚拙となるデータもあまりにも示されていません。工事がどのような必要性のものか、どのような成果を期待してのものなのか(を)もっとわかりやすく示した方がよいと思う。情報公開をもっと徹底してほしい。</p>	<p>86</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>国交省の方には、このような議論が出来るような適正なデータを示していただきたい。</p>	<p>86</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>双方向性と透明性を高めるため、住民の意見に対する国交省の見解を資料をつけて公開すること。</p>	<p>86</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>
<p>その他－6 吉野川学識者会議における委員選定について</p>	<p>学識者委員の選定の根拠を示してほしい。</p>	<p>6</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、河川法に基づき、河川に関する様々な分野の学識経験者からご意見をいただくため、河川管理者が委員を選定しました。</p>	<p>—</p>
<p>学識者会議の構成メンバーはどのようにして選ばれたのか、地球レベルで、今後の異常気象発生の際に打たれ回されているにも拘らず当会議のメンバーの中に気象学識者が皆無であるのは如何なる見であるのか。</p>	<p>70</p>	<p>パブコム</p>	<p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
	<p>学識者のメンバーの中には、住民参加、総合治水という概念を専門にした方がおられない。その専門家を追加するべきだ。</p> <p>学識者の中に森林水文学の専門家が一名入っていますが、森林水文学においては種々な説があるところであり、複数の専門家を連れて議論していただきたい。</p>	<p>パソコメ</p> <p>流域住民 (下流域・徳島県)</p> <p>川さん 付箋紙</p>		
<p>その他ー7 吉野川学識者会議における運営方法について</p> <p>議論の進め方として、パート別に、課題抽出し、その後で目標について議論することや、時間配分などについて改善してほしい。</p> <p>流域住民や市町村長の意見も入れて議論を進めてもらいたい。</p> <p>学識経験者に対して質問、意見交換をしたいので、そういう場をぜひつくってほしい。</p>	<p>議論の進め方として、パート別に、課題抽出し、その後で目標について議論することや、時間配分などについて改善してほしい。</p> <p>余りに短い時間配分に学識者の意見がすいあげられていない。改善してほしい。説明(が)長くとも質問などできないではないか。</p> <p>流域住民や関係自治体町村長からの意見についても、とりまとめて学識者会議に資料として提出してもらい、それらの意見を参考にしながら議論を進められればと思う。</p> <p>学識者会議に、流域住民の代表者を1/2ぐらいにすべきではなかったか。</p> <p>学識者ばかりでなく付近住民の知恵を借りるべき。</p> <p>学識経験者に対しても住民も質問もしたいし、意見交換もしたいので、そういう場をぜひつくってほしい。説明がどのようなか。またそういう疑問がある場合、どの様に解決されていくのかということについて伺いたい。</p> <p>前回も言ったが、学識経験者との意見交換もできず、議論があっても、直接議論がでない。相互交流が極めて不徹底で、納得がいくまでの議論しないままでは合意形成は難しい。</p> <p>学識者(専門家)の会議(場)に、傍聴者との質疑の場を設けるべし、と思うがいかがか？</p> <p>学識者会議へ意見等(の(住民が)時間を。</p>	<p>学識者</p> <p>パソコメ</p> <p>学識者</p> <p>パソコメ</p> <p>パソコメ</p> <p>流域住民 (下流域・徳島)</p> <p>流域住民 (下流域・徳島)</p> <p>流域住民 (下流域・徳島)</p> <p>流域住民 (下流域・徳島)</p> <p>流域住民 (下流域・徳島)</p> <p>流域住民 (下流域・徳島)</p> <p>平井委員</p> <p>川さん 付箋紙</p> <p>川さん 付箋紙</p> <p>川さん 付箋紙</p> <p>川さん 付箋紙</p> <p>川さん 付箋紙</p> <p>川さん 付箋紙</p>	<p>時間配分や開催回数等を考慮することで、ご意見をしっかりと聞き取りを努力していきます。</p> <p>いまだにご紹介されたご意見についてとりまとめ、各会の中でご紹介させていただき、学識者の方が意見交換を行うとともに、それぞれの立場からご意見をお聞きします。</p> <p>また、いただいたご意見については、とりまとめ公表するとともに、四国地方整備局の考え方を明示し、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きしていきます。</p> <p>ご意見をお聞きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p> <p>今回提示した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開の場として実施すること、また、お聞きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>	

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について</p>	<p>住民と行政がきちんと意見交換や議論ができる場の設定を要望する。</p>	<p>第2回、第3回の会では、もつと地域の住民と、本場にひざを交えて意見を聴くような場をつくっていた。</p>	<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的として、「住民の意見を聴く会」を開催し、第2回「学識者会議」を開催し、流域のみならず、市町村長から直接意見を聴く機会を設け、慎重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間を取りたいと考えております。</p>	<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的として時間配分を行ってまいりましたが、第2回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」からは、流域のみならず市町村長から直接意見を聴く機会を設け、慎重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間を取りたいと考えております。</p>
<p>意見に対する答えがでても反論する機会がない。</p>	<p>住民の意見を聴く会での進行のあり方などをみる限り、決して住民参加とは言えない計画づくりに疑問を感じています。吉野川の河川整備計画(策定)にむけて住民と行政がきちんと意見交換できる場の設定を要望します。</p>	<p>Eさん 部局住民 (上流域:高知県)</p>	<p>また、いただいたご意見については、とりまとめて公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきます。</p>	<p>また、いただいたご意見については、とりまとめて公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきます。</p>
<p>意見も聴くけれども議論をするというやり方をとらないと判断されたと思っている。コモンズの場ではないと判断されたら、そういう議論をする場というのとはどう違うのかというところを、聞きたい。そうではないと聞かれるのであれば、国交省は、意見を聴く会であって議論をする場ではないとコモンズに指示されているのか、それを聞きたい。</p>	<p>コモンズは以前、これは意見を聴く会であって議論をする場ではないと、おっしゃった。議論をする場ではないと、おっしゃった。議論をするための手当てはどうやってできるのか。</p>	<p>Fさん 部局住民 (下流域:徳島県)</p>	<p>ご意見をお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>ご意見をお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>
<p>意見を聴く側のスタッフが余りにも多すぎるとはならないか。</p>	<p>意見を聴く側のスタッフが余りにも多すぎるとはならないか。</p>	<p>Gさん 部局住民 (下流域:徳島県)</p>	<p>スタッフの人員については、第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」での運営結果を参考に、適切な運営を図ってまいります。</p>	<p>スタッフの人員については、第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」での運営結果を参考に、適切な運営を図ってまいります。</p>
<p>徳島市の説明会においては、国交省側の出席スタッフ数の多いのも目立っていた。大部隊が度々出ていくようでは官費の無駄遣いである。一考されては如何でしょうか。</p>	<p>徳島市の説明会においては、国交省側の出席スタッフ数の多いのも目立っていた。大部隊が度々出ていくようでは官費の無駄遣いである。一考されては如何でしょうか。</p>	<p>Hさん 部局住民 (下流域:徳島県)</p>	<p>この規模の集会で国交省のスタッフの多さに驚いています。住民の感覚では考えられない。</p>	<p>この規模の集会で国交省のスタッフの多さに驚いています。住民の感覚では考えられない。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>会のあり方について、議論をするべきである。 (会のあり方については、議論をするべきではない。)</p> <p>会の進行方法について、実施方法を事前に教えるべきである。 (会の進行方法については、事前に教えない。)</p>	<p>まず会のあり方を話し合ってください。</p> <p>会のあり方をどうするかということ話し合うところを住民参加だと思つ。</p> <p>案案そのものの議論はこの下流域では一向にやっとならないと思つ。入り口論、この会のあり方の問題というのを改めて、これこそ何日でもやっつけていくべきだと思つ。</p> <p>入り口はやっぱりしつかりしておかないと、出口が違つてしまつて、その過程も無駄な時間を過ごしてしまつてしまうよになる気がしまつ。</p> <p>小田原評定をやめよう。こうしている間に、大きな地震が来たらどうするのか、大きい台風が来たらどうするのか。</p> <p>案案についていいか悪いか、またどういう方法があるかということ議論するのが今日の会。今の段階になって、入り口論を議論するということはおかしい。</p> <p>徳島市の説明会においては、県議会議決(はじめ)選定された委員の発言が自立して多かつた。限定された事項に限定された事項にしか興味を持っていない。証左であり、もつと合理的で効果の高い実施方法を探るべきではないだろうか。</p> <p>意見を聞く会で意見の表明方法を(シートによる)を交えたことを事前に早く教えてほしい。</p>	<p>AIさん (下流域:徳島市)</p> <p>GIさん (下流域:徳島市)</p> <p>FIさん (下流域:徳島市)</p> <p>GIさん (下流域:徳島市)</p> <p>FIさん (下流域:徳島市)</p> <p>FIさん (下流域:徳島市)</p> <p>MIさん (下流域:徳島市) 付箋紙</p>	<p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると思つています。 河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域で多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。 今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p> <p>今後とも「住民の意見を聴く会」の進行が円滑に行われるよう、改善すべきところは改善していきたいと思つています。また、会の進行方法を変更した場合は、ホームページ等を通して、お知らせしていきたいと思つていますので、円滑な進行にご協力をお願いします。</p>	<p>—</p>

6. その他

表(16) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方
<p>その他ー9 吉野川流域住民の意見(回数)を十分に確保するよう、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営を改善してほしい。</p>	<p>時間(回数)を十分に確保するよう、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営を改善すること。</p> <p>今後20～30年程度の、これからの「吉野川」のあり方について話し合うのが、この意見聴取の会では、時間が少ないのでは。</p> <p>これまでの国交省の一方通行でまったく議論という形にはならない、相方向でやり取り出来る時間を十分とってほしい。</p> <p>素案の説明に時間をかけすぎているのではなにか？おおむね1年間を目安にしているのであれば、形式だけの会議にならないよう副意工夫をするか、徹底的に時間をかけるかという選択をしてほしい。</p> <p>時間があればあるほどたくさんの方の発言があると思う。</p> <p>ファンリテータの方には、今後の回数や時間を多くとってもらえるような運営をお願いしたい。</p> <p>意見聴取について、前回は会場で見送りのべたが原に限定された。今回も教は5点だが相互に意見を話し合え、やり方そのものに限界がある。中立性、透明性といいいながら回数を決めるのも、聴取の方法も決めるのは国交省でファンリテータではない。不公正である。</p> <p>検討方法に関して、今回のように時間で切ってしまうのは、十分な意見が出てこない。回数を3回をめぐりと決めるのではなく、ご意見が出るまで、会議を重ねてほしい。</p>	<p>学識者 パブコメ</p> <p>パブコメ</p> <p>パブコメ</p> <p>パブコメ</p> <p>GIさん 付箋紙</p> <p>VIさん 付箋紙</p> <p>パブコメ</p> <p>部域住民 (下流域:徳島II)</p> <p>部域住民 (下流域:徳島II)</p> <p>パブコメ</p> <p>部域住民 (下流域:徳島)</p> <p>部域住民 (下流域:徳島)</p> <p>部域住民 (下流域:徳島II)</p> <p>付箋紙</p> <p>パブコメ</p>	<p>第1回「学識者会議」、「住民の意見を聞く会」、「市町村長の意見を聞く会」では、河川整備計画案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画案に対するご意見をお聞きすることを目的として時間配分を行ってきました。第2回「学識者会議」、「住民の意見を聞く会」、「市町村長の意見を聞く会」からは、流域のみならず市町村から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考えをお示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きする時間が多くなります。回数についても、「住民の意見を聞く会」グラウンド・ルールで表明しているように必要と判断される場合は、開催回数を追加します。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>会場の設定は一般の人がわかりやすい場所、やりやすい場所を設定してほしい。</p>	<p>ホームページに書き込む(だけでなく)、「意見者」の場を設け意見を述べ、(河川管理者が)聞くという事をやって欲しい。</p> <p>あらゆる人が参加できるよう、もう少し会場を増やし、日程を増やしていただきたい。</p>	<p>Dさん (下流域:徳島)</p> <p>Aさん 付箋紙</p>	<p>会場の設定については、住民のみならず、多く参加できるように選定しておりますが、これからも、できる限り分かりやすい場所になるよう設定していきます。</p>	<p>—</p>
<p>その他-10 ファシリテータの選定方法について</p> <p>なぜ、ファシリテータを選定したのか。また、コモンスズに派遣要請をするに至った経緯は公開されているのか。</p> <p>ファシリテータへの委託費用について、教えてもらいたい。</p>	<p>ファシリテータを務められたコモンスズさんに、国交省がファシリテータの派遣要請をするに至った経緯は公開されているか。たとえば、他団体にも、同様の要請を行ったのか。</p> <p>今日の会、なぜコモンスズに頼むのか。今まで、国交省住民の意見を聞く会をやられていたのですから、そういうふうにはやられていいのではなからぬか。今のコモンスズさんのようなやり方を取り入れられてご自分でやったらいいのではないかと。</p> <p>今後またこういう会をコモンスズがファシリテータでやるのですか。</p> <p>有識者の方の意見と、これからの会の進め方ですけれど、下流域に戻ってきたときには、また違う形でコモンスズさんが会ができるのかどうか、そういう意図があるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。</p> <p>進行を第三者的な中立的な立場のコモンスズさんにお願いをしたいという事は、いいと思う。</p>	<p>21</p> <p>Aさん 付箋紙</p> <p>A1さん 付箋紙</p> <p>Z1さん 付箋紙</p> <p>A2さん</p>	<p>ファシリテータ選定の経緯については、社団法人土木学会四国支部からファシリテータの人材を有する団体等の推薦をいただき、人材の保有や地域特性等を考慮し、選定を行いました。</p> <p>詳細は、吉野川水系河川整備計画のホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)及び特定非営利活動法人コモンスズのホームページ(http://www.commonsv-or.jp/)で公開しておりますので、ご覧下さい。</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【議案】内容
	費用は幾らかかっていますか。全部オープンにしてやるべきです。それから、ごまかすから、不信任を(抱きます)。	A1さん (下部域:徳島II)		-
	コメントさんにいい意見言ってます。国交省のつかみどころのない間の抜けなような話、またこっちは住民の批評も厳しい意見を言われて大変苦労したと思います。1時間30分で講求しなさい。	A3さん (下部域:徳島II)		-
その他-11 グラウンド・ルール 「意見の反映」について				
グラウンド・ルールは現状では、住民意見を反映できる仕組みとは言えないので、改善を要する。	グラウンド・ルールは現状では住民意見を反映できる仕組みとは言えない。改善を要する。	C1さん (下部域:徳島II)	「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルールに関する意見等については、平成18年6月28日～8月6日まで実施しておりますが、今後とも意見募集を行い、必要な場合改訂を行います。	-
その他-12 公聴会について				
流域団体の方で意見を発表する場が公聴会であるというふうにお答えいただいているので、公聴会の日程を教えてください。	公聴会は、まだ日程は決まっていないところで、流域団体の方で意見を発表する場が公聴会であるというふうにお答えいただいているので、そちらの方を答えていただけたらと思います。	Hさん (下部域:徳島II)	公聴会の開催について、具体的日程はまだ決定しておりません。決定次第、速やかにみなさまにお知らせしたいと思います。	-
その他-13 広報活動について				
PRが十分ではなかったのではないか。住民の方々にもう少し周知徹底してたくさん来ていただくように考え直すべきだと思います。	今回の参加体制がどのようになっているのか。PRが十分ではなかったのではないかと。住民の方々にもう少し周知徹底してたくさん来ていただくように。このような会議をする上には、もっと幅広く周知徹底を次回はお願しておきたい。PRが十分ではなかったのではないかと。住民の方々にもう少し周知徹底してたくさん来ていただくように。今回は意見募集の広報が不十分であり、多くの住民が意図を持っていないから、それを述べる機会を失っています。広報の仕方について、考え直すべきと考えます。もっと前から(開催案内を)発表してもらいたい。	Dさん 知(県) Eさん 知(県) Hさん 知(県) Pさん 知(県) C1さん 知(県)	「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」開催についての広報活動については、会を開催する前に、開催日時・場所などを記者発表し、四国地方整備局のホームページ(http://www.skr.mlit.go.jp/)や吉野川水系河川整備計画のホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)等への掲載、地域の防災無線や、FMラジオでの放送などを実施しております。今後は、流域住民のみならずから数多くのご意見をいただけるように、新聞への折り込みチラシや、ケーブルテレビを利用した広報活動などを実施し、更に広報の充実を図っていきたくないと考えております。	-

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なことであり、このことでも可動堰計画が行われてきたことでも打たれていない。今回、先送りをするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。</p>	<p>吉野川の治水・利水は、第十堰を抜きに考えられないことから、第十堰のあり方を説明すべきである。</p>	<p>パブリックコメント</p>	<p>61 今後の進め方> 平成16年4月に発表した「『よりよい吉野川づくり』に向けて」における基本の考え方に基づき、吉野川水系河川整備基本方針を策定し、吉野川河川整備計画を「吉野川の河川整備(直轄管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、各々の検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を策定します。</p>	<p>—</p>
<p>09年に決定した「河川整備基本方針」により、第十堰の可動堰問題の再浮上が必要となりました。</p>	<p>第十堰を除く堤防整備に重点が置かれ、抜本的な部分が含まれていないように感じます。</p>	<p>パブリックコメント</p>	<p>62 策定にあたっては、専門的立場の学識経験者、流域住民の方々及び関係知事・市町村長から多くの意見を幅広く聴取し、情報公開、住民参加のもとで、具体的な整備内容の検討を進めます。</p>	<p>—</p>
<p>河川の連続性の確保(P101)においては第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。</p>	<p>住民の安全と財産を守るのが国交省の仕事であることから、第十堰の計画も(整備計画に)盛り込むべきでは。</p>	<p>パブリックコメント</p>	<p>63 1.「吉野川の河川整備(直轄管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)(中略) 2.「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、平成16年4月27日の「『よりよい吉野川づくり』に向けて」で表明したとおり進めるため、これまで検討してきた可動堰以外のあらゆる選択肢について検討・評価をすべく、まずは、戦後最大規模となった平成16年の洪水についての分析をはじめとして必要な基礎調査を行います。その後、それらの結果を踏まえて検討・評価します。</p>	<p>—</p>
<p>第十堰問題は棚上げするはずが、一転、調査を開始すると報道されました。整備局は、住民の意見を聴く意志があるのか。</p>	<p>第十堰問題は棚上げにするとおいて8月27日に第十堰の調査を開始すると急に報道されたから、国交省四国地方整備局は県民の意見を聞く意志があるのか疑問です。</p>	<p>パブリックコメント</p>	<p>70 素案を作るにあたって第十堰を除くのは不自然です。どうしてですか。</p>	<p>—</p>
<p>吉野川に見られる、数々の堰について、どのような対策をお考えでしょうか。</p>	<p>下流域の問題を考える上で、第十堰を除いて議論することにはやはり違和感がある。(どうしようもないことも理解できるが)</p>	<p>流域住民(下流域・島II) HJさん 付箋紙</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>河川断面は洪水対策として重要と思いが第十堰は流路阻害とならないのか。</p>	<p>第十堰がなぜ素案からはずされるのか。これまで、洪水の原因といわれて来たのに、十分な説明がなければ他の議論も空論に終わってしまう。</p>	<p>流域住民(下流域・島II) VIさん 付箋紙</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>第十堰を放置しておいて上流の整備はあり得ないと今まで言ってきたことに対して、方向転換したのかというご説明はなさるべきだと思う。</p>	<p>第十堰問題は緊急に整備計画を建てよ(近年の異常気象は地球規模的にも恐れを覚えるよう)</p>	<p>流域住民(下流域・島II) HJさん 付箋紙</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>上堰の青石ぐみ、下堰の工法など文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えたい。</p>	<p>可動堰をやらせない、固定堰を残すということが決まってから、意見がいろいろ出るのです。肝心かなめのものを除いて議論しろといってもできるわけがない。</p>	<p>流域住民(下流域・島II) AIJさん</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>今回の計画は第十堰問題について外されており、やはり根本的には無理がある。</p>	<p>パブリックコメント</p>	<p>75</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>集中豪雨になると思うだけではないかと思いきや、こんな不安をどりのそいで頂きたい。身近な人の不安をよそに可動堰に反対した無責任な人達は何を考えているのでしょうか。</p> <p>河口堰(第十堰)の可動堰、賛成する。</p> <p>徳島市の水源である第十堰の上堰あたりには、水流があつまり、水源の井戸のある崖がかなり侵食されています。この侵食をやわらげるために六条の川原を掘削し取ってしまったらと思う。</p> <p>徳島市住民、石井町では、上水道の水源として吉野川の水を利用しているが、(六条大橋の下流では)河床変化によって、その水源が壊れたという現状がある。その原因を把握しながら計画に入れないというすさんださを指摘したいと思う。</p> <p>六条大橋の下流では、アカメナギの繁茂によって河床変化があり、流れが変わったことは国交省も管理者として把握してははず。(台風の23号で大きな破壊をして、なおかつこの計画の中にそれが入っていない。砂州をもとに戻す計画が入っていない。</p> <p>(第十)堰の上に、30万市民の水源があることを認識すべきである。</p> <p>水源が洪水などで破壊されないよう水防に努めていただきたいが、第十堰周辺においてどのような整備計画を行おうとしているのか。</p> <p>第十堰の上流河道においても洪水流下に支障となる樹木の伐採を行うこと。</p> <p>第十堰の上流河道において、洪水流下に支障となる木々の伐採をしてはどうか。</p> <p>鳴門市内の上水・工水は、旧吉野川から取水していることもあり、できるだけ早く、抜本的な第十堰の対策部分の整備計画策定手続きに着手していただきたい。</p>	<p>11 パソコメ</p> <p>12 パソコメ</p> <p>62 パソコメ</p> <p>76 パソコメ</p> <p>80 パソコメ</p> <p>101さん 付箋紙</p> <p>鳴門市長 (下流域)</p>		-

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>「抜本的な第十層の対策」を整備計画に反映させる場合は、第十層に関する調査の進捗やスケジュールを説明して頂きたい。</p> <p>第十層検討の場の設置スケジュールを説明してほしい。</p> <p>「抜本的な第十層の対策」のあり方については、整備計画と同じ30年のスパンで考えているのか。それとも、基本方針のように、もっと長い(150年程度)長期的な計画を考えているのか。</p> <p>今回の整備計画は、「抜本的な第十層の対策」除きて算定出来ると考えているのか、策定が可能であれば、その理由を教えてください。</p> <p>第十層の抜本的な対策についての検討は、いつ頃からどのようなやり方で行うのか。</p> <p>現時点の検討の方法は、十分な情報公開がされていくのか。今後、第十層の検討で、突然仕組みが発表されるのであれば、これは住民合意というにはほど遠く、再び混乱が起る心配がある。</p> <p>「抜本的な第十層の対策」のあり方についての検討はいつ、どのように、進めていくのか？</p> <p>第十層問題等の大きな事業はかりにとらわれず、築堤や排水ポンプ設置など、今すぐに必要なものから早急に取り組んでほしい。</p> <p>第十層以外にも、危険な場所がたくさんあるのではないのか。</p>	<p>Cさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>Cさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>Cさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>Cさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>Eさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>Cさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>Gさん 部城住民 (下流域:備島)</p> <p>29 パブコメ</p> <p>39 パブコメ</p>		-

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なことであるという事で可動堰計画が行われてきた。にもかかわらず、6年間、何の手当でも打たれていない。今回、先送りをするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。</p> <p>10年ぐらいい前、住民投票が盛り上がったときに、県民の生命と財産を守るために、今すぐにも(第十堰が)壊れるみたいな話でパンフレットをつくって県民に危機感をおおたので、それが、どうするか決まっていなくて、これはそのままおいていいのですか、それは非常に無責任な話だと思う。</p> <p>05年に決定した「河川整備基本方針」により、「治水と支障となる施設固定堰に必要な対策を行う」との文書が盛り込まれたことにより、可動堰建設は白屋敷となり、可動堰問題再浮上必至となりました。</p> <p>第十堰問題を早急に取り組み。</p> <p>第十堰建設以来、現固定堰が壊滅的打撃を被ったと言っ話はなく、国家財政逼迫の折りから、「可動堰建設」は断念し、「現固定堰」を、ご先祖様や子々孫々のためにも愛憎を込め、補修管理をすべき。</p> <p>近年の洪水は、内水によるものも多く、第十堰が原因のものはないと思う。可動堰がないと云々と不安をおおる意見にはきちんと説明してほしい。</p> <p>第十堰は今のままで危険と思われる所は補修して可動堰が又浮上しないように。</p> <p>水洗便所がこの五、六年で10倍になっている。最終的に、全部水洗便所になって、それが皆、吉野川へ流れてくる。それを可動堰でせきとめてしまったらどうなるのか。可動堰は絶対つくらんように。</p>	<p>06</p> <p>08</p>		<p>1</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>河川の連続性の確保(P101)においては第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。</p> <p>堰が原因でその周辺が決壊する対策について16年の23号台風では、園瀬川に構築されていますが、この堰の決壊はまず堰の面岸がえぐり取られ、最後に堰が決壊して水路となり水位が下がるという、典型的な決壊の仕方がみられたわけですが、川の大ささばらちがついていても、原理は同じでありますので、吉野川に見られる、数々の堰についても、どのような対策をお考えでしょうか。</p> <p>河川断面は洪水対策として重要と思うが第十堰は流路阻害とならないのか。</p> <p>第十堰を放置しておいて上流の整備はあり得ないと言われてきたことに対して、方向転換したのであれば、なぜ方向転換したのかという説明はなされるべきだと思う。</p> <p>上堰の青石ぐみ、下堰の工法など文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えてほしい。</p>	<p>80</p> <p>パブリックコメント</p> <p>田口さん 郡城住民 (下流域:徳島川)</p> <p>田口さん 郡城住民 (下流域:徳島川)</p> <p>田口さん 郡城住民 (下流域:徳島川)</p> <p>田口さん 郡城住民 (下流域:徳島川)</p> <p>田口さん 郡城住民 (下流域:徳島川)</p>		-

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【提案】内容
<p>③ 直轄管理区間外の整備等について</p> <p>その他-15 高知県管理区間の直轄化要望について</p> <p>早明浦ダム下流の指定区間を直轄管理区間にいれたい。直轄管理区間外に指定区間をいれたい。ダム設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくという事を明確にするべきである。</p> <p>上流域を直轄区間に加えるという地元要望を、本省に本当に伝えられるか。</p>	<p>行政の立場での管轄ということはあると思うが、吉野川流域の住民として、生活エリアとして、吉野川の湧流、それから生活基盤は一緒である。直轄の管理であれば、全体の川の流を管理するのが本来の姿であるべきと思うので、大豊町、本山町、三好市も一緒に管轄に入るべきではないか。</p> <p>上流域を国土交通省に訴えて、直轄区間に入れる考えがあるのかお聞きしてください。</p> <p>ダム等の管理の問題として、直轄で管理し、ダムの設置者としての責任を直下流、特に本山、土佐町、大豊町の浸水対策あるいは河川環境の整備、浸水機能の向上について、解決しないとなかなか難しい。</p> <p>(早明浦)ダム直下の土佐町、本山町、大豊町について、今回の計画で直轄管理区間として拡大して具体的な計画まで載せてもらうという事でなければ、容認できない。</p> <p>上流域を直轄区間に加えるという地元の要望を、本省に本当に伝えられるか。</p> <p>この河川整備計画は、この先30年ダム上流域には何もなしという計画であり、壱た落ちがあって、遺憾である。これから30年下流域の整備を直轄で上流域には何の対策も講じないということ、ダムは、ダムの設置者として、全く無責任ではないかと思っている。ダム設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくということを明確にするべきではないかと思う。</p> <p>治水・利水機能を備えたダムを設置し管理する責任において、流域は1つなのだから管理されるべきで、住民に配慮すべきだ、という考えである。</p> <p>(早明浦)ダム下流域の直轄化の話の中で、予算軸と時間軸から言って無理だという話だったが、30年という期間がどれくらい長くて大きな時間かということをわかってきているのか。</p> <p>(早明浦)ダム直下流の直轄区間でないところがなぜ計画で取り上げられていないかの説明で、被害の大きいところから対策をしていくという説明があった。その発言に非常に憤りを感じ、撤回してほしいと思った。</p>	<p>Bさん 郡城住民 (上流域・高知県)</p> <p>Gさん 郡城住民 (上流域・高知県)</p> <p>本山町長 甲町村長 (上流域)</p> <p>土佐町長 甲町村長 (上流域)</p> <p>Gさん 郡城住民 (上流域・高知県)</p> <p>本山町長 甲町村長 (上流域)</p> <p>大豊町長 甲町村長 (上流域)</p> <p>大豊町長 甲町村長 (上流域)</p> <p>大豊町長 甲町村長 (上流域)</p>	<p>指定区間の直轄管理区間への編入に関しては、国土交通省令により以下に示す条件の何れかに該当することが必要であることから、早明浦ダム下流指定区間の直轄管理区間への編入は、難しいものと考えています。</p> <p>なお、高知県は、今後早明浦ダム下流の指定区間について河川整備計画の策定に向けて取り組む予定です。</p> <p>直轄管理区間への編入のための条件</p> <p>1.河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から一体として管理する必要がある区間であって、次の何れかの該当するもの。</p> <p>イ 河川の氾濫により当該河川の流域における市街地等に甚大な被害が発生するおそれのある区間。</p> <p>ロ 水系に属する河川の流量、水質等に著しい影響を与えらるおそれのある貯留、取水等が行われる区間。</p> <p>ハ 水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間。</p> <p>ニ 二以上の都府県の区域にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全状態の利害を調整する必要があると認められるもの。</p> <p>2.前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設(当該区間に存するものを除く。)が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間。</p> <p>3.洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は濁水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題が生じている水系に属する河川の区間であって、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等の理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの。</p> <p>4.前各号の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口までの間の区間であって、前各号の区間と一体となって管理することが必要と認められるもの。</p>	

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>その他-16 高知県管理区間の浸水被害について</p> <p>早明浦ダムは放流によって、ダム下流の県管理区間で、護岸などへの被害が発生していること、どのようになっているのか。</p>	<p>早明浦ダムの放流により、ダム下流の県の管理区間で、護岸などへの被害が発生していること、どのようになっているのか。</p> <p>平成16年10月20日の台風23号で、(早明浦)ダムの放流により大豊町の敷居のハウスが壊れたという現状があるが、これに対してはダムの影響ではないという考えだろうか。</p>	<p>郡城住民(上流域、高知県)</p> <p>郡城住民(上流域、高知県)</p> <p>早明浦長(上流域)</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他-17 高知県管理区間の改修要望について</p> <p>早明浦ダムの放流によって、地藏寺川がせき止められないようにするべきではないか。</p> <p>早明浦ダムから池田ダムの間で、洪水時にどこが浸かるのか教えてほしい。</p> <p>直轄管理区間や県管理区間の区別なく、危険な箇所は改善することを計画に載せてほしい。</p> <p>早明浦ダムを建設し、水利用を開発し恩恵を与えている、それに係る管理という考え方で言っている。</p>	<p>本来は一本の河川として管理するのが本当ではないか。(早明浦)ダム直下の高知県側の住民が被害をこうむっているという現状があるので、今後、検討の中へ入れてほしい。</p> <p>(事前放流の実施による対策)ができないのならば、現在掘っている田井の下あたりから、もう少し200～300m下(流)にまで掘削して、地藏寺川をせきとめることにならないようにするべきではないか。</p> <p>池田ダムから下流の話がほとんどで、私どもには実感が無い。直轄だろうと何だろうと一本でつながっているものであり、国がかかわっていることである。ぜひ次の会合のときには(早明浦)ダムの直下から池田ダムまでの間で、洪水時にどこがつかかるのか、御存じだと感づいて、ぜひお聞かせください。</p> <p>危険箇所については上流域であろうが、必要などは改善し、計画に載せていく、ということが行政としての努めではないか。</p>	<p>Bさん (郡城住民 上流域・高 知県)</p> <p>Aさん (郡城住民 上流域・高 知県)</p> <p>Fさん (郡城住民 上流域・高 知県)</p> <p>甲町村長 (上流域)</p> <p>大川村長 (上流域)</p>	<p>高知県は、今後早明浦ダム下流の指定区間の整備計画策定に向けて取り進む予定です。平成16年台風23号での浸水区域については水資源機構が概略を把握しており、提示します。なお、本河川整備計画では直轄管理区間を対象として実施する施策を記述しています。</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【提案】内容
	<p>直轄管理区域であるが、県管理区域であろうが吉野川に連なると、今回30年先を算定する計画なので、しっかりと高知県とも調整を図ってほしい。</p> <p>今の整備計画は、これから30年は何もしてくれないという計画なので非常に遺憾に思う。</p> <p>事前に整備計画を熟慮したが、歴然とした上流域に対する整備計画が無に等しい。</p> <p>吉野川の場合、治水、利水のために四国の命として早明浦ダムを建設し、水利用を開発し恩恵を与えている、それに係る管理という考え方を言っている。</p>	<p>土佐町長 (上流域)</p> <p>大豊町長 (上流域)</p> <p>大川村長 (上流域)</p> <p>大豊町長 (上流域)</p>		
	<p>その他-18 徳島県との連携について</p> <p>整備計画について吉野川を宗全に整備していくと、それに流れ込む支流の整備も支流の方ではどのようになるか危惧いたします。その点について市町村と十分に連携をとっていただき、今後取り組んでいただきたい。</p>	<p>徳島市長 (中流域)</p> <p>Eさん</p>	<p>整備計画素案のとりまとめに際しては、徳島県と連絡調整を行っているところですが、過去から事業の実施段階等で個別に改修部へ流入する支川の河川管理者や市町村とも調整を図ってきたところであり、今後とも連携を図りつつ整備を進めていきたいと考えています。</p>	
	<p>その他-19 高知県との連携について</p> <p>県管理区域であっても、国として国土保全の考えを指し、連携をとり、どう対策を講じたらいいかを基本に置いて話をしてほしい。</p>	<p>高知市長 (上流域・高知県)</p> <p>Cさん</p> <p>土佐町長 (上流域)</p> <p>大川村長 (上流域)</p> <p>土佐町長 (上流域)</p>	<p>整備計画素案のとりまとめに際しては、高知県と連絡調整を行っているところですが、今後、吉野川における河川整備の円滑な推進に向け連携を行っていきたいと考えています。</p>	

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>その他-20 真光川（徳島県）の整備について</p>	<p>真光川(県管理)のヨシ・立木は、どのようにすれば対応して頂けるのか。</p>	<p>GSさん 郡城住民 (中部地区)</p>	<p>河川管理者である徳島県へ、確認したところ、特に水位上昇の原因となるなど、治水支障となる樹木等については、「河川区域内における樹木伐採基準」にしたい伐採を実施してはいますが、限られた予算の中で対応せざるを得ないのが実情でありますので、特に治水問題となる箇所を最優先に対応しております。 今後とも、出水時の状況や河川環境の保全を総合的に勘案しながら、限られた予算のなかで、工夫しながら適切に対応してまいります。 また、行政だけの力だけではどうしても限りがありますので、一方では、地域の住民が行っている草木の除去に要する費用(人夫賃や機械の借り上げ等)の一部を助成するとともに、児童生徒による除草奉仕活動に対するゴミ袋や手袋の配布等を通じて、県民の皆様の協力をいただきたきながら取り組んでいるところであります。』との回答でした。</p>	-
<p>その他-21 板東谷川（徳島県）の産業廃棄物について</p>	<p>板東谷川(県管理)上流の現在、閉鎖されている廃棄物処理場は、ダイオキシンが流入し、上水が使えるようになる可能性が低い。対策を講じてほしい。</p>	<p>GSさん 郡城住民 (中部地区、北島)</p>	<p>徳島県へ確認したところ、その処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定(廃止基準に適合)に基づき適正に廃止されており、その後の水質検査に異常はなく、土留めや水路等の施設についても問題ないと聞いています。 また、焼却灰についても撤去を完了したと聞いています。</p>	-
<p>その他-22 流域内の廃棄物処理施設の把握について</p>	<p>流域にある廃棄物処理施設を把握して、水質の悪化が起らないようにしてほしい。</p>	<p>BSさん 付箋紙 郡城住民 (中部地区、郡島山)</p>	<p>産業廃棄物施設に関する許可等については、徳島県の環境部局が行っていますが、吉野川の水質事故に対処するため、四国地方整備局では平成2年度より関係各機関と水質汚濁防止連絡協議会を設置し、情報収集や連絡体制の整備しております。</p>	-
<p>その他-23 砂防事業区間の整備について</p>	<p>上流域の漂流では、カワセミが堤防の中で産卵するため、河川工事を行う際には、多自然型工法を取り入れられてほしい。</p>	<p>学識者 小林委員</p>	<p>吉野川の上流域では、カワセミが非常に少なかった。カワセミは、その漂流の堤防の土の中に穴を掘って産卵するので、今後、工事等を行う場合には、ぜひとも多自然型の工事を取り入れてほしい。</p>	-

6. その他	テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【施策】内容
<p>④ 国土交通行政へのご意見・ご質問について その他-24 調査・検討資料の情報公開について</p>	<p>錦山川における河川水辺の国勢調査について、閲覧方法を教えてください。</p>	<p>（錦山川での河川水辺の国勢調査は、5年前にもやられているのかどうか、やられているのなら、そういう資料がどういったふうにしたら閲覧できるのかを教えてください。）</p>	<p>田中市長 (上流域・愛媛県)</p>	<p>河川水辺の国勢調査結果については公表しておりますので、四国地方整備局や水資源機構の事務所にお問い合わせ下さい。</p>
<p>その他-25 旧吉野川の樹木伐採について</p>	<p>大寺橋付近で、木の伐採やごみの清掃をしていたとき、感謝している。川端地区も木の伐採が必要なのがあるのでは、よろしく願いたい。</p>	<p>田中市長 (下流域)</p>	<p>坂野町長</p>	<p>樹木の伐採やゴミについて、今後必要に応じて環境の観点からでもできる限り実施していきたいと思っておりますので、河川清掃などのご協力をお願いします。</p>
<p>その他-26 光ファイバーの占用について</p>	<p>光ファイバーを市町村にも開放していただきたい。</p>	<p>田中市長 (中部域)</p>	<p>美馬市長</p>	<p>光ファイバーを堤防沿いに整備しており、一部の区間においては、光ファイバー芯線開放を実施していますので、利用計画がある場合は、協議をして頂ければ可能な範囲で対応していきたいと思っております。</p>
<p>その他-27 防災エキスパートについて</p>	<p>吉野川における防災エキスパートの人員は何名ですか。</p>	<p>パソコ</p>	<p>31</p>	<p>徳島県全体で46名(H18.7月現在)の防災エキスパートが登録されています。</p>
<p>その他-28 採取砂利の活用について</p>	<p>取り除いた砂利は公園などで使用したり、建築資材としてお金に活用してはどうか。</p>	<p>パソコ</p>	<p>57</p>	<p>河川の砂利採取については、河川法及び砂利採取法に基づき実施しており、その採取につき採取業者は徳島県条例に基づき採取料金を県へ納めています。</p>
<p>その他-29 堤防構造について</p>	<p>超合金鋼板の打設によって、工期の短縮と堤防の強化に資するべき。</p>	<p>パソコ</p>	<p>45</p>	<p>河川管理施設等構造令では、①工事の費用が比較的安い②材料の取得が容易、③構造物としての劣化現象が起きにくい、④修復が容易、⑤基礎地盤と一体、⑥嵩上げ、拡幅等が容易、⑦復旧が容易・工期も早い等の理由から、堤防は土により築造することを原則としています。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方
<p>その他-30 上・下流域の関係について</p> <p>早明浦ダムは他県に水の恩恵を与えているのに、その下流域ではダムの放流が行われるたびに浸水するなど、何の利益もない。</p> <p>池田ダムは甲水の水源地になっているが、水道や浄化槽という社会生活を支える整備が進まない。川全体で考えてほしい。</p> <p>整備計画は、ダムに係る利害調整する制度について、踏み込んだ計画であるべきだと思う。</p> <p>源流地域は、自分の郷里を犠牲にして利水地域の命を守っている。被害の大きいところからというプライオリティーの問題ではなく、トータルの問題として見て欲しい。</p> <p>源流地域では、下流域の利水を守っているにも関わらず、ライフラインの整備が遅れている。</p>	<p>ダム管理規程に匹敵するような放流は行われず、下流では田んぼがつかない、ハウスが傾き、修理もできないような状態になる。水は全部香川県が使うのに、我々には何の利益もない。このような不公平は日本の本質にあるのではないかと思う。</p> <p>(早明浦)ダム直下で恩恵を受けていることは少ないと思う。早明浦ダムが湧水すると、香川県、徳島県の方から臭いに来るが、残っていくものはごみだけで、地元の人たちはごみ拾いに徹していないといけないときもあるのだ、そんなことも言ってお願いをしたいと思う。</p> <p>池田ダムは香川用水や吉野川北岸農業用水の水源地になっているが、水道や浄化槽という社会生活を支える整備が進まない。徳島県の水処理整備も厳しい。上流域が水を守っているという意識を持っていることを、下流域で思ってくれてしかるべきだ。国交省が思い切った政策を講じれば、大多数の下流域も喜んでくれるのではないかと、川の管理も喜んでくれるのではないかと、川も大きな意味で考えて頂く必要があると思う。</p> <p>治水、利水機能のあるダムの管理をすることで利益(メリット)を得る地域、デメリットがある地域の利害を調整する制度について、30年の整備計画の中で検討した経緯があるのかどうか、今後どうなのかについて伺いたい。</p> <p>河川を管理することは、流水を利用し、治水、利水を行い、その水をいかに守っていくかということである。その中で、当然利害がある。それを調整する制度について、この整備計画がそこまで踏み込んだ、全体を見据えた計画であるべきだと思う。</p> <p>源流地域は、自分の郷里を犠牲にして利水地域の命を守っているというプライオリティーを持っているので、整備計画は被害の大きいところからというプライオリティーの問題ではなく、トータルの問題として見て欲しい。</p>	<p>CSさん 郡城住民(上流域・高知県)</p> <p>Dさん 郡城住民(上流域・高知県)</p> <p>三好市長 甲町村長(中流域)</p> <p>大豊町長 甲町村長(上流域)</p> <p>大豊町長 甲町村長(上流域)</p> <p>大川村長 甲町村長(上流域)</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規定に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時において流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p> <p>水源地域の重要性を理解のため、下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、一層理解していただけるよう努めてまいります。ゴミについては関係機関と連携し、モラル向上に努めます。</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
<p>その他-31 河川利用への水量補給について</p>	<p>アウトドアスポーツの普及により、河川に水量が必要となるため、かんがい期などの水量をもう少し幅広く運用できないか。</p>	<p>甲町長 (上流域)</p>	<p>本山町長</p>	<p>—</p>
<p>最近、アウトドアスポーツで河川の利用が盛まっているため、かんがい期の流入量をもう少し幅広くとれないか(例えば5月以降も3月のかんがい期並の水量で確保するなど)。整備計画とも別かも知れないが、考慮して欲しい。</p>	<p>山崎ダムは、河川利用が高い吉野川本流の流況に直接関係するので、他の発電施設との連携などにより、より安定した変動の少ない放水運営に改善ください。</p>	<p>パブリック</p>	<p>78</p>	<p>78</p>
<p>その他-32 発電事業について</p> <p>山崎ダムの調節機能が十分働いていないのではないか。</p> <p>早明浦発電所からの放流を安定したものに改善してほしい。</p>	<p>山崎ダムは、早明浦ダムからの発電放水を貯留などにより調整し、山崎ダムより下流の河川流量を安定化する施設だと思えますが、その調整機能が十分働いていると思えないため、運用の改善を要望するとともに、調整のための貯留量が不十分であれば、貯留量の増大のための改造をご検討ください。</p>	<p>パブリック</p>	<p>78</p>	<p>78</p>
<p>その他-33 占用地の修繕について</p> <p>鴨島グラウンドは、洪水のたびに被災するため、対応をお願いしたい。</p>	<p>吉野川市市民グラウンドを続けて災害に遭い、約3500万の修理費がかかってくる。ふざけたくはないが、何か対応や知恵がありましたらお願いしたい。</p>	<p>甲町長 (下流域)</p>	<p>吉野川市長</p>	<p>—</p>
<p>鴨島グラウンドの整備をお願いします。洪水などですぐ利用できなくなるのでスポーツができなくなる。</p>	<p>鴨島グラウンドの整備をお願いします。洪水などですぐ利用できなくなるのでスポーツができなくなる。</p>	<p>パブリック</p>	<p>36</p>	<p>36</p>
<p>占用物件の管理については、許可受人が対応することとなりますので、ご理解をお願いします。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案】内容
<p>その他-34 銅山川の完全分水水問題について</p> <p>銅山川の完全分水の問題について配慮して頂きたい。</p>	<p>銅山川は完全分水で、愛媛県へ利水している。愛媛県は四国の産物の盛んな町になっている。今日の所管の話ではないが、完全分水の問題についても配慮いただきたい。</p> <p>愛媛分水により、新宮ダム下から吉野川合流までは、川と呼べるような状況ではなく、漁業その他の水棲生物の生息はごくわずか、漁業は実質壊滅しています。新宮ダム(ないしは影山堰)からの放水の増加を要望します。</p>	<p>市町村長 (中部域)</p> <p>三好市長</p> <p>78</p>	<p>銅山川では、富郷ダム建設に伴い設置された「影山堰」を活用した河川環境の保全のための放流を試行的に行うとともに、関係機関と連携したモニタリング調査を今後とも実施していきます。</p>	
<p>その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて</p> <p>日本はまだまだダムをつくるのが外国では、ダムを取り払っていきいますが、日本はまだまだダムをつくっていくのですか？ 国の今後の方針を知りたいです。</p>	<p>郡町村長 (下部域、備前) 島田</p> <p>ひささん 付箋紙</p>	<p>アメリカでこれまでに撤去されたダム施設は、大半は高さ15m以下で、日本では「堰」と呼ばれるものです。その多くが、発電、レクリエーションを目的としたもので、既に使用不能な施設や老朽化等により安全面で問題のある施設、維持修繕費がかかりすぎ経済的になりたない施設です。</p> <p>また、「米国連邦政府および州政府においてダム建設を全面的に中止・休止したわけではなく、西部の州においては現在も州政府により大型ダムを建設中である」とされており、ダム建設そのものが中止されたわけではありません。また、世界ダム会議(ICOLD)が1999(平成11)年9月にまとめた資料によると、カリフォルニア州などの水害給の逼迫している地域などで、42ダムが工事中とされていると</p> <p>国土交通省の河川整備にあたっては、最初からダムを排除することなく、また、ダムにこだわることなく、個々の河川や地域の特性を踏まえて、堤防や遊水池、ダムなどを総合的に検討し、最も適切な組み合わせで実施することが必要と考えています。</p> <p>(国土交通省HPより抜粋・要約)</p>	<p>アメリカでこれまでに撤去されたダム施設は、大半は高さ15m以下で、日本では「堰」と呼ばれるものです。その多くが、発電、レクリエーションを目的としたもので、既に使用不能な施設や老朽化等により安全面で問題のある施設、維持修繕費がかかりすぎ経済的になりたない施設です。</p> <p>また、「米国連邦政府および州政府においてダム建設を全面的に中止・休止したわけではなく、西部の州においては現在も州政府により大型ダムを建設中である」とされており、ダム建設そのものが中止されたわけではありません。また、世界ダム会議(ICOLD)が1999(平成11)年9月にまとめた資料によると、カリフォルニア州などの水害給の逼迫している地域などで、42ダムが工事中とされていると</p> <p>国土交通省の河川整備にあたっては、最初からダムを排除することなく、また、ダムにこだわることなく、個々の河川や地域の特性を踏まえて、堤防や遊水池、ダムなどを総合的に検討し、最も適切な組み合わせで実施することが必要と考えています。</p> <p>(国土交通省HPより抜粋・要約)</p>	

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
⑤ その他			
その他-36 回答の特定できなかつたご意見	環境について樹木管理に重点をおいているが、根本的な環境問題を考えてみてはどうか。	パゾコメ	-
	徳島の土木技術は全国水準よりも遅れていると感ずる。	パゾコメ	素案のどの項目に対しての意見が特定できないため、具体的な項目をお知らせ下さい。
	この案は空と海のような案です。もっと具体的に、抜本的な対策にしてください。整備計画が重すぎます。	パゾコメ	33
	100万匹の鮎がのぼる川づくりの実行。	パゾコメ	62
	高知、愛媛での源流の管理、山肌、の下草の維持、木のすきとり、広葉樹の補植奇岩があるから美しい。この奇岩の管理枯草コンクリート、アンカー等。表面排水路をボラコン、六あきコンクリート土で通す事。表面排水路工のネットワーク。砂防えん堤等。注意すること。砂防えん堤の下側に土をくっつけておく事。源流の維持管理も同じ。根巻コンクリート、アンカー工。消音消波ブロック工等。等にダムとの維持管理に気を付ける事。吹付コンクリート工等。さめうらダム。厚みの検討。穴をあけてこころ。水位調整がトート式がよい。	パゾコメ	63
	法面緑化工事、水を資源として考える事。多段堰化。約流を常流化。消音効果を得らうっての消波工。池田ダムでの水の炭素浄化。洪水時の板野での配力工。テトラのダテ積、ヨコ積で管理堤防の保護。洪水時をチャンスと思い多段堰。かすみ堤などによる水のたぐわえ。	徳島県住民 (下流域:徳島II)	K2さん 付箋紙
	川の価値 川は暮らしの恵の源。社会資本としての価値をまっと見直し、将来にわたって保証されることを求めたい。	徳島県住民 (島II)	XIさん 付箋紙
	下流域の塩水化対策(特に地下水)河口堰(東環境大橋付近)塩水化して欲しい。	徳島県住民 (下流域:徳島II)	G2さん 付箋紙
	船が池田ダムまで通行できるようにしてもらいたい。	徳島県住民 (下流域:徳島II)	T2さん 付箋紙
	今後30年、100年後もおいしい魚が食べたい。魚の消費を確保できるように食物連鎖がくずれないように、もう一度具体的な調査、計画づくりをして下さい。	徳島県住民 (下流域:徳島II)	T2さん 付箋紙

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【提案】内容
	<p>お金をかけるより頭を使ってほしい、人間の損失にならないよう、世帯に降れる吉野川であってほしい、と切に要望いたします。</p> <p>河川湧水枯渇の原因は、元建設省が海水止めと称して堤防にブロックを積み、セメントで固めたためである。川の改修工事は岩を積み、砂利を積み岩を積み、この際河川水門を設けて洪水時間閉鎖にすべき。</p> <p>潜水橋によるセキ上げ量はいくら程度ですか。</p> <p>水の管理について、今月水質調査を実施させていただきますがBOD、気温、水温、酸性、不法投棄等を調査する予定です。毎年悪化の傾向にありながら対策の強化をお願いしたい。牛の糞、人間の糞尿の悪化、本学西部がワースト位とはなさげなく、医療も打ち切りなれば、それが負担するものであろうか。大きな社会問題です。</p> <p>西岸きれいに整備していますが、向かの理由で整備していると思うのですが、あの雄大な川をどこでも思えるような整備ではなく自然の状態を残したまま、補正するような方法はないものでしょうか？それともせ整備されているのでしょうか？</p> <p>②河川構造物並びに港湾施設の津波対策について。</p> <p>河川環境対策として葦原化した河川敷を作る方向で河川敷は埋立していないように。運動公園等を縮小する。</p> <p>この堰堤とトンネルのコロナレションの葦原が堤防を越えて大きな国土の動脈に繋がって、流動入口の恒常化、生活圏の交流、生産物、観光促進の媒体になることにより中流の発展が川下の未だ開拓の繁栄に繋がって行くことを望まない。この機会を失えば、三好郡は地域間競争に大きく立ち遅れ、取り残された葦原や運葉性は、葦原に液状化し、取り残された余白の地域と存在しなくなる。ここに着目しない政治不在は、益々深刻な地域間格差を助長している。過疎の地域の再生と河川の整備の一体的な目的を住民の一人として提案し、よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>81</p> <p>82</p> <p>13</p> <p>26</p> <p>河川住民 (下流域: 備前島II)</p> <p>河川住民 (下流域: 備前島II)</p> <p>河川住民 (下流域: 備前島II)</p> <p>河川住民 (下流域: 備前島II)</p> <p>85</p>	<p>具体的な箇所が特定できないため、回答できません。</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
その他-37 その他		<p>多様な価値観や互いの人間性を尊重しながら、寛容な精神で認め合うことで、共通理解・共通認識、より良い徳島県と国の行政が推進するのではないかと興味深く参加した。</p> <p>今切川とそれに伴う整備計画をほとんど入れ替えて頂き大変感謝している。</p> <p>平成16年から直轄事業で角の瀬の排水機場、平成17年度から川島の排水機場に着手して頂き感謝している。また、漏水関係についても、今回の整備計画に入れていただき重ねてお礼申し上げます。</p> <p>角の瀬の排水場について、20m³/sの排水能力を持つポンプの設置の許可をいただいております。整備計画のp.67に堤防漏水対策を実施する区間ということがありますが、すばらしいものができつつあると期待している。</p> <p>これまでのディスプレイでは、ピンポイントの箇所が多かったが、総合的な話も聞けて非常によくなるようになってきていると思う。</p> <p>水辺プラザについては感謝している。</p> <p>富郷ダムによって、新居浜市は非常に潤いをもたらしている自治体であり、河川計画でこういうことをやって欲しいということはない。</p> <p>(四国中央市は)1つの市で錦山川の3つのダムを抱え、水資源の恩恵を受けた町だと思う。</p> <p>発言する場合にはルールを守ってやらないといけない。進行係がもう少し毅然とした態度で処理してほしいと思う。</p> <p>名前と住所を言ってくださいと言うのに、ちっともそれを守っていただけではないので、それを完全にお願したい。</p>	<p>Bさん (下流域:北島)</p> <p>Cさん (下流域:北島)</p> <p>吉野川市長 (下流域)</p> <p>市町村長 (下流域)</p> <p>市町村長 (下流域)</p> <p>石井町長代理 助役 (下流域)</p> <p>北島町長 (下流域)</p> <p>北島町長 (下流域)</p> <p>新居浜市長代理 助役 (上流域)</p> <p>四国中央市長 (上流域)</p> <p>Hさん (下流域:徳島)</p> <p>W1さん (下流域:徳島上)</p>	<p>—</p>

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
	<p>吉野川整備計画については、その注意書きのところに、第十連のことは論議しないということになっている。ルールは守れる人間でなければ、どんなにいいことを言われても、それはだめだと思ふ。</p> <p>ルールを外れるようなことは外して、第十連のことはまた後でやるというのだから、それは何年かけてもやっただらいいのだから。注意書きが今日はそういう場ではないという注意書きがあった。それを可哀者も守っていただきたい。</p> <p>前回、国が回答していない点を積み残しにせず、質疑応答を保障した進捗をしてほしい。</p> <p>前回の意見を聞く余において、国交省からの回答は十分と言えなかつたが、リアリティターは質問者が納得いく回答を得るまで責任があるのではないだろうか。</p> <p>今の状態だったら、コメントを外した方が話は早い。意見を聴くだけの立場なんだろう。</p> <p>コメントの立場をもっと明らかにして下さい。そして、住民の意見を整備計画にとり入れて下さい。</p> <p>コメントの実体が、立場が良く理解できません。そもそも澤多さん、澤田さんの本職は何ですか？その立場が大きく影響を与えていると思うのですが、ぜひ教えて下さい。</p>	<p>田さん <small>(下流域: 徳島川)</small></p> <p>CIさん <small>(下流域: 徳島川)</small></p> <p>田さん <small>(下流域: 徳島川)</small></p> <p>AIさん <small>(下流域: 徳島川)</small></p> <p>田さん <small>(下流域: 徳島川)</small></p> <p>AIさん <small>(下流域: 徳島川)</small></p>		-

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	会場・発言者	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【案案】内容
	<p>コモンズは合意形成についてどう考えているのか？この会では議論しないので、(聴くだけのの)意見がない。</p> <p>コモンズのメンバーになれないですか。参加させてもらっていいですか。</p> <p>コモンズはフジリテータの中立性を。住民の意見を、そのまま国土交通省へ、また国土交通省の回答をアンリテーターは代弁しない。</p> <p>グラウンド・ルールの中で、コモンズは国土交通省と契約を結ばれているが、住民とコモンズの関係がややばりちゃんとしてない。国土交通省に対して中立というならば、住民に対して中立でなければならぬのではないか。</p> <p>これだけ100人も人間を集めて、何かちよつと二、三行書いて、それに対して国土交通省の見解はどうですか、これで終わりで済むなら、こんな集めてやることは全くない。</p> <p>ご意見はご意見で発表して、総合的な判断の中で、聞いたらどうですか。時間の無駄です。</p> <p>これだけ大勢の方が本日お集まりいただいているので、発言の方も、時間制限をかけてほしい。時間の無駄になりますので。同じような意見を何度もおっしゃらないということ徹底されたらどうでしょうか。</p> <p>今日の段階では、全議の進め方を協議するとなると、これだけにかかりの時間がかかると思う。今日は今までやってきた、司会者が今考えられている方法でやっていただきたい。</p> <p>コモンズは与えられた範囲内で精一杯よくやられていて。</p> <p>「吉野川水系河川整備計画【案案】は直轄管理区間における今後30年間の河川整備方針について治水、利水、環境等全てにわたって解りやすく十分に説明されている。</p> <p>国土交通省に一言。ゆたかな恵みを未来へ</p> <p>工事責任者(局長、部長、課長)等がその工事に携わる期間が短いのは、十分責任とれる期間在任して欲しい。</p>	<p>S2さん (下部城:徳島県) 付箋紙</p> <p>A1さん (下部城:徳島県)</p> <p>A2さん (下部城:徳島県) 付箋紙</p> <p>S2さん (下部城:徳島県)</p> <p>B1さん (下部城:徳島県)</p> <p>E3さん (下部城:徳島県)</p> <p>B1さん (下部城:徳島県)</p> <p>E1さん (下部城:徳島県)</p> <p>E1さん (下部城:徳島県)</p> <p>B1さん (下部城:徳島県)</p> <p>CSさん (下部城:徳島県) 付箋紙</p> <p>CSさん (下部城:徳島県) 付箋紙</p>		